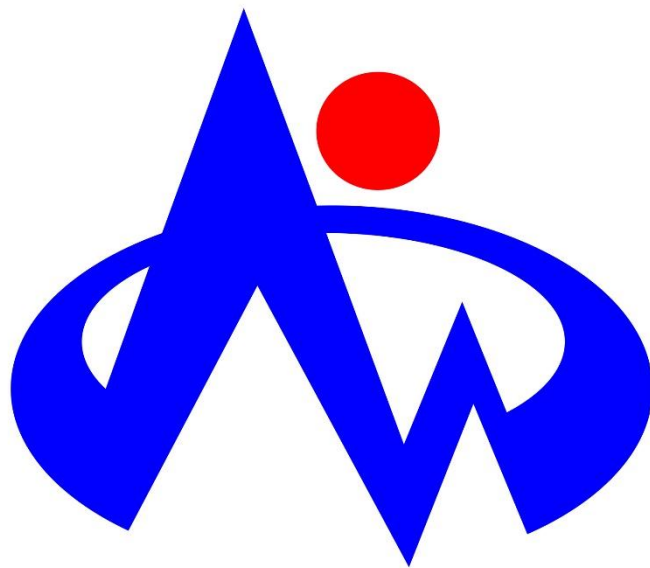


令和 6 年 7 月変更

過疎地域持続的発展計画

(令和 3 年度～令和 7 年度)



長崎県 南島原市

目次

1	基本的な事項	- 1 -
(1)	南島原市の概況	- 1 -
(2)	人口及び産業の推移と動向	- 7 -
(3)	行財政の状況	- 9 -
(4)	地域の持続的発展の基本方針	- 11 -
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	- 13 -
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	- 13 -
(7)	計画期間	- 13 -
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	- 14 -
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	- 16 -
(1)	現況と問題点	- 16 -
(2)	その対策	- 17 -
(3)	計画（令和3年度～令和7年度）	- 18 -
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	- 20 -
3	産業の振興	- 21 -
(1)	現況と問題点	- 23 -
(2)	その対策	- 30 -
(3)	計画（令和3年度～令和7年度）	- 33 -
(4)	産業振興促進事項	- 49 -
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	- 50 -
4	地域における情報化	- 50 -
(1)	現況と問題点	- 51 -
(2)	その対策	- 52 -
(3)	計画（令和3年度～令和7年度）	- 53 -

(4)	公共施設等総合管理計画との整合	- 53 -
5	交通施設の整備、交通手段の確保	- 54 -
(1)	現況と問題点	- 54 -
(2)	その対策	- 56 -
(3)	計画（令和3年度～令和7年度）	- 58 -
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	- 61 -
6	生活環境の整備	- 63 -
(1)	現況と問題点	- 63 -
(2)	その対策	- 66 -
(3)	事業計画（令和3年度～令和7年度）	- 68 -
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	- 70 -
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	- 72 -
(1)	現況と問題点	- 72 -
(2)	その対策	- 75 -
(3)	計画（令和3年度～令和7年度）	- 77 -
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	- 82 -
8	医療の確保	- 83 -
(1)	現況と問題点	- 83 -
(2)	その対策	- 84 -
(3)	計画（令和3年度～令和7年度）	- 84 -
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	- 85 -
9	教育の振興	- 86 -
(1)	現況と問題点	- 87 -
(2)	その対策	- 88 -
(3)	計画（令和3年度～令和7年度）	- 91 -
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	- 98 -

1 0	集落の整備	- 100 -
(1)	現況と問題点	- 100 -
(2)	その対策	- 101 -
(3)	計画（令和3年度～令和7年度）	- 102 -
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	- 103 -
1 1	地域文化の振興等	- 104 -
(1)	現況と問題点	- 104 -
(2)	その対策	- 105 -
(3)	計画（令和3年度～令和7年度）	- 106 -
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	- 109 -
1 2	再生可能エネルギーの利用の推進	- 110 -
(1)	現況と問題点	- 110 -
(2)	その対策	- 110 -
(3)	計画（令和3年度～令和7年度）	- 111 -
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	- 111 -
1 3	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	- 112 -
(1)	現況と問題点	- 112 -
(2)	その対策	- 112 -
(3)	計画（令和3年度～令和7年度）	- 113 -
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	- 115 -
事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分		- 117 -

1 基本的な事項

(1) 南島原市の概況

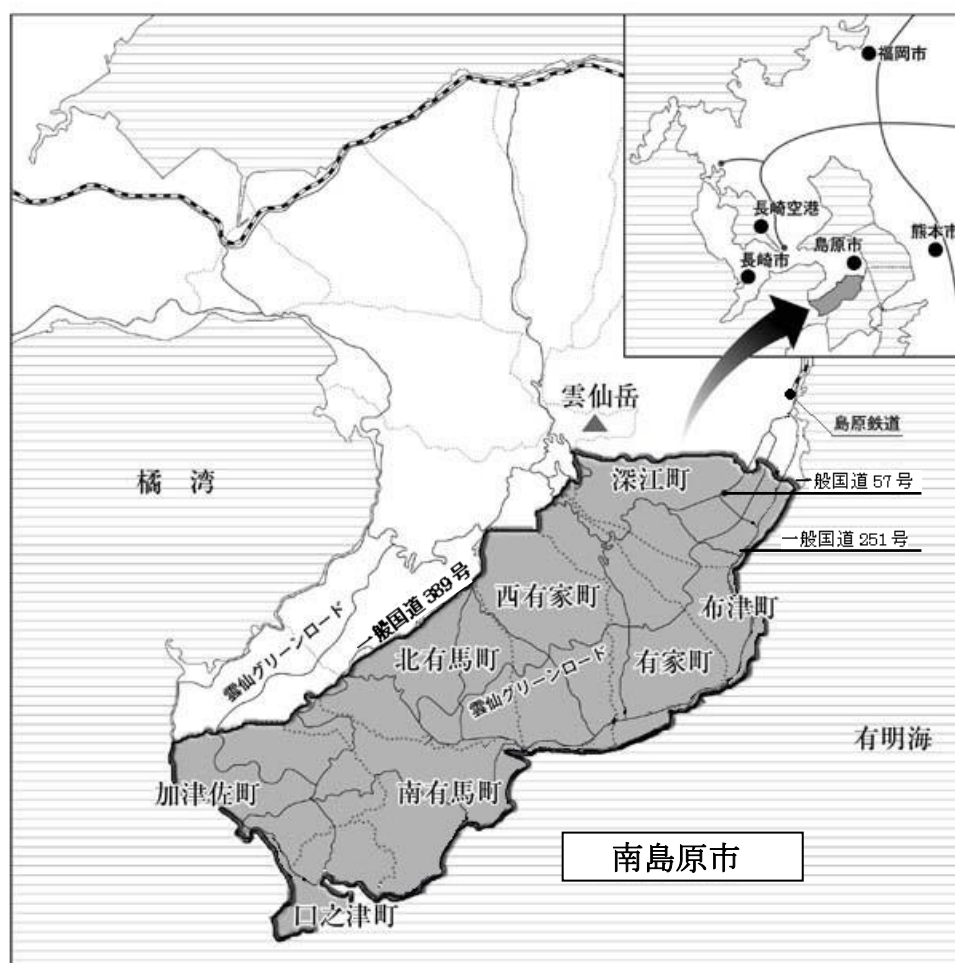
(ア) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然的条件

南島原市は長崎県の南部、島原半島の南東部に位置し、1,000メートルを越える山々が連座する雲仙山麓から南へ広がる肥沃で豊かな地下水を含む大地が大部分を占め、魚介類豊富な有明海及び橘湾に広く面する海岸線を持つ地域であり、北部は島原市、西部は雲仙市と接しており、有明海をはさんで、熊本県天草地域と隣り合っている。

市全体の面積（令和3年1月1日現在）は170.13km²となり、県全体（4,130.98km²）の約4.1%、島原半島全体（約467km²）の4割程度を占めている。また、気候については、温暖気候で適度な降雨量もあり、かつ、日照時間にも恵まれている。冬季は北風を雲仙岳連山でさえぎるため風雪も少ない。

本市の位置する地域は、雲仙天草国立公園に含まれ、雄大な山々と美しい海を併せ持った、南向きで陽光きらめく地域であることが大きな魅力となっている。



② 歴史的条件

本市が位置する島原半島の歴史は古く、8世紀頃にかかれた「肥前風土記」には、既に島原半島が「高来郡（たかくのこおり）」と記されている。

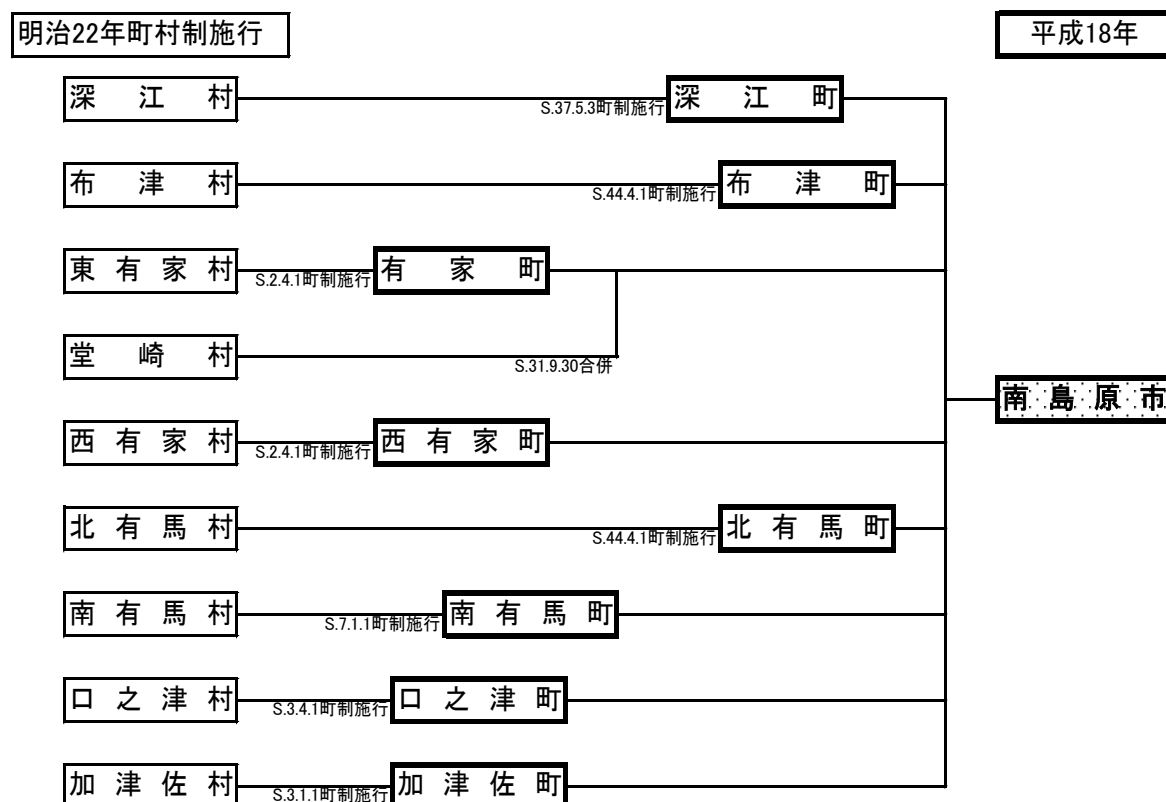
13世紀頃から、有馬氏により統治され、16世紀半ばには、有馬晴信がキリスト教との関わりを強くもったことから、南蛮貿易やキリスト教とゆかりの深い歴史を有している。

幕藩時代は島原藩となっていたが、明治維新の廃藩置県に伴い1871年（明治4年）に島原県となり、同年の府県廃合により長崎県に合併され長崎県高来郡となった。その後、1878年（明治11年）の郡区村編成法により高来郡は南北に分かれ、本市が位置する島原半島は南高来郡となった。

明治22年の町村制施行時には、深江村、布津村、東有家村、堂崎村、西有家村、北有馬村、南有馬村、口之津村、加津佐村の9村で構成されていた。

昭和に入り各村とも町制へと移行するなかで、東有家村は有家町となり昭和31年に堂崎村を編入した。昭和44年には深江町、布津町、有家町、西有家町、北有馬町、南有馬町、口之津町、加津佐町の8町の構成となり、更に、平成18年3月31日に8町が対等合併をして南島原市が誕生し今日に至っている。

『市町村の沿革』



③ 社会的条件

交通体系は、主要道路としては、諫早方面から一般国道５７号が島原半島西岸を経て雲仙を越え南島原市を経て島原市に至り、半島東岸には一般国道２５１号が走っている。また、一般国道３８９号が半島北部の雲仙市から、半島中央部を経由し本市まで至っている。

公共交通機関は、平成２０年３月に島原鉄道が廃止となったため、路線バスのみとなっている。このほか、海上交通として、ロノ津港から熊本県天草市の鬼池港へ航路が結ばれている。

本市中央部までの所要時間は、長崎市からは高速道路、国道利用等で２時間程度、福岡市からは九州自動車道や長崎道、国道などを利用すると３時間半程度、熊本市からは高速フェリー、国道利用等で１時間４５分程度を要する。

④ 経済的条件

本市の農業は平坦地が少ないため、米作より畑作が盛んとなっており、ばれいしょやトマト、果物類などの生産が多くなっている。

林業については、本市の土地面積の約１／３を山林が占めており、木材生産、水土保持等多面的機能を発揮させる森林づくりを進めている。

水産業については、農業と並び地域の主要産業となっている。近年は有明海の魚介類の減少などで厳しい状況になりつつあるが、各地域では様々な漁業が行われており、イカ類、タコ類、タイ類など多くの種類の魚介類が水揚げされている。また、海藻類の養殖もおこなわれている。

商業の状況は、平成２８年現在において事業所数が５７９店、そのうち小売業が４７９店である。平成１１年からは事業所数、従業者数、年間販売額とも減少傾向にある。

製造業の状況は、平成３０年現在において事業所は１６１事業所、従業者は１,５８６人、出荷額等は約１１６億円となっている。業種別には、そうめんに代表される食料品製造業が多くなっている。

(イ) 過疎の状況

本市の人口は、平成２７年国勢調査で４６,５３５人、世帯数は１６,６６４世帯で、１世帯当たり人員は２.７９人となっている。人口推移をみると、昭和３５年には７９,５４９人であったものが、減少を続け平成２７年には４６,５３５人となり、３３,０１４人の減少となっている。

本市はこれまで、過疎対策事業、半島振興事業、辺地総合整備事業、特定農山村総合整備事業により、農林水産業の基盤整備や地場産業の振興、観光レクリエーション施設等の整備、市（町）道・農道の整備、上下水道、廃棄物処理施設、消防・防災施設、各種公園等の生活環境施設の整備、福祉・保健施設、学校教育施設、文化施設、体育施設等の整備など広範囲にわたる振興策を実施し、住民生活に必要な社会基盤の整備を図ってきた。県道、水道等のハード面の整備は一定の成果を得ており、本市を取り巻く環境は一定程度改善されているが、

市道、下水道、情報通信環境等については依然として非過疎地域との格差が解消されておらず、人口の流出にも歯止めがかかっていないのが実情である。

過疎地域からの脱却を図るためには、今後も引き続き社会基盤の整備に取り組むとともに、人口減少社会に対応するための施策、地理的、歴史的条件を活かした観光拠点の活性化に対する施策等を推進し、地域の持続的発展に取り組む必要がある。

(ウ) 社会経済的発展の方向の概要

(移住・定住・地域間交流の促進・人材育成)

地域の持続的発展を図りながら過疎の脱却を目指すため、移住に関する情報発信や様々な支援を通じてU I J ターンを促進するとともに、関係人口の創出・拡大を通じて地域の活力を創出しなければならない。また、姉妹都市交流や国際交流などの地域間交流をはじめ、地域おこし協力隊や集落支援員制度により、地域を支える中核的人材等の育成に努め、地域コミュニティの再生・強化に取り組まなければならない。

(農業・林業・水産業)

農業は、農家数の減少や零細、高齢化、後継者不足など、厳しい状況にある。ロボット技術や情報通信技術を活用したスマート農業の実現を図るとともに、生産性向上に必要な区画整理や農道などの営農環境を整備し、生産者の経営安定化や後継者の育成を支援しなければならない。

林業は、森林の有する水源かん養機能や土壌保全など多様な機能が持続的に発揮されるよう森林の整備、林業生産の振興と担い手育成を図らなければならない。

水産業は、種苗放流や漁獲制限などの取組を強化し、栽培漁業や資源管理型漁業の推進による資源回復を目指すとともに、ブランド化による経営の安定化と後継者対策に取り組まなければならない。

(商工業)

地域資源を活かした加工品開発や地産地消の推進は重要な課題であるため、そうめん産業や農業、水産業など異なる産業分野の連携強化により、新たな価値を生み出す加工品開発や推奨品の認定などを支援するとともに全国にPRしなければならない。また、電子地域通貨の普及促進を行い、資金の域外流出の抑制と地元消費拡大を図っていくほか、商店街の魅力アップと機能の充実及び空き店舗の活用等による集客力の強化、さらに地域コミュニティの場として再生するため、商工会や地域住民との協力体制を強化しなければならない。

(観 光)

豊かな自然や世界遺産をはじめとした市内史跡等の文化財を活かした整備を進めるとともに、施設や設備の充実によって拠点性を高め、それらを含めた市内の観光ルートづくりを行う必要がある。また、より多くの観光客を誘致し観光産業の活性化を図るために、関係団

体等と連携を取りながら、地域の産業や伝統文化等を学び体験する体験型観光プログラムを充実させ、満足度の高い旅を提供するとともに、商工業や農林水産業など産業間連携による観光振興を推進しなければならない。

また、長年地域の足として重要な位置を占めていた島原鉄道南線の跡地に整備を進めている自転車歩行者専用道路を活用し、市内をゆっくり楽しみながら巡る「南島原スロー・サイクル」の実現に向け、近隣市町との連携を強化し、より広域的な観光振興に取り組まなければならない。

（地域情報化）

都心部との情報通信環境における情報格差を是正するとともに、遠隔診療や電子地域通貨等キャッシュレス決済・シェアリングエコノミーなどの情報通信技術を活用したデジタルツールを利用し、過疎地域における条件不利性の克服及び **Society5.0** の実現に努めなければならない。

（道路・交通）

主要幹線道路として一般国道251号が走っているが、そこから内陸部へ至る道路や国道とは別に市内集落間を結ぶ道路網の整備はもとより、市の主要産業である農業の振興に必要な農産物輸送ルートの円滑化に資する総合的な道路ネットワーク構築のために、高規格道路の整備、国道・県道の改良や幹線市道、農道の改良を進めなければならない。また、身近な生活道路の整備や歩道の整備、住宅地域内の自転車歩行者専用道路の整備など、市民の安全性と快適性の向上に努めなければならない。

公共交通については、地域の実情や需要をみながら、バスやフェリーなど市内や各地域を結ぶ公共交通機関を支援しつつ、地域住民の移動手段について持続可能な方法を検討しなければならない。また、市民や観光客などが、自動車だけでなくバスやフェリーなどを利用して往来しやすい環境づくりに努めなければならない。

（防 災）

防災対策については、過去の雲仙普賢岳の噴火災害の経験を教訓とし、河川改修や砂防など防災施設整備を図るとともに、防災に関する意識啓発を図り、自主防災組織の強化や防災訓練の実施など、地域が主体となった防災体制を構築しなければならない。また、災害時に市民が迅速かつ安全に避難できるよう情報通信体制を整備し、市民の生命と財産を守る消防・救助体制の強化を図らなければならない。

（環 境）

廃棄物処理施設や生活排水処理の充実を図りながら、資源の再利用や廃棄物の再資源化を推進し、自然環境の保全や汚染の防止に努め、廃棄物の減量化とリサイクルの推進、不法投棄の撲滅に努めなければならない。

市民の生活環境の向上を図るため、上水道の拡充、地下水等の安定的活用や、公共下水道、農業・漁業集落排水処理事業、浄化槽整備等汚水処理事業の推進をはじめ、消防力の強化や、

公営住宅の計画的な整備と管理運営に努めなければならない。

また、カーボンニュートラル社会実現に向け、環境保全に対する意識の醸成を図りながら、環境にやさしいまちづくりに努めなければならない。

（子育て・保健・医療・福祉）

児童福祉については、家庭や地域で子どもを安心して産み育てられる地域を構築するため、子育て世帯の経済的負担軽減のための施策などに取り組まなければならない。

保健対策については、少子・高齢化が進み、超高齢社会に対応した取組と、次代を担う子どもたちの明るい未来を開く施策の充実が重要であり、市民一人ひとりが健康で明るく活気に満ちた生活が続けられるよう、個人・家庭・地域・行政・関係機関が一体となった健康づくりを推進しなければならない。

医療については、地域医師会や島原地域広域市町村圏組合等の関係機関と協力し、救急医療体制の充実を図らなければならない。

福祉施策については、健康な身体と生活機能を維持・向上していくための介護予防の推進と、質の高い効果的な福祉サービスを提供し、高齢者が住みなれた地域の中でいつまでも生きがいを持って暮らせる環境づくりに努めなければならない。

（教 育）

子どもたちを元気に育てる環境づくりを進めながら、人間尊重の精神で豊かな心と健やかな身体を育む教育を推進するために充実した学校環境の形成を図るとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって、社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力である「人間力」を育む取組を強化しなければならない。

また、市民誰もが楽しく主体性をもって学ぶことができるよう、生涯学習の機会を充実するとともに、市民の体力増進や生涯スポーツの推進に取り組まなければならない。このために必要な施設について計画的な統廃合や改修を行わなければならない。

（集落対策）

多様化する市民のニーズに応えきめ細やかなサービスが提供できる地域づくりを目指し、行政と市民との橋渡し役となる地域コミュニティ組織の活動支援を、さまざまな施策（事業）の展開に併せて充実させ、将来の人口減少社会においても安心して暮らせる地域となるよう、地域住民が自主性を持って行う地域運営組織の設立支援に取り組まなければならない。

また、市民活動の活性化と市と市民による市民協働のまちづくりを実現し、市民生活と地域の産業を確実に発展させるため、多くの地域づくりの活動リーダーや団体の組織拡大とネットワーク化等の支援を行わなければならない。

（再生可能エネルギーの利用推進）

環境負荷の少ない地球にやさしいまちづくりを図るため、再生可能エネルギー普及に必要な施策に取り組み、地球環境の保全とエネルギー自立型のまちづくりに努めなければならない。

(2) 人口及び産業の推移と動向

(ア) 人 口

平成27年の国勢調査によると、南島原市の総人口は46,535人で、平成22年の調査に比べ7.6%減少しており、昭和35年の国勢調査以降減少の一途をたどっている。また、南島原市の高齢化率は平成27年の国勢調査では36.4%であり、県平均の29.8%、全国平均の26.9%と比較してより速いペースで高齢化が進行している。

年齢構成別の推移を昭和35年と平成27年を比較してみると、0歳～14歳の階層は29,298人から5,476人と23,822人減少し、構成比率でも36.8%から11.8%と25.0ポイント減少している。この要因は、雇用機会の少なさによる若年層の流出や、出生率低下によるものと思われる。

15歳～29歳の若年者比率は19.4%から9.3%へ減少している。これは進学や、就職などによる市外への流出によるもので、昭和35年代からの高度成長期に始まり、また現在の大都市の膨張による産業構造の変革が背景にあり、今後も特別な社会情勢の変化がない限りこの傾向は続くものと予測される。また、65歳以上の高齢者比率は8.7%から36.4%まで増加している。

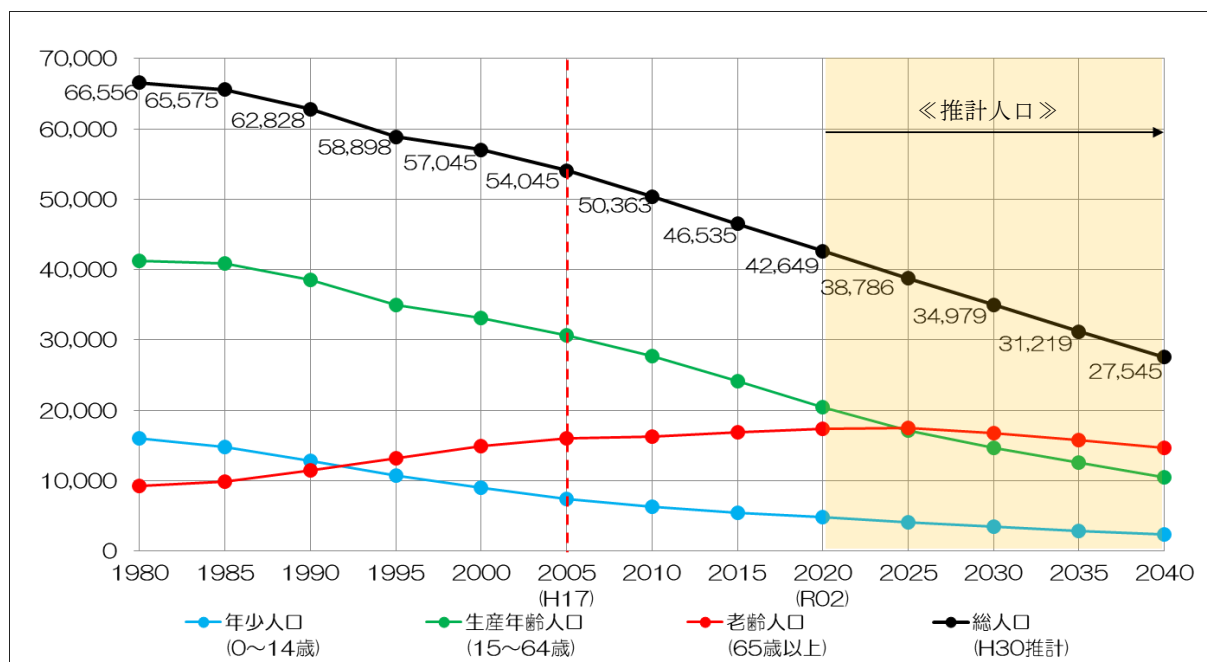
国立社会保障・人口問題研究所による本市の将来人口の予測では、今後も人口減少が続き、令和22年(2040年)には27,545人と予測されている。また、年齢区分別の割合をみると、65歳以上の割合の増加が続き、令和22年における65歳以上の人口割合は平成27年の約1.4倍に増え、その時点の15歳未満人口の割合の約6倍になると予測されている。

以上のように、若年者人口の減少と高齢者人口の増加が進むと、全体的に生産年齢層の平均年齢は高くなる。このような現象は、産業はもとより、集落機能維持等の地域活力を低下させ、それがまた新たな人口流出を生むという悪循環が生じるものと予想される。

表1-1 (1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 79,549	人 67,759	% △14.8	人 62,828	% △7.3	人 54,045	% △14.0	人 46,535	% △13.9
0歳～14歳	29,298	17,543	△40.1	12,836	△26.8	7,447	△42.0	5,476	△26.5
15歳～64歳	43,346	41,490	△4.3	38,559	△7.1	30,618	△20.6	24,118	△21.2
うち 15歳～ 29歳(a)	15,464	13,838	△10.5	9,509	△31.3	6,813	△28.4	4,317	△36.6
65歳以上(b)	6,905	8,726	26.4	11,433	31.0	15,980	39.8	16,941	6.0
(a)/総数 若年者比率	% 19.4	% 20.4	—	% 15.1	—	% 12.6	—	% 9.3	—
(b)/総数 高齢者比率	% 8.7	% 12.9	—	% 18.2	—	% 29.6	—	% 36.4	—

表 1-1 (2) 人口の見通し



出展) 国勢調査、社会保障・人口問題研究所 市区町村別推計人口 H30 公表データ

(イ) 産 業

平成 27 年の国勢調査によると、南島原市の就業人口は、第一次産業の割合が 23.9%と高く（長崎県平均：7.7%）、特に農業は第一次産業の 93.8%を占める基幹産業である。一方、第二次産業は 19.8%（長崎県平均：20.1%）と県平均と同等であり、第三次産業は 56.3%（長崎県平均：72.2%）と、県平均を下回っている。

就業者総数に占める割合は、第一次産業は減少傾向にあり、第二次産業は昭和 60 年以降横ばい、第三次産業は増加傾向にある。

表 1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 34,566	人 29,032	% △16.0	人 29,497	% 1.6	人 25,656	% △13.0	人 22,666	% △11.7
第一次産業 就業人口比率	% 65.8	% 45.5	—	% 33.3	—	% 25.2	—	% 23.9	—
第二次産業 就業人口比率	% 6.8	% 14.5	—	% 23.0	—	% 21.5	—	% 19.8	—
第三次産業 就業人口比率	% 27.4	% 40.0	—	% 43.7	—	% 53.3	—	% 56.3	—

(3) 行財政の状況

(ア) 行政の状況

本市は、平成18年3月31日に8町が合併して誕生し、その当時の財政状況を改善するため、これまで行政運営の効率化やコスト削減に取り組んできた。生産年齢人口の減少に伴う地域社会の衰退や歳入減少に伴う行政サービスの質の低下を防ぎつつ、変化し続ける社会情勢や多様化する行政ニーズに対応するため、今後も行財政基盤の強化と効率的な行政運営、そして市民と行政との役割分担を進めながら連携を深めていくことが重要な課題である。このため、まちづくりや福祉などあらゆる分野において、各地域の実情や声を踏まえつつ、持続可能な地域社会の構築に向けた計画づくりを行うとともに、企画立案や地域社会支援、住民への直接的なサービス提供といった職員でなければならない業務に注力できるようスマート自治体の取組を推進し、併せて職員の意識改革や資質の向上を図ることが重要である。

(イ) 財政の状況

令和元年度決算は、歳入総額356億6千6百万円のうち一般財源が176億8百万円で歳入総額の49.4%となっている。歳出総額337億4千6百万円のうち義務的経費149億3千5百万円で歳出総額の44.3%を占めている。

歳入に占める地方交付税（臨時財政対策債含む）の割合は37.5%となっており、その依存度は極めて高い状況にある。また、経常収支比率は86.3%と旧8町が合併した平成17年度（経常収支比率：100.1%）と比較すると13.8ポイント減少したものの、公債費負担比率が22.5%で、財政の硬直化が改善されない状況下にある。

なお、平成19年度より公表が義務づけられた地方公共団体の財政の健全性を示す指標となる実質公債費比率及び将来負担比率は、令和元年度で実質公債費比率△2.0%、将来負担比率0%と早期健全化基準及び財政再生基準を下回っているが、令和2年度をもって交付税の合併算定替えの段階的な減額が終了したことに加え、人口減少によってさらに交付税が減額される見通しとなっていることから、今後も引き続き徹底した行財政の改革に取り組む必要がある。自主財源の確保と限られた財源の重点的・効率的な配分を行い、将来を見据えた財源の充実を図り、より一層効率的な財政運営を行わなければならない。

表 1－2（１） 市町村財政の状況

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳 入 総 額 A	32,020,019	34,394,160	35,665,619
一 般 財 源	19,642,983	19,463,686	17,607,725
国 庫 支 出 金	3,672,799	3,476,493	3,923,306
都道府県支出金	2,804,252	2,681,370	2,413,881
地 方 債	3,434,100	3,940,600	6,227,100
うち過疎対策事業債	427,800	493,200	1,249,200
そ の 他	2,465,885	4,832,011	5,493,607
歳 出 総 額 B	30,650,032	32,192,985	33,745,617
義 務 的 経 費	14,191,911	15,899,627	14,934,574
投 資 的 経 費	3,819,853	4,489,911	7,281,623
うち普通建設事業	3,727,547	4,184,627	7,029,582
そ の 他	12,638,268	11,803,447	11,529,420
過疎対策事業費	1,079,057	1,607,407	1,382,366
歳入歳出差引額 C（A－B）	1,369,987	2,201,175	1,920,002
翌年度へ繰越すべき財源 D	565,504	229,656	328,119
実質収支 C－D	804,483	1,971,519	1,591,883
財 政 力 指 数	0.27	0.26	0.25
公 債 費 負 担 比 率	19.3	23.5	22.5
実 質 公 債 費 比 率	11.6	9.2	△2.0
起 債 制 限 比 率	—	—	—
経 常 収 支 比 率	80.6	85.4	86.3
将 来 負 担 比 率	0.1	—	—
地 方 債 現 在 高	31,161,175	25,287,758	21,365,338

（ウ） 公共施設等の整備状況

市民生活と関わりの深い道路については、国・県道等の基幹道路は、交通安全確保のため順次整備が進められている。市道などの整備については、舗装率 94.2%と高くなっているが、改良率は 48.2%と逡増であり、急傾斜地帯が多く集落が分散している本市では、産業の振興、住民生活に様々な面で道路整備の影響を大きく受けている。生活道路として地域間道路の整備は、今後も必要とされている。

水道普及率は 99.9%（令和元年度）でほぼ全域完了している。今後は、増加する水需要に対応し、水源の確保と安全安心な飲用水を将来にわたって安定供給するため、より効率的な給水施設等の維持・管理が必要とされている。

病院・診療所については、病院 4 か所、診療所 24 か所の民間医療機関があり、日常の医療施設として利用されている。

公共施設については、今後も維持管理等に係る需用が増大すると考えられることから、公共施設等総合管理計画に基づく計画的な補修管理等を行い、施設の維持に努めるとともに、計画的な施設の統合並びに廃止に努めなければならない。

表 1－2（2） 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道					
改 良 率（％）	17.1	29.5	34.4	37.8	48.2
舗 装 率（％）	66.0	83.7	85.0	86.1	94.2
耕地 1 ha 当たり農道延長（m）	37.1	31.8	29.5	37.1	47.4
林野 1 ha 当たり林道延長（m）	5.6	4.0	4.3	4.3	4.3
水 道 普 及 率（％）	56.0	88.7	96.0	98.5	99.9
水 洗 化 率（％）		3.8	19.6	45.8	53.1
人口千人当たり病院、 診療所の病床数（床）		10.1	11.6	11.8	13.2

（空白部分は、データが残存していないことによる）

（４） 地域の持続的発展の基本方針

（ア） 基本理念



＜基本理念の背景＞

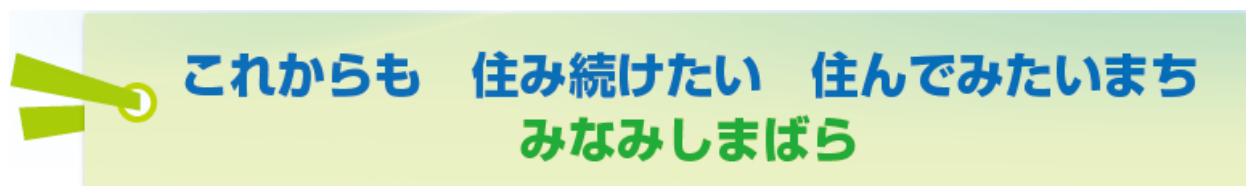
本市では、第Ⅰ期南島原市総合計画において、「南向きに生きよう！ みんなが主役“市民協働のまちづくり”」をまちづくりの基本理念として掲げ、自然の恵みと歴史文化を活かした市民協働のまちづくりを進めてきた。

第Ⅱ期南島原市総合計画では、これまでの自然や歴史とともに生きる南島原らしさを活かしたまちづくりと併せ、日々の暮らしの中で、市民の想いや幸福感を育む取り組みを市民との協働によって実現することを目指して、まちづくりを進めることとした。

そこで、まちづくりにおける市民の役割を「自身と周りの人の“しあわせ”とは何かを見つめなおし、その実現に向けて行動する」、行政の役割を「市民のめざすそれぞれの“しあわせ”を実現するために必要な環境を整える」と位置づけ、これを「みんなで進める」とこととした。

(イ) 南島原市の将来像

基本理念をもとに、今後のまちのあるべき姿（将来像）を次のとおり定める。



(ウ) 将来像実現化のための基本方針

本市では、まちづくりの将来像を実現していくため、まちづくりの分野を8項目に分類し、それぞれ計画的に施策を推進していく。そのための基本的な方向性を次のとおり示す。

① 自然環境

太陽の恵みあふれる肥沃な大地をはじめ、海、山、川などの豊かな自然環境を守り、活かしていくために、環境保全の意識高揚や活動推進、循環型社会の形成などにより、“人と自然が共生するまち”を目指す。

② 郷土文化

本市には、代々受け継がれてきた歴史・文化・生活等の“郷土文化”がある。

これらを大切に守り、次世代に伝えとともに、観光・交流資源をはじめ、様々な分野で活用を図るなど、“郷土の誇りを守り活かすまち”を目指す。

③ 産業経済

地域経済を支える産業を振興するため、生産基盤の整備、経営基盤の強化、人材の育成、起業支援等に取り組む。

とりわけ、IoT産業や6次産業化、インバウンド対策等、新たなテーマに取り組み、“賑わいと活力を興すまち”を目指す。

④ 健康福祉

市民の誰もが健康で、安心して暮らすことができるよう、市民自身のセルフケア能力を高め、健康寿命の延伸を図るとともに、支え合いの支援体制づくり、保健・医療・福祉の連携した環境整備等を推進し、“健康でつながりを大切にするまち”を目指す。

⑤ 人づくり

あらゆる世代の市民が、いつでも学ぶことができ、また、スポーツに親しむことのできるよう環境の整備や機会の提供に取り組む。

あわせて、将来を担う子どもたち一人ひとりの個性と能力を伸ばし、「人間力」を育む教育の充実を図るとともに、市民協働を担う人材の育成など、“次代を育む人づくり”を推進する。

⑥ 安心安全

地震や風水害、火山の噴火など、様々な自然災害に対する防災意識の醸成に努めるとともに、いざという時に迅速な対応がとれるよう、地域の自主防災組織の強化や防災資機材の充実、非常食の備蓄など、災害対応力の向上に努める。

また、防犯・交通安全への活動や消費者被害の防止に向けた取り組みを進め、“安全安心に暮らせるまち”を目指す。

⑦ 基盤整備

市内道路網の計画的な整備を進めるとともに、公共交通網の維持に努める。

また、住環境や水の供給、生活排水処理、河川港湾、情報通信基盤等、生活環境の整備を進め、“世代を問わず暮らしやすいまち”を目指す。

⑧ 協働行政

多様な主体が適切な役割分担のもと、相互に連携・協力して地域課題の解決に取り組む協働行政を推進する。

また、公平な社会の形成に向け、人権尊重や男女共同参画に取り組む。

さらに、健全な財政基盤の構築や行財政改革の推進、質の高い行政サービスの提供に努め、“健全で持続可能なまち”を目指す。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

基本目標	基準値	令和 7 年度
人口（住民基本台帳）	44,003 人 (R2 年度末)	41,800 人
社会増減数（長崎県移動人口調査）	-283 人（R1 年度）	-99 人
自然増減数（長崎県移動人口調査）	-583 人（R1 年度）	-405 人

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

達成状況の評価を中間年度及び計画終了後に行い、議会に対して報告を行う。

(7) 計画期間

計画期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

(ア) 公共施設等総合管理計画における基本方針

令和3年度に改訂した「公共施設等総合管理計画」では、本市は人口に比して公共施設等の建物総延床面積が多く、今後の人口や財政見通しを考慮すると、新設はもちろん本市が保有している全ての公共施設を更新・建替えすることは難しく、施設の量や質をそのまま維持することは困難であるとされており、次の方針を掲げている。

【南島原市公共施設マネジメントの基本方針】

方針1 公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図る

- ① 公共施設(建築物)の新規整備の抑制
- ② 既存施設の見直しによる複合化や縮減

方針2 公共施設の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図る

- ① 予防保全型の維持補修への転換

方針3 公共施設の効率的な管理運営を目指す

- ① 維持管理コストの最適化

(イ) 各方針の説明

1) 方針1 公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図る

① 公共施設(建築物)の新規整備の抑制

- ・住民の新たなニーズや行政サービス体制の変化に対応する等、新規に公共施設の整備が必要となった場合は、既存施設や土地の有効活用等を検討し、既存施設の複合化や転用等により有効活用を図ることを検討するものとする。
- ・公共施設の複合化や転用等の実施が難しい場合に、真に必要な新規整備を行う場合は、ライフサイクルコスト等を十分に検討するとともに、財政状況に見合った「施設総量の最適化」を図りながら、新たな整備に対応するものとする。

② 既存施設の見直しによる複合化や縮減

- ・利用者が少ない施設や空きスペースが見られる施設については、将来においても有用な施設であるかを把握した上で、施設機能の移転や施設の統廃合を含めた施設保有のあり方等、施設の現状を評価・検証し、短期もしくは中長期的な視点により施設の統廃合や複合化の可能性を常に検討する。
- ・老朽化に伴い更新する場合は、施設機能を維持しつつ、周辺施設との複合化や集約化、または他施設からの転用等について検討する。
- ・複合化が難しい施設の更新は、ライフサイクルコストを検討し、必要最小限の規模とする。
- ・借地上に設置されている施設については、優先的に他施設への統廃合や複合化を進める。

2) 方針 2 公共施設の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図る

① 予防保全型の維持補修への転換

- ・改修・更新経費の平準化を行う際には、劣化や損傷等が生じた後に改修等を行う従来の「事後保全」から異常の兆候を事前に把握・予測して、計画的に改修等する「予防保全」への転換が有効とされている。

本市では予防保全の考え方を取り入れることにより、施設の長寿命化及び財政負担の平準化を図る。その際、ライフサイクルコストの考え方により、改修・更新時の企画、設計段階において、その後の維持管理コストの最適化を検討する。

- ・工事の実施にあたっては、財政状況を勘案し、緊急度の高いものから優先順位を付して行うよう検討する。

3) 方針 3 公共施設の効率的な管理運営を目指す

① 維持管理コストの最適化

- ・施設の維持管理費用については、ライフサイクルコストの検討の際に、光熱水費、委託費（清掃、警備、保守点検等）等の維持管理費の適正化を図り、その縮減を図る。
- ・日常の管理や費用縮減についての指針を示した維持管理マニュアルを作成する等、効率的な施設管理を推進し、運営コストの最適化に取り組む。

(ウ) 更新費用の削減目標の設定

更新費用の試算結果として今後 35 年間で約 1,839 億円（年平均約 53 億円）必要と算定されており、計画策定時に設定した目標値約 41 億円に対し約 12 億円／年の不足が生じると推定される。

また、令和元年度から令和 7 年度までの「南島原市財政計画」の中で、令和 7 年度の普通建設事業費は 30 億円／年と計画していることから、その計画予算額を維持できたとしても主たる公共施設で年間約 23 億円の不足が生じると推定される。

財政計画の計画予算額 30 億円を年間投資的費用と想定した場合、基本方針における取り組みを実施することにより、インフラ施設(道路・橋梁以外の施設も含めた)更新費用を約 16 億円／年必要と想定すると、公共施設（建物）への更新費用は約 14 億円／年となり、推定更新費用約 36 億円／年から約 22 億円を削減する必要がある。個別施設計画での方針に準じ改修や除却等を進め、さらに長寿命化を併せて実施することで今後 35 年間の更新費用が約 22 億円まで削減することが見込めることから、計画策定時に定めた更新費用を 35%圧縮することを今後も継続して進める。

(エ) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画においても、上記の公共施設等総合管理計画に掲げる基本方針及び個別施設計画に基づき、持続可能な行財政運営を前提にした過疎対策を推進する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

【移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針】

近年のライフスタイルの変化に伴い、自然や地域の文化、歴史への関心の高まりや、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に生じた都市からの地方回帰の流れを踏まえ、市の知名度向上や地域間交流の促進、U I J ターンの促進を図るため、ながさき移住サポートセンターと連携しながら市外への情報発信を含む各種施策を推進する。特に、地場産業の活性化はもとより人材育成や地域活性化に資する農林漁業体験民宿や国内姉妹都市・友好都市交流、国際交流や自転車を通じた交流等といった地域間交流の拡大を図るとともに、都市部からの移住やUターン関連施策の推進など、地域の活力を維持する各種施策を推進する。

(1) 現況と問題点

(ア) (移住・定住)

本市では、毎年、転出数が転入数を上回っており、毎年約300人前後で推移している。そのため、市内で働く場を生み出し、若年層を中心とした人口流出に歯止めをかけるとともに、Uターンの促進に取り組む必要がある。また、定住促進と田舎暮らしの推進にあたっては、市の知名度向上とファミリー層からアクティブシニア層までの幅広い世代のIターン(移住)を促進するため、市外への情報発信をはじめ、お試し住宅や空き家等を活用した魅力的な田舎暮らしの環境の創出が必要である。さらに、新しい生活様式として定着しつつある、リモートワーク、ワーケーションや二拠点居住などの推進を図り、本市と多様に関わる者である関係人口の創出・拡大に力を入れる必要がある。

(イ) (地域間交流)

現在、本市において、歴史的つながりの深い香川県小豆島町、鹿児島県与論町との姉妹都市交流をはじめ、天正遣欧少年使節が学んだ有馬のセミナリヨがあったことから、本市も加入している天正遣欧少年使節ゆかりの地首長会議では、会議を構成している5市1町の中学生と交流を行っている。

国際交流においては、本市と縁のあるヴァリニャーノ神父の出身地であるイタリア キエーティ市へ毎年中学生を派遣しており、平成28年度に友好都市締結調印式を行った。

これら国際交流を含めた地域間交流は、地場産業の活性化だけでなく、人材育成、地域活性化に必要不可欠なものである。

一方で、本市には歴史、文化、自然、地域産品など地域固有の資源が多くあるが、それらの資源を十分に活かしてきれていないのが現状である。そのため、今後もこれらの資源を活か

すための情報発信に関する施策や自転車歩行者専用道路等の地域資源を活かした交流人口の拡大を図る施策の推進が必要である。

(ウ) (人材育成)

少子・高齢化に伴う過疎化の一層の進展により、一部の地域では集落機能の維持やコミュニティ活動等に支障をきたしている状況が見受けられる。本市では、地域おこし協力隊や集落支援員制度を活用して地域の活性化や市内外との交流につながる様々な取組を推進しており、地域づくりを支える団体・人材の育成に引き続き取り組む必要がある。

(2) その対策

(ア) (移住・定住)

- ① ながさき移住サポートセンターと連携した移住に関する情報発信、PR、既存の移住相談窓口の機能充実をはじめ、本市の空き家バンクシステムの拡充や、空き家等の活用による「お試し移住」等、移住検討者への切れ目のない総合的な支援を行い、円滑な移住につなげる取組を推進する。
- ② 本市と多様に関わる者である関係人口創出・拡大の仕組みの構築を図る。
- ③ 市内事業所へのインターンシップ（就業体験）など、若者の定着を促進するための取組を推進する。

(イ) (地域間交流)

- ① 地域自らが地域資源を活かすため、大学等との連携など外部の力も効果的に活用しながら、歴史、文化、自然、地域産品を資源とした交流範囲の拡大を図る。
- ② 市の知名度や集客力向上のため、本市の歴史・文化などの魅力を盛り込んだPR映像の制作・発信や、多様なメディアツールを活用した総合的なプロモーションを展開する。
- ③ 市の活性化と交流人口の拡大を図るため、本市特有の観光資源を最大限生かしたマラソン大会を開催する。
- ④ 自転車利用による交流促進を図るため、レンタサイクルや休憩施設等の自転車利用環境を整備する。

(ウ) (人材育成)

- ① 人口減少や高齢化に伴う地域の担い手の負担を軽減するため、特色ある地域づくりや地域が自ら課題を解決する機運を醸成するとともに、地域を支える人材や団体等を育成し、支え合いの体制構築を図り、地域コミュニティの再生・強化に取り組む。

(エ) (移住・定住・地域間交流の促進、人材育成における目標)

基本目標	基準値	令和7年度
移住者数（市窓口経由）	83 人（R1 年度）	60 人
原城マラソン参加者数	1,844 人（R1 年度）	2,000 人

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、 人材育成	(2) 地域間交流	自転車利用環境整備事業 レンタサイクル・充電システム等整備	市	
		島鉄跡地旧駅舎等整備事業 6棟（休憩施設、駐輪スペース、トイレ等）	市	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	田舎暮らし推進事業 内容: ながさき移住サポートセンターと連携し、情報発信や移住相談や体験ツアーの実施、本市の日常を体験するお試し民泊体験やお試し住宅の貸出しを行うとともに、空き家の洗い出しや改修補助の支援を行う。また、インターンシップ事業を行うための仕組みの構築と大学生及び企業への支援を行う。加えて、移住定住に繋げるための取組みを行う定住支援員を設置する。 必要性: 移住定住を促進するためには、本市の田舎暮らしの情報を発信するとともに、本市の暮らしの魅力を感じて頂く必要がある。 効果等: 移住・定住の促進	市	移住・定住の促進を図る取組であり、人口減少対策に寄与する取組であることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
	地域間交流	広報推進事業 内容: 本市の歴史・文化などの魅力を盛り込んだPR映像などの制作・発信、SNS等を活用した各種コンテンツの開催及び自治体メディアの運営など、PR事業を展開する。 必要性: 市の観光・物産振興を図るためには、南島原の認知度を向上させる	市	市の知名度は、観光客に対する訴求のみならず、移住定住においても重要なファク

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	人材育成	必要がある。また、本市の認知度を高め、市外から多くの人を呼び込み、地域間交流を促進する必要がある。 効果等：①南島原市の知名度向上 ②観光・物産振興 ③地域間交流の促進		ターであることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		姉妹都市・友好都市交流事業 内容：文化や歴史等で共通する各地域との国内姉妹都市・友好都市交流等を実施する。 必要性：地域力の向上を図るためには、自地域の見直しや異なる価値観を持つ人々から様々な刺激や影響を受けることが必要である。 効果等： ①国内姉妹都市・友好都市交流等の拡大 ②相互が成長する友好関係を構築 ③まちづくりを支える多様な人材の育成 ④地域力の向上	市	地域が抱える問題や課題を住民が関心を持ち、参加・解決していく総合的な力「地域力」の向上を図る取組であることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		原城マラソン大会開催事業 内容：本市特有の観光資源を最大限に有効活用したマラソン大会を、市民と行政の協働により実施する。また、マラソン大会では観光、物産、産業のPRを行う。 必要性：本大会の実施により県内外の多くの参加者が本市を訪れることにより、経済及び地域の活性化が図られる。また、情報発信の場としても活用できU I J ターンの促進にも繋がる。 効果等： ①国内姉妹都市・友好都市交流等の拡大 ②まちづくりを支える多様な人材の育成	実行委員会	世界遺産の構成資産「原城跡」を活用し、姉妹都市等含め県内外との交流を深めることができる本事業は、地域経済の活性化や人材育成の面で効果が期待され、持続可能な地域社会の形成に寄与するものであることから、その効果は将来に及ぶ。
		地域づくり人材育成支援事業 内容：人材育成のための研修事業やふるさとおこしグループ結成などの活力あるまちづくりのための組織づくり等に対し支援を行う。	市民	まちを活性化し、持続的発展を図るうえで、地域

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		必要性: 活力あるまちづくりのためには、活動リーダーや活動者の知識の拡大、活動団体等の組織増強が必要である。 効果等: ①活動リーダー育成 ②活動者の知識の拡大や活動団体等の組織の増強 ③まちの活性化		づくり人材の育成は欠かせないことから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

南島原市公共施設等総合管理計画に掲げる基本的な方針を踏まえ、公共性や地域性及び管理運営の効率性を考慮し、施設機能の維持や施設運営の効率化、必要に応じた整備、改修を実施する。

3 産業の振興

【産業振興の方針】

若年層の定住を促進し、地域を活性化させるためには、本市の基幹産業である農水産業の振興は不可欠である。そのためには、ほ場、農道、漁港・漁場などの生産基盤の整備を進めるほか、ロボット技術や情報通信技術の利用促進、ブランド化、担い手育成及び食の安全・安心など、総合的に取り組む必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に生じた、都市からの地方回帰の流れを踏まえ、情報通信産業の企業立地などによる雇用創出を図るほか、電子地域通貨の普及促進、新産業の育成や起業支援、推奨品認定制度の推進、地場産業であるそうめん産業の活性化及び歴史や自然環境を活かした観光振興を総合的に進め、雇用の場と所得の確保・安定を図る。

(ア) 農林水産業の振興

農業経営の安定と生産性の向上を図るため、農地、農道、かんがい排水施設及びため池等の農業生産基盤の整備を強く推し進めるとともに、担い手への農地の集積を推進し、さらに農業基盤整備事業の推進と事業の効果を高めていくために重要な役割を担う土地改良区の運営を支援する。林業については、林業経営と森林環境の整備を図るための森林づくりを推進するとともに、林業後継者の活動支援と林業担い手の確保に努める。また、森林の持つ公益的な機能を十分に発揮するため、市民への啓発活動や市民協働の森林保全活動を実施する。

これら農林業従事者の活発な活動を支援するため、多種多様な農林補助事業の推進による経営基盤の強化、先導的農業者等の経営改善計画達成に向けた支援や担い手の交流活動に対する支援による人材育成、U I ターン等を含めた新規就業者に対する支援や婚活支援による農業後継者対策、担い手への農地の利用集積推進や新規作物推進による耕作放棄地対策、有機農業推進による環境保全型農業の推進や農業新技術を活用した実証事業、新規作物の検討など、本市農林業の持続的な発展に向けたきめ細かにかつ総合的な支援を行う。併せて、有害鳥獣による農作物の被害を防止するため、捕獲体制や防護対策を強化する。

水産業については、漁業活動時の安全確保と作業の効率化を図るため、漁業経営の拠点となる漁港施設の整備や長寿命化・機能強化を推し進めるとともに、水産資源の維持回復を目指し、干潟等の底質改善や藻場の造成を行い漁場環境の改善と持続可能なつくり育てる漁業を推進するため、漁業協同組合等と連携しながら、人工産卵施設の設置や種苗放流等を行うことにより生産基盤の強化を図る。また、経営基盤の強化を図るため、水産施設の整備・拡充や藻類養殖の推進、水産物の販路拡大・ブランド化による知名度の向上等を目指すとともに、次代の水産業を担う漁業後継者の確保・育成を進める。

(イ) 商工業の振興

商工業の振興と活性化を図るため、加工品の開発や推奨品の認定を推進するとともに、関係団体と協力し、将来を担う若手後継者の育成や販路拡大等さまざまな活動を支援する。併せて、多くの市民や事業所・教育現場において地産地消を広めるとともに、電子地域通貨を普及させることで、資金の域外流出を抑制し、地元消費の拡大による地場産業の活性化を図る。また、県や関係機関と連携し、地場企業の業務拡大を支援し雇用環境を充実させるとともに、すでに誘致した企業や地場企業の業務拡大の支援に取り組む。

そうめん産業については、都心部等への販路拡大を支援する。また、付加価値の向上を高めるため、そうめんづくりに適した地場産小麦の試験栽培による商品開発や認証制度によるブランド化を推進し、産業の活性化を図る。

(ウ) 企業の誘致対策

県や関係機関等と連携し、本市の強みを最大限に活かした誘致戦略を展開して企業立地を進展させる。

また、豊かな自然環境などの地域資源に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に生じた都市からの地方回帰の流れを活かし、6次産業化や情報通信産業等を視野に幅広い分野への誘致戦略を展開し企業立地の進展に努め、雇用拡大と経済活性化及び若者の定着を図る。

(エ) 創業・起業及び新規分野進出の促進

地域経済の振興や雇用の確保など地域の活性化を図るため、幅広い分野における事業の創業・起業を促進させる

また、地域課題の解決、地域資源の有効活用を目的に、新規分野の事業へ進出する企業に対する支援を行う。

(オ) 観光・レクリエーションの振興

世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である「原城跡」の価値発信拠点となるガイドンス施設を主とした、物産販売や観光案内などの機能も有する世界遺産センター（仮称）を本市の観光・レクリエーションの新たな拠点施設として整備し、「（一社）南島原ひまわり観光協会」を中心として、「原城跡」を核とする市内の豊富な文化資源、地域資源を活かした観光ルートや体験型観光プログラムの新たな開発を行うとともに、農林漁業体験民宿の充実を図り、観光客を長く安定的に受け入れできるよう体制づくりに取り組

む。併せて、天草市と連携し交流人口の拡大を図るほか、観光ガイドや体験型観光インストラクターの育成に努める。

また、世界遺産や島原半島ユネスコ世界ジオパークをはじめとする観光資源に恵まれた本市の魅力を、市内外へ向けて効果的かつ最大限に発信することに努める。

さらに、長年地域の足として重要な位置を占めていた島原鉄道南線の跡地に整備している自転車歩行者専用道路を活用し、市内をゆっくり楽しみながら巡る「南島原スロー・サイクル」の実現に向け、近隣市町との連携を強化し、より広域的な観光振興に取り組む。

(1) 現況と問題点

(ア) (農 業)

本市の主要な産業である農業は、2,000戸余りの販売農家（平成27年世界農林業センサスによる）があり、このうち56.0%が専業農家、44.0%が兼業農家であり、経営規模は1ha未満が約半数を占め、0.5ha未満だけで2割近くを占めている。

島原半島北部と比較して平坦地が少ないため、米作より畑作が盛んとなっており、野菜（ばれいしょ・いちご・トマト）、果樹（みかん、びわ、もも）、葉たばこ、酪農、肉用牛などを組み合わせた多様な経営類型が展開している。

農業を取り巻く情勢は厳しく、農業従事者の減少や兼業化、高齢化が著しく進行しており、農業を支えている高齢者層の世代がリタイアの時期を迎えるなど、後継者不足とそれに伴う耕作放棄地の増加が深刻になりつつある。さらに、産地間競争の激化や輸入野菜の急増による価格の低迷、農薬の使用問題に対する消費者の安全指向の高まり、飼養頭数規模拡大等に伴う処理施設・機械の切り返しや曝気等の能力不足により排汁や悪臭等が地域生活環境に影響を及ぼすほか、経営規模拡大を志向する酪農家や肉用牛生産農家の規模拡大の制約要因にもなっている。また、イノシシなどの有害鳥獣による農作物被害の増加など様々な問題を抱えている。

このような厳しい情勢の中で、ばれいしょ等を中心とした土地利用型農業と施設園芸を中心とした集約型農業を展開し、特に施設園芸においては、高収益の作目・作型を戦略型作物とした施設の規模拡大、土地基盤整備の推進、環境保全型農業による土づくり、農業新技術の活用などを支援し、新規就農者の確保や産地体制の強化、新規作物の検討に努め、産地イメージの形成とブランド化による販路拡大に積極的に取り組む必要がある。

また、耕作放棄地の解消を図るため、小規模基盤整備による農地の利便性向上や高齢者農業者でも栽培可能な新たな農作物の奨励などに取り組む必要がある。

加えて、独身男女の出会いの機会が少ない過疎地域においては後継者対策として、出会いの場の創出に努めることも必要である。

農家数・農家人口等

(単位：戸、人)

	農家 個数						農家 人口	基幹の農業従事者数		
		自給的 農 家	販売 農家					うち 65 歳未満 (人・%)		
				専業	第 1 種 兼業	第 2 種 兼業				
平成 2 年	5, 061		5, 061	1, 993	1, 088	1, 980	18, 572	10, 956	8, 413	76. 8
平成 7 年	4, 273		4, 273	1, 689	867	1, 717	19, 535	8, 862	6, 000	67. 7
平成 12 年	4, 111	1, 034	3, 077	1, 337	714	1, 026	18, 432	7, 262	4, 503	62. 0
平成 17 年	3, 955	1, 289	2, 666	1, 300	636	730	10, 244	5, 416	3, 377	52. 4
平成 22 年	3, 577	1, 295	2, 282	1, 228	480	574	9, 765	4, 870	2, 916	59. 9
平成 27 年	3, 126	1, 138	1, 988	1, 113	376	499	7, 903	4, 199	2, 505	59. 7

資料) 世界農林業センサス

※平成 17 年農家人口は販売農家のみの計

※平成 2 年、平成 7 年については自給的農家の調査項目なし

※平成 2 年、平成 7 年の販売農家には自給的農家を含む

耕地面積等

(単位：ha)

	合 計	田 計			畑 計			
			普通田	特殊田		普通畑	樹園地	牧草地
平成 28 年	4,880	1,770	1,770	—	3,110	—	—	—
平成 29 年	4,780	1,670	1,670	—	3,110	—	—	—
平成 30 年	4,760	1,660	1,660	—	3,100	—	—	—
令和元年	4,750	1,660	1,660	—	3,090	—	—	—
令和 2 年	4,750	1,660	1,660	—	3,090	—	—	—

資料) 農林水産省 作物統計 面積調査 市町村別データ

注) 統計数値は四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

(イ) (林 業)

林業については、市の面積の約 1/3 を山林が占めており、これまで植林、保育など育てることに重点を置いていたが、森林資源が充実してきたことから、木材を生産し森林資源を循環利用することが求められている。また、森林の機能を損なわない自然と調和のとれた森林保全と水資源涵養の面において振興を図らねばならない。

特に林道については、自然との調和が大切であり、環境に配慮した改良整備となるよう努めるものとする。さらに、林業の振興と林業収益の増大をめざすには、中心的役割を担う森林組合の充実を図り、後継者等の確保に取り組む必要がある。

森林面積等

(単位：ha)

	総土地 面 積	森林 面積	(内訳は国有林以外)			所有形態別面積		
			人工林	天然林	その他	国有林	団体有林	私有林
平成 2 年	16,972	5,922	2,753	2,228	243	698	0	5,224
平成 7 年	16,973	5,942	2,773	2,231	241	697	0	5,245
平成 12 年	16,976	5,993	2,822	2,171	303	697	0	5,296
平成 17 年	16,984	6,001	2,843	2,161	299	698	0	5,303
平成 22 年	16,988	6,012	2,863	2,161	290	698	0	5,314
平成 27 年	16,992	5,863	2,713	2,096	358	696		5,167
令和 2 年	17,011	5,864	2,713	2,096	358	696	0	5,167

資料) 島原半島 森林・林業の概要

(ウ) (水産業)

本市の水産業は、農業と並び主要産業となっており、有明海と橘湾の漁場において沿岸漁業を主に、ワカメ養殖や刺網・延縄・一本釣り・たこ壺漁等の多様な漁法により営まれている。また、有明海以外の海域でも操業されているイカ釣りや東シナ海で操業されている沖合漁業の延縄も一部で営まれている。

鯛・ヒラメ・アラカブ・フグ・タコ・イカ、カザミなど漁獲される魚種は豊富であるが、近年の漁場環境の悪化等による漁獲量の落ち込みと不景気等による魚価の低迷と併せて、漁業用燃油をはじめとした漁業資材の高騰により漁業経営は非常に厳しい状況にある。このようなことから、後継者不足と漁業従事者の高齢化が進んでおり漁業者数は年々減少している。

しかし、安定的で持続可能な漁業経営を目指すため、つくり育てる漁業の推進や漁港・漁場等の生産基盤の整備、加工業の振興やブランド化を推進し、経営基盤の強化に取り組む必要がある。

また、漁業従事者の確保と併せ、観光などと結びつけた新たな漁業の可能性を模索する必要がある。

漁業就業者数等

	漁業就業者数	漁業世帯計	漁船隻数（隻）				
			個人漁業経営体	漁業従事者世帯	無動力船隻数	船外機付船隻数	動力船隻数
平成 5 年	1, 147	790	622	168	12	213	659
平成 10 年	882	641	532	109	7	166	581
平成 15 年	754	575	504	71	3	200	537
平成 20 年	661	413	413	—	1	130	462
平成 25 年	526	354	354	—	3	160	365
平成 30 年	427	279	279	—	2	125	308

資料）漁業センサス

注）H20 以降、漁業従事者世帯は調査対象外のため不明。

魚種別陸揚量

（単位：t）

	合 計	魚類計	あじ類	ぐち	たい類	ひらめ	ぶり	その他の魚類	貝類計	水産動物計	いか類	たこ	水産動物その他の	藻類計	ひじき	わかめ	藻類その他の
平成 26 年	1, 161	444	10	55	123	12	21	224	5	250	86	131	15	463	25	436	1
平成 27 年	1, 191	491	13	38	125	11	66	239	6	221	52	151	3	474	24	448	2
平成 28 年	1, 011	391	10	24	118	11	22	206	5	140	47	72	3	475	15	429	31
平成 29 年	1, 018	395	6	35	91	10	48	205	5	5	40	97	5	459	18	419	22
平成 30 年	1, 059	458	6	28	121	15	84	205	5	126	57	41	9	470	22	444	4

資料）長崎県水産部 漁港港勢調査（属地陸揚量）

業態別漁獲量

（単位：t）

	合 計	海面漁業計	ひき網	敷網	刺し網	定置網	かご漁業	はえなわ	いか釣り	一本釣り	採貝業	採藻業	その他の漁業	海面養殖業計	魚類	貝類	水産動物その他の	藻類その他の
平成 26 年	1801	1179	132	0.3	130	5.2	67	324	274	107	0.3	24	116	623	90	2	14	507
平成 27 年	1857	1165	131	1.3	122	0.0	44	355	248	107	1.9	24	130	692	121	3	13	555
平成 28 年	1680	1031	104	27.5	79	0.0	42	346	245	104	1.6	15	67	649	62	3	14	570
平成 29 年	1583	938	111	0.2	113	1.1	32	359	134	97	1.5	19	71	645	77	3	13	552
平成 30 年	1608	865	136	0.1	100	1.0	38	329	109	79	1.2	21	52	743	142	3	14	584

資料）長崎県水産部 漁港港勢調査（属人漁獲量）

(エ) (商工業)

本市の商業の状況（平成28年）は、事業所が579店舗、従業員が約2,748人で、年間販売額は約479億円である。製造業（従業員4人以上の事業所）については、188事業所、従業員が1,685人で、出荷額は約122億円となっている。

商業については、家族のみあるいは1～3名の従業員によって経営されている小規模店が大部分であり、生活圏の広域化、消費者ニーズの多様化、余暇活動の拡大等消費動向の変化により他地域への購買力の流出という問題に直面しており、小売店は減少、商店街も縮小の一途を辿っている。そこで、経営の協業化、協同集客事業の展開、駐車場の確保等の対策について商工団体を中心として組織的に対応し、魅力ある商店街づくりを進めるとともに、市外への資金流出に歯止めをかける必要がある。また、超高齢社会に対応した地域コミュニティの場としての商店街の位置づけやサービス提供のあり方について模索する必要がある。

本市商工業の振興及び発展を担う商工会が中心となって活性化対策事業を展開する必要がある。

工業については、約350年の歴史を持つ手延素麺業は全国有数の産地であり、市域には、令和2年「島原手延そうめん産地実態調査（令和元年度実績）」によると、200事業所（3人以下の事業所も含む）があり、出荷額は年間約61億円である。

しかし、他産地に比べ知名度が低く販売価格に差があり、また、長時間労働による後継者不足、小規模事業所では施設の老朽化等による生産性と品質管理等の課題を抱えている等、業界の抱えている問題は深刻である。

また、地酒、味噌、醤油、菓子などの食品加工を中心とする地場産業が地域経済の重要な地位を占めているが、規模が零細であるため人・物・金・情報等の経営資源の面において、生産性や付加価値が低いという課題がある。

このため、豊富な地場農水産物を加工により付加価値を付けて販売していく6次産業化を推進する必要がある。

商業の状況

（単位：事業所、人、百万円）

	事業所数 (所)		従業者数 (人)		年間商品 販売額 (百万円)		小売業 売場面積 (㎡)
		うち 小売業		うち 小売業		うち 小売業	
平成9年	1,053	932	3,853	2,982	72,214	39,165	58,752
平成11年	1,135	984	4,633	3,497	77,711	44,862	62,419
平成14年	1,021	885	4,417	3,531	73,376	43,388	66,522
平成16年	990	852	4,217	3,239	68,372	40,055	63,099
平成19年	876	752	3,921	3,046	64,029	39,132	62,270
平成24年	675	558	3,201	2,401	55,060	30,738	51,990
平成26年	609	507	2,866	2,216	54,772	34,670	52,733
平成28年	579	479	2,748	2,169	47,892	27,935	35,798

資料) 商業統計調査、経済センサス

製造業の状況（従業員４人以上の事業所）

（単位：事業所、人、万円）

	事業所計	食料品製造業	飼料製造業	飲料・たばこ・繊維工業	木材・木製品製造業 （家具を除く）	家具・装備品製造業	印刷・同関連業	窯業・土石製品製造業	鉄鋼業	金属製品製造業	はん用機械器具製造業	機械器具製造業	生産用・電子部品・デバイス・電子部品製造業	製造業	従業員数 （人）	製造品出荷額等 （万円）
平成 26 年	205	175	1	11	1	0	1	7	1	6	1	0	1	0	1,743	1,244,215
平成 27 年	225	191	2	12	3	1	2	6	1	2	1	1	1	2	1,826	1,245,667
平成 28 年	188	160	1	10	1	0	1	7	1	5	1	0	1	0	1,685	1,216,976
平成 29 年	171	141	1	10	1	1	1	7	1	6	1	0	1	0	1,620	1,194,911
平成 30 年	161	130	1	11	1	1	1	7	1	6	1	0	1	0	1,586	1,156,015

資料）工業統計調査、経済センサス

（オ）（企業誘致）

雇用機会を確保し、地域経済の活性化を図るためには、工場等の誘致が最も有効な手段である。しかし、製造工場の場合は、製品の輸送コストや輸送時間を勘案すると不利な地理的条件や近年の景気低迷を背景に、企業側の対応は鈍いものとなっている。

一方、流通の地理的不均衡が生じにくいコールセンターをはじめとする情報通信産業の地方設置が盛んに行われている。

平成 22 年 5 月に誘致したコールセンターの雇用者数は、初年度 49 人で、平成 27 年度 211 人、令和元年度 156 人が雇用されている。

また、一部竣工した堂崎港埋立地に J A 島原雲仙の集出荷施設等の設置が予定されており、雇用の拡大が期待されている。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、地方での就職や移住への関心が高まる中、今後も情報通信関連産業を中心に企業誘致活動を実施するためには、合併に伴い空き施設となった公共施設や廃校となった学校施設の再利用を含めた事業環境の整備促進及び人材の確保のための取り組みを引き続き行う必要がある。

（カ）（観光・レクリエーション）

平成 30 年に「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産として世界文化遺産に登録された「原城跡」は、キリシタンが潜伏して自分たちで信仰を伝えていくきっかけとなった出来事である「島原・天草一揆」の舞台であり、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」のストーリーの出発点となる欠かすことができない文化遺産である。また、本市には、島原・天草一揆が勃発するまでのキリスト教の伝来から繁栄、弾圧に至る文化資源も豊富に残されている。これらの歴史ストーリーを発信する施設として有馬キリシタン遺産

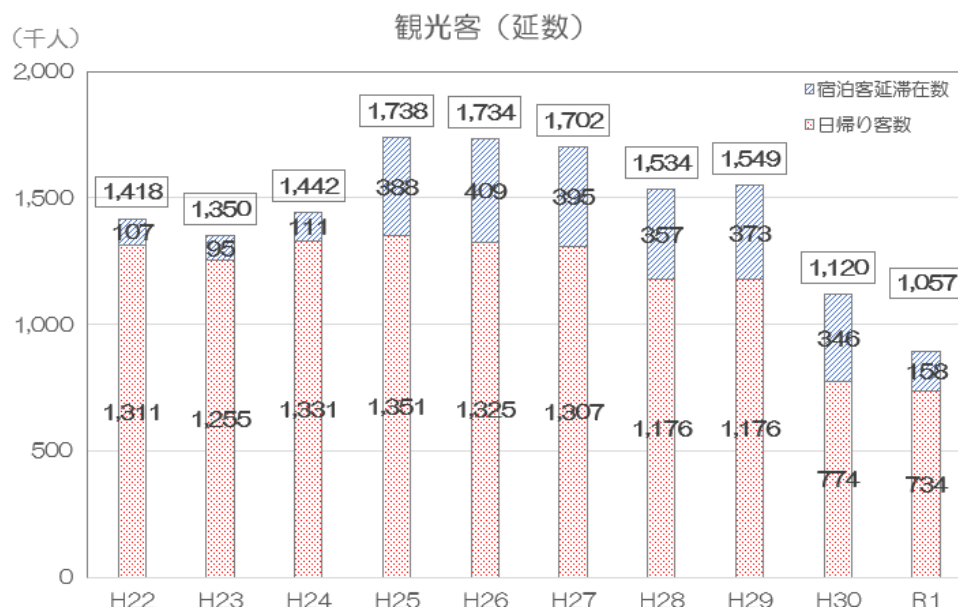
記念館を整備し、観光ガイドの拠点として活用するとともに、「原城跡」を中心に市内の観光素材を一体的に案内するため、ガイドの団体を統合し強化を図っている。しかしながら、有馬キリシタン遺産記念館は、原城跡やバス停、主要道路である国道251号から離れた場所にあるため、利用者の利便性が低く、来館者数も原城跡の来訪者数と比較して大幅に少ないものとなっている。

また、天草市と平成29年8月に交流連携に関する協定を締結し、その後3年間にかけて両市をめぐるモニターツアー実施や福岡県でのイベントの共同出展を行い、交流人口の拡大に努めている。加えて、「(一社) 南島原ひまわり観光協会」を中心として、豊かな地域資源を活かした農林漁業体験民宿の取り組みを行っており、訪れた人にその土地らしい心のこもったおもてなしを提供するなど、多くの観光客と交流を図っており、交流人口の拡大と滞在時間の増加に繋がっている。受入家庭も160軒を超え、受入人数も当初の目標である1万人を平成26年度には達成し、令和元年には11,691人となっている。

今後は、「原城跡」を中心に豊富な文化資源や他の観光資源などを絡めたネットワーク化や観光ガイドの育成など、市内を周遊させる体制を整えるとともに、受け入れ態勢の充実が急務となっている。さらに、宿泊施設が少ない本市にとって、日帰り観光客の割合が高いことから、民泊事業の質の向上に加えて滞在時間を増加させる更なる方策が必要である。平成22年3月に認定を受けた「南島原どぶろく特区」は、農林漁業体験民宿をより一層魅力的にするものとして期待されており、令和元年度時点で3軒の販売農家が誕生している。一方で島原手延そうめんをはじめとする豊富な特産品を観光に活用しきれておらず、今後の課題となっている。

また、平成20年3月に廃線となった島原鉄道南線跡地を活用し現在整備を進めている自転車歩行者専用道路を活用し、各観光拠点間を結び、地域資源をゆっくり巡る「南島原スロー・サイクル」の実現に向けた各種施策の推進が必要とされている。

今後は、これら豊富な体験メニューや特産品、歴史体験などの観光素材を組み合わせ、様々なニーズに応じた観光コースを確立させ、さらに観光施設や景観スポット等の計画的な整備、広域的な観光連携を進め、地域経済の活性化を図ることが急務となっている。



(キ) (港湾施設)

本市は、堂崎港と須川港及びロノ津港の3つの港湾を有している。地域住民の安心と安全を確保するため、国や県との連携を強化して整備を進展させることが必要である。

(2) その対策

(ア) (農 業)

- ① 農業施設の近代化、農地流動化の促進による経営規模の拡大、農地の基盤整備の推進、通作条件の改善につながる農道、用排水路の整備など営農環境を改善し、担い手の育成と効率的な農業経営の確立を図る。
- ② 農家を取り巻く生活環境の整備を行い、後継者が魅力を持てる農村づくりを推進する。
- ③ 意欲ある多様な担い手の育成及び後継者の確保、他産業からの新規就農促進のための諸施策の取組を推進する。
- ④ 戸別所得補償制度や中山間地域等直接支払制度第5期対策の取組により、自給率向上や耕作放棄地の防止、多面的機能の確保を図る。
- ⑤ イノシンなどの有害鳥獣被害防止対策の推進を図る。
- ⑥ 産地の基盤強化を図るため、優良な乳用・肉用雌牛の導入の推進を図る。
- ⑦ 畜排泄物の処理施設の整備支援を図る。
- ⑧ 堆肥資源の地域内循環利用を促進し、土づくりを支援することで有機農業や環境保全型農業の推進を図る。
- ⑨ 消費者ニーズに適合した農産品の選択と生産性及び収益性の高い作物の導入を図り、魅力ある農業を育成する。
- ⑩ 農業後継者等に出会いの場を提供し結婚を支援するため、研修会や男女交流イベント等を実施する。
- ⑪ 農作業の効率化や労働力の削減を図るため、農業用ドローンの利用を促進する。
- ⑫ 生産者が安定した収益を得られるよう、加工用を含め新規作物の栽培に関する調査・研究を行う。

(イ) (林 業)

- ① 森林のもつ公共性と自然環境の保全を十分考慮したうえ、生産活動と調和を図り、生産性と環境保全の両立を推進する。
- ② 下刈り、間伐、枝打ちなどの育林作業、生産活動を効率よく進めるため、作業道・林道などの整備促進を進めるとともに、森林の持つ水源涵養や土砂流出の防備等の公益的機能が発揮される森林づくりに努める。

- ③ 林業の中心的役割を担う森林組合組織の充実を図るとともに、林業就業者やその後継者の確保に努める。

(ウ) (水産業)

- ① 自然環境に配慮した多面的な機能を有する安全で効率的な漁港を整備し、水産業の基盤整備を図る。
- ② 種苗放流や中間育成など有明海栽培漁業推進協議会及び橘湾栽培漁業推進協議会の取組を支援し、栽培漁業の推進を図る。
- ③ 魚介類の産卵・育成施設の設置や産卵支援を行い水産資源の増加を図る。
- ④ 水産物加工の推進や水産物等のブランド化及び観光など異業種との連携による付加価値向上と販路拡大を図る。
- ⑤ 海域の生産力を高める漁場の整備や漁場機能の回復に寄与する藻場・干潟等の造成等により漁場保全を図る。
- ⑥ 禁漁期間の設定や漁獲可能サイズの徹底など資源管理型漁業を関係機関と連携しながら推進し、資源の増加を図る。
- ⑦ ワカメ、ヒジキ養殖など新たな漁業資源の開発を行い、漁業者の所得向上を図る。
- ⑧ 新規漁業就業者の受入体制の整備と漁業者の高齢化に対応した施設整備を行うとともに、漁業環境の改善により漁業従事者の確保を図る。

(エ) (商工業)

- ① 商工業の消費流通対策として、魅力ある商店（街）の経営、流通、情報サービスなどについて指導機関との連携を図る。
- ② 中小企業の経営革新や新規創業、地域振興等、商工会が行うさまざまな活動を支援する。
- ③ 中小企業者へ各種融資制度の効果的な運用を推進し、施設・設備の近代化や合理化、生産技術の向上と競争力の強化、経営管理の改善などを促し、経営体質の強化を図る。
- ④ 経営を担う人材の育成に係る支援や金融支援等の各種支援の取組を強化する。
- ⑤ 島原手延そうめんの信用と信頼を高め、特産品としての地位を確立するために、島原手延そうめん認証制度の活用を図る。
- ⑥ 他地域への購買力の流出等を防ぐため、経営の協業化、共同集客事業の展開、駐車場の確保等に対する事業について支援に努める。
- ⑦ 電子地域通貨の普及促進を行い、資金の域外流出の抑制と地元消費拡大を図る。
- ⑧ そうめんづくりに適した、地場産小麦の研究・開発により、付加価値の向上を図る。
- ⑨ そうめん生産者が行う、機械性能の向上等による生産性の向上や生産工程の自動化等の設備整備を支援する。

(オ) (企業誘致)

- ① 情報通信技術利用事業（コールセンター等）を中心に幅広い分野での企業誘致活動を推進する。
- ② 空き工場・施設情報のデータベース化を構築する。
- ③ 遊休公共施設や堂崎港埋立地を活用した事業所誘致を推進する。

(カ) (観光・レクリエーション)

- ① 本市の基幹産業である農林漁業や島原手延べそうめんなどの特産品を活用した体験型観光プログラム及び「食」の観光を整備・推進するとともに、農林漁業体験民宿の受入家庭の拡大を図る。
- ② 市内に数多く点在する観光資源を案内できる観光ガイドを配置し、質の高いサービスを提供することで観光客の知的好奇心を満足させ、地域の魅力を効果的に伝える地域づくりを目指す。
- ③ 情報発信の強化を図るため、（一社）南島原ひまわり観光協会、道の駅みずなし本陣ふかえ、有馬キリシタン遺産記念館といった市内の観光施設等を情報発信基地と位置づけ、連携することで情報の共有と発信を図る。
- ④ テーマを定めたモニターツアーを実施し、旅行業者と連携した取組を進め観光ルートの確立を図る。
- ⑤ 天草市、島原半島観光連盟、及び3市の連携強化を図り、広域での観光振興に取り組む。
- ⑥ 情報発信、広告宣伝、特産品の販売促進、体験型観光及び農林漁業体験民宿受入等を行うなど、本市の観光の発展に重要な役割を担う（一社）南島原ひまわり観光協会を積極的に支援する。
- ⑦ 廃校や古民家を活用した観光施設の整備や、既存の観光施設、景観スポット等の計画的な整備を進める。
- ⑧ 安心して安全に見学できる環境づくりに努めるとともに、世界遺産「原城跡」を訪れる人の利便性の向上を図る。
- ⑨ 自転車歩行者専用道路の整備を契機とした自転車による交流促進を図るため、必要な施設の整備と誘客に関する取組を推進する。
- ⑩ 豊かな自然や世界遺産をはじめとした市内史跡等の文化財の周遊性を高めるとともに、他の観光資源などとの連携を図りながら、新たな来訪者の獲得を図る。
- ⑪ 市内全域を周遊するための拠点施設として、世界遺産のガイダンス施設や物産販売、観光案内などの機能を有する世界遺産センター（仮称）を整備する。

(キ) (港湾施設)

- ① 港湾施設の防災機能等を充実させるため、県や関係団体との連携を強化し、防波堤や護岸施設の整備促進に努める。

(ク) (産業の振興における目標)

基本目標	基準値	令和 7 年度
新規就農者数	20 人 (H30 年度)	26 人
農業産出額	242.9 億円 (H30 年度)	277.7 億円
漁業所得	1.89 億円 (R1 年度)	2.52 億円
観光消費額	62.3 億円 (R1 年度)	67.4 億円

(3) 計画 (令和 3 年度～令和 7 年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	島原半島地域食肉センター整備事業	協同組合	
		新規就農者就農支援事業 生産基盤整備	受益者	
		南島原市耕作放棄地解消基盤整備事業 小規模基盤整備 250a	市	
		県営土地改良事業 諏訪・空池原・見岳・馬場・津波見・有家中部	県	
		農地海岸保全(高潮対策)施設整備事業 有馬 2 期地区	県	
		自然災害防止事業 海岸保全区域の堤防改修	県	
		農村地域防災減災事業(ため池整備) 南島原地区 N=7 地区	市	
		有馬川転倒堰整備事業 転倒堰の補修 N=1 カ所(2 門)	市	
		農村地域防災減災事業(ため池整備) 南島原 2 期地区 N=3 地区	市	
		営農施設移転等事業 営農施設移転等支援	受益者	
		石材等運搬事業 石材等運搬支援	受益者	
	水産業	有明海地区海底耕耘事業	県	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		海底耕運 A=824 m ²		
	(2) 漁港施設	漁港用地舗装事業 有家・深江漁港用地舗装 A=2,000 m ²	市	
		地域水産物供給基盤整備事業 貝崎漁港	市	
		水産物供給基盤機能保全事業 南有馬・貝崎・早崎漁港浚渫工事	市	
		機能増進事業 布津漁港 防風フェンス設置 L=100m	市	
	(3) 経営近代化施設 農業	強い農業づくり交付金事業（農業） 低コスト耐候性ハウス、集出荷貯蔵施設等導入	受益者	
		長崎県放牧場整備支援事業 繁殖基盤整備	生産組合	
		6次産業化推進事業 6次産業化設備導入	受益者	
		スマート農業普及促進事業 農業 ICT 機器導入	受益者	
		畜産クラスター構築事業 TMR センター 1 式	受益者	
		農業用施設等小規模整備支援事業 小規模施設等整備	市	
		水産関係施設整備事業（市単独） 水産共同利用施設等整備 15 件	漁協	
		持続可能な新水産業創造事業（県単） 水産施設整備導入支援	漁協 受益者	
		浜の活力再生プラン推進施設整備事業 水産機器、機材導入	受益者	
		養殖産地育成計画実践推進事業 養殖設備等導入	協議会	
	(4) 地場産業の振興 生産施設	新構造改善加速化支援事業 共同生産管理施設、共同利用機械設備整備（農業）	受益者	
		未来を創る園芸産地支援事業（チャレンジ園芸1000億推進事業園芸1000億推進事業） （園芸）設備等整備	生産組合	
		担い手ジャンプアップ支援事業 農業用機械等導入	受益者	
		（園芸）共同利用機械・施設整備支援事業 N=5 施設	生産組合	
		島原手延そうめん生産性向上支援事業 生産性向上施設等整備 95 件	受益者	
		中小企業ステップアップ支援事業 施設・設備導入、新規雇用 15 件	受益者	
	(6) 起業の促進	創業支援事業補助金 施設整備・設備導入 40 件	受益者	
	(9) 観光又はレクリエーション	自転車利用環境整備事業 レンタサイクル・充電システム等整備	市	(再掲)
		島鉄跡地旧駅舎等整備事業 6 棟（休憩施設、駐輪スペース、トイレ等）	市	(再掲)
		サイクルラック設置支援事業 サイクルラックの設置	受益者	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		世界遺産センター（仮称）整備事業 世界遺産のガイドンス施設、物産販売 及び観光案内等の機能を有する施設の 整備	市	
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業	農業経営基盤強化資金利子助成事業 内容： 農林業金融公庫が融通する制度資金 に対する利子助成を行う。 必要性： 認定農業者のスムーズな規模拡大 等の経営展開を図るためには、今後必要 である。 効果等： ①認定農業者の規模拡大等促進	受益者	認定農業者 の規模拡大 により耕作 放棄地の減 少や所得向 上に繋がる ことから、 地域の持続 的発展に資 する取組で あり、その 効果は将来 に及ぶ。
		農業担い手対策事業 内容： 担い手から経営を継承させ、発展させ る取組を支援する。 必要性： 後継者等の農業経営の継承を支援 し、将来にわたって地域の農地利用等を担 う経営体の確保を図る必要がある。 効果等： ①地域の農地利用等を担う経営体の確保	受益者	本市の基幹 産業である 農業の後継 者を支援す ることで、 農業者減少 や耕作放棄 地抑制に資 することか ら、地域の 持続的発展 に資する取 組であり、 その効果は 将来に及 ぶ。
		農業後継者組織支援事業 内容： 農業後継者で組織する団体が行う農 業振興に資する事業に助成する。 必要性： 農業後継者組織は、相互の農業技術 や情報の交換、共同プロジェクト活動を通 じた研究など農業後継者の育成に果たす役 割も大きく、組織の活性化は農業振興に寄 与しており事業の必要性は大である。 効果等： ①農業後継者組織活性化	農業 後継者 団体	農業後継者 組織の活性 化は、農業 振興に寄与 しているこ とから、地 域の持続的 発展に資す る取組であ り、その効 果は将来に 及ぶ。
		中山間地域等直接支払交付金事業 内容： 中山間地域と平地地域との生産条件 の不利を交付金で補う。	協定 集落	耕作放棄地 の抑制を図

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		必要性:本市は、多くの中山間地域を有し耕作放棄地が多いため、いのししの被害も多く、農業経営に支障を来している。そのため、耕作放棄地を未然に防ぐ取組や被害防止柵の設置などが必要である。 効果等:①耕作放棄地の発生抑制 ②農業生産性の向上		る取組であり、農業生産性の向上につながることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		オリーブ栽培推進事業 内容:オリーブ植栽のための苗木購入費、栽培研修費、土壌分析費の補助、収穫物の加工品開発、販路開拓支援を行う。 必要性:農業者の高齢化等で深刻化する中、作業負担が軽く高齢者でも栽培可能な作物を推進することが必要である。 効果等: ①耕作放棄地及び遊休農地の予防・解消 ②生産者所得向上	受益者	高齢の農業者でも栽培可能な作物を推進することは、耕作放棄地及び遊休農地の予防・解消のみならず、生産者所得向上に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		和牛・乳牛保留事業 内容:優良雌子牛を市内に保留し、系統繁殖することで、黒毛和牛及び乳用牛の改良を促進する。また、これにより肉用牛生産農家又は酪農家の生産基盤を確立する。 必要性:肉用牛生産農家又は酪農家の生産基盤を確立するためには、肉用牛・乳用牛の一貫生産体制を構築し産地化が必要である。 効果等: ①肉用牛・乳用牛の改良促進 ②肉用牛生産農家・酪農家の生産基盤確立	受益者	肉用牛生産農家・酪農家の経営安定を図ることで、若者が定着できる地場産業としての発展に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		認定農業者組織支援事業 内容:認定農業者で組織する団体が行う農	協議会	地域農業を

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		業振興に資する事業に助成する。 必要性：本市認定農業者協議会は、県下最大の認定農業者の組織である。地域農業の牽引役を果たしており、活動に対する助成を行い活動の活性化を図ることは農業振興上必要不可欠である。 効果等： ①認定農業者組織の活性化		牽引する組織の活性化を図ること で、若者が定着できる地場産業としての発展に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		親元就農者支援事業補助金 内容：市外で3年間以上就労した者が南島原市へUターンし親元就農する際、就農1年目に100万円、2年目及び3年目に30万円の給付金を交付する。 必要性：農家の高齢化や後継者問題は深刻な状況であり、その対策となる取組が必要である。 効果等： ①農業生産技術の継承 ②農地の生産性の維持 ③集落・地域の存続	受益者	農業後継者を確保することは、耕作放棄地の発生や人口減少の抑制に資することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		有害鳥獣被害防止対策事業 内容：有害鳥獣による農作物への被害を防止する体制の構築と捕獲体制の整備を行うとともに、防護柵等の設置を支援する。 必要性：有害鳥獣による農作物への被害を防ぎ、農業経営を安定させることが必要である。 効果等：①農業経営の安定化	協議会 受益者	有害鳥獣による農作物への被害軽減は、農業経営を守り農業振興に資することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		環境保全型農業推進事業 内容：有機農業等をはじめとする環境保全型農業を推進し、緑肥・堆肥を利用した安全・安心な農産物の生産を確保する。 必要性：農業をめぐる環境問題に対応するとともに消費者ニーズに応えるためには、環境保全型農業の推進が必要である。また、	農業者 団体	環境の考慮や消費者ニーズに対応し変化することは、持続的発展に

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		消費者ニーズに応えることで、農産物の付加価値を高め、農業経営の安定化が必要である。 効果等： ①農産物の付加価値向上 ②農業経営の安定化		不可欠であり、その効果は将来に及ぶ。
		黄斑えそ病防除支援事業 内容： 共同でたばこ黄斑えそ病の防除を実施する団体に防除費用の一部を助成する。 必要性： 基幹作物である葉たばこの振興は本市農業施策の重要課題であり、その後継者確保対策は喫緊の課題でもある。葉たばこ栽培農家を病虫害被害から守り、その安定生産を支援することで、経営を安定させ、経営不安による後継者不足の解消を図る必要がある。 効果等： ①産地育成 ②農業経営の安定化	生産組合	葉たばこ栽培農家の経営安定により、若者が定着できる地場産業としての発展に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		家畜導入事業 内容： 優良な肉用雌牛の導入を支援する。 必要性： 産地の基盤強化を図るためには、地域内保留により、母牛群の改良増殖が必要である。 効果等： ①産地の基盤強化	受益者	肉用牛生産農家の経営安定を図ることで、若者が定着できる地場産業としての発展に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		みかん栽培経営安定対策事業 内容： マルチ更新費用の一部を助成し、農業経営の安定化を図る。 必要性： 高品質ミカンを生産するためには、マルチ栽培が推進されているが、マルチ更新費用は大きな負担となっているため、みかん栽培を推進するためには対策が必要である。 効果等： ①農業経営の安定化	受益者	農業経営の安定化を図ることで、若者が定着できる地場産業としての発展に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であ

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
				り、その効果は将来に及ぶ。
		有機農業等推進事業 内容：南島原市有機農業推進協議会の事業費の補助や、有機 JAS 認証取得の補助を行う。 必要性：農業生産者の所得向上を図るための取組の一つとして、有機農業の振興を図る必要がある。また、有機 J A S 認証取得は高額であり、有機農業を推進するためには対策が必要である。 効果等： ①有機農産物の生産安定・品質向上	協議会	有機農産物の生産が安定し、所得が向上することで、若者が定着できる地場産業としての発展に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		農産物ブランド化推進事業 内容：市内の高品質な農産物・農産加工品をブランド化し、展開したい農業者団体・農業法人・食品関連事業者等へブランド化推進の支援を行う。 必要性：農業所得の向上に直結する必要な取り組みであり、積極的に実施していく必要がある。また、製品の販売という出口戦略に、農業生産者が直接関与し、儲かる農業経営者の育成が必要である。 効果等： ①儲かる農業経営者としての人材育成	受益者	儲かる農業経営者を育成することで農業振興を図り、若者が定着できる地場産業としての発展に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		農業用ドローン農薬散布普及支援事業 内容：農業用ドローンを活用した農薬散布の支援を実証的に行う。 必要性：農家戸数が減少し高齢化が進む中で、農業経営の安定を図るためには、農作業の効率化や労働力の削減を図る必要がある。 効果等： ①農作業の効率化・労働力の削減 ②農業経営の安定	市	農家戸数が減少し高齢化が進む中で、持続的発展を図るためには、農作業の効率化や労働力削減は必要不可欠であり、その効果は将来

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
				に及ぶ。
		新規作物調査・研究事業 内容：高付加価値な新規作物の栽培に伴う調査・研究を行う。また、新規作物の導入を行う生産者に対し補助金を支出し、導入経費等の支援を行う。 必要性：農業者の所得を向上し、安定した収益を得るためには、新規作物に関する調査研究が必要である。また、新規作物の導入により、耕作放棄地の予防・解消が期待できるが、新規作物の導入には多額の経費がかかることから、支援が必要である。 効果等： ①農業者の所得向上 ②耕作放棄地の予防・解消	市	農業者の所得向上は農業振興において重要であり、若者が定着できる地場産業としての発展に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		未来農業フロンティア推進事業 内容：市と民間企業が共同出資して農業振興法人を設立し、官民それぞれの強みを生かして果樹を主軸とした新規就農者のトレーニングファーム事業を実施する。 必要性：減少する農家の中でも、特に果樹農家の減少が顕著に表れており歯止めがかからない状況である。果樹の新規就農については、未収穫期間の問題に加え、栽培技術の習得機会が少ないことから就農までに至らないケースが多い。そのため、経営感覚に優れた中核人材を育成することが必要である。また、果樹農家の増加による耕作放棄地の予防解消につなげる必要がある。 効果等： ①中核人材の育成 ②耕作放棄地の予防・解消	農業法人	果樹農家を育成し、新規就農を促進する取組は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		農業後継者結婚対策事業 内容：南島原市農業後継者結婚対策協議会を主体として研修会や男女交流ミニイベント（ワークショップほか）等を実施する。 必要性：男女の出会いが少ない農業後継者等の結婚は、現代社会における非婚化、晩婚化の影響を受けて、さらに困難なものとなりつつある。そのため、農業後継者等に出会いの場や自分磨きの機会を提供し結婚を支援していく必要がある。 効果等： ①農業後継者の確保 ②移住・定住促進 ③人口増加	協議会	農業後継者の確保は、耕作放棄地の発生や農業者減少の抑制に資するとともに、結婚による移住定住促進や結婚・出産による人口増加が期待できることか

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
				ら、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		農業後継者育成事業 内容：農業者等の扶養する農業大学校生等が当該修学又は研修終了後３年以内に就農する際の経費を助成する。 必要性：農家の高齢化や後継者問題は深刻な状況であり、その対策となる取組が必要である。 効果等：①農業後継者の確保	受益者	農業後継者を確保することは、耕作放棄地の発生や農業者減少の抑制に資することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		水産資源増殖保護事業 内容：イカ捕獲かご網に産卵された卵をふ化するまで海中に吊り下げておくために必要な経費や、タコの資源回復を図るためのタコ産卵用つぼの設置費用等について補助する。 必要性：有明海における重要魚種である甲イカの漁獲量を維持・回復させ、将来にわたって漁業の経営安定を図るためには、水産資源の維持・回復が必要である。 効果等： ①水産資源の維持・回復 ②漁業所得の向上 ③漁業の経営安定	漁協	水産資源の維持・回復を図ることは、漁業の持続的発展に必要不可欠であり、その効果は将来に及ぶ。
		種苗放流事業 内容：種苗の生産・中間育成・放流等の事業に対し助成する。 必要性：有明海の漁業資源を回復させ、将来にわたって漁業の経営安定を図るためには、水産資源の維持・回復が必要である。 効果等： ①水産資源の維持・回復 ②漁業の経営安定	漁協	水産資源の維持・回復を図ることは、漁業の持続的発展に必要不可欠であり、その効果は将来に及ぶ。
		ひとが創る持続可能な漁村推進事業(県単) 内容：漁業の新規就業者に対し、自立に向けた２年間の就業支援を行う。	受益者	漁業者の減少、高齢化が進む中、漁業の新規

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	商工業・6次産業化	必要性： 漁業者の人口減少、高齢化が進むなか、新規就業者の増加を図る取組が必要である。 効果等： ①新規就業者の確保		就業者確保を図ることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		漁業用産業廃棄物処理対策事業 内容： 漁網、ロープ類、タコツボ等の漁業活動で不要となった産業廃棄物処理に対する補助を行う。 必要性： 不要となった産業廃棄物が漁港施設に放置され危険を伴うことから、周辺地域の安全確保のために対策が必要である。 効果等： ①漁港施設の適正利用 ②周辺地域の安全性確保	漁協 漁業者 組織	漁港周辺地域の安全を確保するために、漁港施設の適正利用を図ることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		FRP 漁船廃船処理事業 内容： 廃船となったFRP漁船に対し廃船費に対する補助を行う。 必要性： 不要となった産業廃棄物が漁港施設に放置され危険を伴うことから、周辺地域の安全確保のために対策が必要である。 効果等： ①漁港内の適正な運営 ②周辺地域の安全性確保	受益者	漁港周辺地域の安全を確保するために、漁港施設の適正利用を図ることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		商工業振興資金利子補給補助事業 内容： 日本政策金融公庫の融資を受けている中小の商工業者に対して、利子支払額の20%、5万円を上限に補助金を交付する。 必要性： 経済の停滞、グローバル化により、中小事業者の経営は大変厳しい状況にあるため、商工業の経営改善と振興を図る取組が必要である。 効果等： ①商工業の経営改善・活性化 ②商工業の振興	商工会	中小事業者の経営が厳しい状況にある中、事業継承や若者の雇用増加を図るための商工業振興策は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
				に及ぶ。
		商工会活性化対策事業 内容：都市部で開催される商談会等への参加を支援するとともに、南島原市商工会が実施するプレミアム商品券発行事業等活性化事業に必要な経費の一部を助成する。 必要性：大型店の進出やオンラインショッピングの普及等により地域資金が流出する中、地域商店街での消費拡大や地域商店の販路拡大を図る取組が必要である。また、情報の収集や経営について、専門知識を活用した指導が併せて必要である。 効果等： ①地域商店街の消費・販路の拡大 ②地域商店経営者のスキルアップ	商店街	地域商店街の消費・販路拡大、地域経済循環等の取組により商工業を活性化し、事業の継承や若者の雇用を増加させることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		地域物産開発販売支援事業 内容：農林水産物や鉱工業品等地域資源を活用した新商品の開発、それに伴う販路開拓事業に取り組む事業者に対し、商品開発等に要した経費の一部を助成する。 必要性：本市には優れた農林水産物の産品があるが、一次産品は収益率が低く、販売先も限られてきているため、農林水産物等を加工により付加価値を付けた二次産品の開発とその販路開拓が必要である。 効果等： ①事業者の所得向上・経営安定	事業者	農林水産物や鉱工業等の収益率を上げ、所得向上につながることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		地域総合整備資金貸付金事業 内容：(一財)地域総合整備財団(ふるさと財団)の支援を得ながら、民間事業者等に無利子で資金の貸付けを行う「ふるさと融資」を実施する。 必要性：過疎化の進行により人口減少が続く本市の商業においては、家族経営など小規模な店舗が大部分を占めており、地場企業による二次産業の拡大事業は地域の働く場の創出・雇用において必要である。 効果等：①地場企業による二次産業の拡大	事業者	地場企業による生産規模拡大は地域の雇用増加と所得向上に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		地域おこし協力隊事業 内容：そうめん生産者を目指す者を、地域おこし協力隊として募集し、研修により製	市	後継者を確保すること

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		造から出荷までの生産工程を学んでもらう。 必要性： そうめん生産者は年々減少傾向にあり、後継者・担い手の不在が大きな課題となっている。そのため、技術を継承する人材を外部から募集し、新たな担い手の確保と産地の維持が必要である。 効果等： ① そうめん生産者の後継者確保 ② そうめん産地の維持		は、技術や事業の継承による産地の維持に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		創業促進資金制度預託金 内容： 南島原市中小企業創業支援資金の取扱金融機関に対し資金を預託し、預託金額の協調倍率までの資金の融資を可能とする。 必要性： 地域経済の新陳代謝を活性化し、雇用の創出を図るうえで、新規事業創出を促進する必要がある。 効果等： ① 新規事業の創出 ② 新規事業における経営の健全・安定化	市	新規事業の創出を促進することは、地域経済の活性化や雇用の創出に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		南島原市HACCP導入支援事業補助金 内容： ながさき HACCP の4段階以上の評価取得に取り組む食品製造事業者に対し、施設や設備の改修にかかる費用などを支援する。 必要性： 消費者からの信頼性向上や競争力の強化するためには、食品製造事業者の衛生管理体制を構築すること必要がある。 効果等： 所得向上	受益者	付加価値増加により所得を向上させ、商工業の活性化や雇用の創出に寄与することから地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		電子地域通貨事業 内容： 電子地域通貨 MINA コインのPR業務、行政との連携アプリ開発・運用業務を実施する。 必要性： 大型店の進出やオンラインショッピングの普及等により地域資金が流出する中、市外への資金流出の抑制が必要である。また、デジタル社会への移行を図るためには、スマートフォンを活用したアプリ	市	市外への資金流出を抑制し、市内消費の拡大を図ることは域内経済に好循環をもたらすも

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		の市民利用を促進するとともに、行政サービスとの連携が必要である。 効果等： ①市外への資金流出抑制・市内の消費喚起 ②市民と行政の更なる連携強化		のである。 また、デジタル社会への移行を踏まえ、本事業を推進することは、その効果が将来に及ぶものである。
		おいしい南島原ブランド認定品活用推奨事業 内容：「おいしい南島原ブランド」として認定された推奨品を冠婚葬祭等催事での返礼品としての活用した場合、当該推奨品の購入費等の一部について助成する。 必要性：物産の振興及び商工業の活性化のためには、市産品の認知度向上や地元消費の拡大が必要である。 効果等： ①認知度向上 ②地元消費拡大	市	物産の認知度向上や地元消費の拡大は、地場産業の活性化に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		島原手延そうめんPR事業 内容：関東圏、九州圏におけるTVCMの放送やPRイベントへの参加など島原手延そうめんのPR活動を実施する。 必要性：本市の基幹産業であるそうめん産業の振興には、消費者の「島原手延そうめん」の認知度を高め、購買意欲向上による販売量の増加と販売価格の上昇を図る必要がある。 効果等： ①認知度向上による販売価格の上昇	市	島原手延そうめんの認知度を向上させ、販売価格の向上を図ることは、本市の基幹産業であるそうめん産業の振興や事業継承に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		認証マーク推進事業 内容：島原手延そうめんの品質や安全性を保障するため、島原手延そうめん認証委員会を開催し、認証委員会による審査をクリ	市	島原手延そうめんに品質や安全性

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		アした生産者、商品に認証を付与する。 認証された商品は、認証マークの使用が可能となり、認証マーク商品を広くPRすることにより、島原手延そうめんのブランドを確立させる。 必要性：本市の基幹産業であるそうめん産業の振興には、「島原手延そうめん」のイメージアップが必要である。 効果等： ①イメージアップによる販売価格の上昇		という付加価値によるイメージアップを図り、販売価格の向上を図ることは、本市の基幹産業であるそうめん産業の振興や事業継承に寄与するものであることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		そうめん小麦生産事業 内容：手延そうめんに適した小麦栽培を推進し、その小麦を使用した限定性、希少性がある高い付加価値を持った南島原オリジナルのそうめんの開発に取り組む。他産地との差別化を図り、産地のイメージアップと島原手延そうめんの高付加価値化を目指す。 必要性：本市の基幹産業であるそうめん産業の振興には、他産地との差別化や付加価値向上が必要である。 効果等： ①付加価値向上による販売価格上昇	市	島原手延そうめんに他産地と差別化された付加価値をつけ、販売価格の向上を図ることは、本市の基幹産業であるそうめん産業の振興や事業継承に寄与するものであることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
	観光	観光ガイド育成事業 内容：平成30年7月に世界文化遺産に登録された「原城跡」を活用する観光ガイドの育成、確保を目的とした観光ガイド育成講座を実施する。	市	観光ガイドのスキルアップにより来訪者の満足度を向上

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		必要性： 訪れた観光客が満足し、また再度訪れたいと思うためには、南島原らしい「おもてなし」が必要である。 効果等： ①観光ガイドのスキルアップ ②リピーターの確保		させ、リピーターを確保することは、観光業の持続的発展に必要不可欠であり、その効果は将来に及ぶ。
		南島原ひまわり観光協会補助金 内容： 本市の観光振興の中心となる南島原ひまわり観光協会を支援し①情報発信 ②広告宣伝 ③特産品の販売促進 ④グリーン・ツーリズム等の推進 ⑤体験型観光及び農林漁業体験民宿受入 ⑥人材育成 ⑦観光分野の統計調査等を強化する。 必要性： 本市の観光振興を図るためには、本市の主体をなす団体である南島原ひまわり観光協会の活性化が必要である。 効果等： ①観光客の増加・消費拡大 ②交流人口の増加	観光協会	南島原ひまわり観光協会への支援は、本市の観光振興に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		農林漁業体験民宿施設整備事業 (民泊拡大及びどぶろく特区推進事業) 内容： 簡易旅館業を営む為の初期費用及びインストラクターの育成費用等について助成する。 必要性： 本市の基幹産業を活用した農林漁業体験民宿を推進するためには、観光客を受け入れる農家や漁家の取組件数の確保が必須である。また、観光客の滞在時間を延ばすことで消費額を増加させ、地域経済や交流人口の増加による地域全体の活性化を図る必要がある。 効果等： ①交流人口の増加 ②地域経済と地域全体の活性化	観光協会	本市の基幹産業を活用した事業であり、本事業を推進することは交流人口の拡大による地域経済活性化に寄与するものであることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		原城跡来訪者対応事業 内容： 平成30年7月に世界遺産に登録された「原城跡」において、総合案内所運営やシャトルバスの運行、交通誘導業務を実施する。 必要性： 世界遺産「原城跡」とその駐車場を距離が離れていることから、利便性の向	市	来訪者の利便性や満足度の向上によるリピーターの確保は、観光業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		上が必要である。また、来訪者の満足度を向上させるために、総合案内所等が必要である。 効果等： ①来訪者の利便性向上 ②リピーターの確保		の持続的発展に必要不可欠であり、その効果は将来に及ぶ。
		南島原市世界遺産市民協働会議補助金 内容：南島原市世界遺産市民協働会議が行う世界遺産の保護、観光振興や物産振興などに資するまちづくりに関する取組に対して助成を行うもの。 必要性：原城跡が世界文化遺産に登録されたものの、世界遺産への登録効果が十分でなく地域の活性化につながっていない。世界遺産への登録効果を高めていくためには、官民協働により、行政と民間の連携強化が必要である。また、世界遺産を将来へ引き継いでいく意識の醸成が併せて必要である。 効果等： ①行政と民間の連携強化 ②世界遺産を将来へ引き継ぐ市民意識醸成	南島原市世界遺産市民協働会議	南島原市世界遺産市民協働会議の取組は、市民主体のまちづくりや世界遺産に対する市民の意識の醸成に寄与するものであることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		世界遺産推進事業 (世界遺産周知啓発・情報発信事業) 内容：全国各地で所蔵されている歴史資料を、展示などに活用できるようにデジタルコンテンツやXR(VR、AR、MR等)の作成や多言語化を実施する。 必要性：世界遺産の構成資産である原城跡は、築城時と島原・天草一揆当時の2つの時期の価値を有する史跡である。現地だけでは理解し難い原城跡の持つ歴史のストーリー性を利用するなど様々な工夫を凝らしながら伝えていく必要がある。 効果等： ①原城跡来訪者の理解促進 ②観光客の誘客	市	世界遺産「原城跡」の持つ歴史について、市民や観光客の理解を促進することは、地域文化の振興と交流人口拡大に寄与するものであることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		サイクリング情報発信事業 内容：サイクリングマップを作成するとともに、サイクルイベントの開催を支援する。 必要性：サイクリングマップは、誘客を図る	市、関連団体	観光客の誘客や滞在時間の延長・

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	企業誘致	うえで必要なツールであり、観光客の市内循環による滞在時間の延長・リピーターの創出を図るうえでも重要である。また、サイクルイベントの開催を支援することで、経済や地域の活性化・関係人口の創出が図られる。 効果等： ①観光客の誘客 ②観光客の滞在時間延長 ③経済や地域の活性化 ④関係人口の創出		リピーターの創出により、経済や地域の活性化・関係人口創出を図ることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		企業等設置奨励事業 内容： 新設又は増設に伴って投下固定資産が1億円以上（製造業等5,000万円以上、情報処理サービス業300万円以上）、新規常用雇用者を5人以上の企業等に対し、①企業等施設奨励金②賃借料等奨励金③雇用奨励金④市内企業等発注奨励金⑤物流奨励金⑥通信奨励金を支給する。 必要性： 南島原市内における企業等の新設又は増設を奨励し、産業の振興と雇用の増大を図るためには、他市からの企業等の進出や地元企業の経営拡大を推進する必要がある。 効果等： ①雇用の創出 ②産業の振興	市	市内に他市からの企業等の進出や地元企業の経営拡大は、雇用の創出や産業の振興に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
	(11)その他	須川港港湾整備事業 地元負担金	県	
		堂崎港港湾整備事業 地元負担金	県	
		口ノ津港港湾整備事業 地元負担金	県	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
南島原市全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

南島原市公共施設等総合管理計画に掲げる施設類型別の基本的な方針は以下のとおりである。

(1) スポーツ・レクリエーション系施設

- ・施設については定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図る。また、運営コストを抑え、質の高いサービスの提供を図るため、運営形態のあり方や適切な受益者負担についても検討を行う。
- ・施設の更新や大規模改修時には、全体目標による総量縮減の範囲内で必要な機能の検討を行う。また、類似施設の配置状況や地域ごとの人口動態やニーズを把握し、学校教育施設の市民開放等を考慮する中で、市域全体での類似施設の集積状況を踏まえた施設のあり方を検討するとともに、提供するサービスや運営手法の見直しを進める。
- ・利用状況や民間施設を含む周辺施設の配置状況を勘案し、老朽化への対応が求められる施設については、施設の集約、廃止等も視野に入れた検討を行う。
- ・公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図る。誰もが安全に利用できるように、施設の日常点検を行い、建替えや改修時に、市民ニーズや利用需要等により、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。

(2) 産業系施設

- ・公共性や地域性及び管理運営の効率性を勘案した上で、必要性の高い施設については、今後も長期に使用できるように定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図る。
- ・将来需要等を考慮し、市民ニーズの変化に対応できるよう最適な規模や運営手法の検討を行う。
- ・公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図る。

本方針を踏まえ、公共性や地域性及び管理運営の効率性を考慮し、必要に応じた整備、改修並びに統廃合、廃止等を進める。

4 地域における情報化

【地域における情報化の方針】

スマート農業やテレワーク、ワーケーション、遠隔医療、遠隔教育などの情報通信技術を活用した取組は、過疎地域の条件不利性の克服につながるものとして期待されている。本市においても、情報通信技術を活用した人口減少・少子高齢化に伴う社会課題の解決や地域産業における生産性向上及び新産業創出などによる競争力強化は喫緊の課題であることから、県が進めるデータ連携基盤への参画をはじめ、様々な分野における5GやICT等の最新技術の利活用推進や、情報格差の是正に向けた情報リテラシー（情報機器などを使って目的の情報の取得や整理・活用する能力）の向上を図り、暮らしや社会を大きく変えるSociety5.0の実現を目指す。

また、本市の行政情報や緊急情報等を確実に伝達できるよう、防災行政用無線設備の計画的な整備・更新を進めるとともに、情報伝搬性の強化による適切な配置と伝達の平準化を図る。

（1）現況と問題点

（ア）（情報通信環境）

本市の光ファイバ網は市内全域を網羅しておらず、地域によって情報格差が生じている。加えて、情報化社会においては、情報通信環境は生活の基盤とも言えることから、光ファイバ網の市内全域展開を令和4年3月に予定している。今後、5Gの普及が非過疎地域との情報格差拡大につながることはないように取り組まなければならない。また、観光地では公衆無線LANとGPSなどの技術を組み合わせたサービスも一般的になってきており、こうした技術を組み合わせた「新しい観光地」を創造する必要がある。

（イ）（データ連携基盤の構築）

Society5.0を実現するための両輪の一つとして、様々な主体が有する多種多様なデータの集積・共有・活用が可能となる「データ連携基盤」が必要とされる中、本市においても、指定避難所情報等の提供可能な行政データを長崎県が構築する「データ連携基盤」へと提供し、地域住民や民間企業の参画による地域経済の発展や地域課題の解決に向けて取り組む必要がある。

(ウ) (地域情報化)

本市は、人口減少・少子高齢化に伴って公共交通機関の減少や空き家の増加、地域産業の衰退など様々な問題を抱えている。今後も本市の人口は減少する見込みであることから、各種産業への5GやAI、ICT、ドローン等最新技術の活用を推進し、人口が減少しても持続可能なまちづくりが必要である。併せて、情報格差是正のため情報リテラシーの向上を図る必要がある。

(エ) (電気通信施設の整備)

本市の防災行政用無線施設は、合併以前に旧町単位で整備された施設であり、施設の老朽化による腐食倒壊のリスクや部品供給期間終了による部品調達難等のリスクを抱えている。また、町境における音達区域の重複や無線の届かない空白地域も問題となっている。そのため、設備の計画的な整備・更新を進めるとともに、情報伝搬性の強化による適切な配置と伝達の平準化を図り、行政情報や緊急情報等の確実な伝達に努める必要がある。

(2) その対策

(ア) (情報通信環境)

- ① 光ファイバや5Gといった情報基盤を整備し、情報格差の是正に努める。
- ② 世界遺産候補の構成資産を含む市内観光施設等において、無料Wi-Fiスポット整備を推進する。

(イ) (データ連携基盤の構築)

- ① 「ながさき Society5.0 推進プラットフォーム」へ参画し、長崎県が構築するデータ連携基盤へ提供可能なデータ（指定避難所等）を提供する。

(ウ) (地域情報化)

- ① 各種産業への5GやAI、ICT、ドローン等最新技術の活用を推進する。
- ② スマホ教室等を開催し、情報リテラシーの向上を図る。
- ③ 資金の市外流出を止め、地域産業の振興を図るために電子地域通貨の更なる推進に努める。

(エ) (電気通信施設の整備)

- ① 屋外スピーカーの音達改善など防災行政用無線設備における計画的な機能強化を進める。

(オ) (地域における情報化の目標)

基本目標	基準値	令和7年度
光ファイバ提供エリア	81.93% (R1年度)	100%
MINA コインダウンロード数	16,784 件 (R2年度)	25,000 件

(3) 計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等 情報化のための施設 防災行政用無線施設 ブロードバンド施設	防災行政無線整備事業 屋外スピーカーの機能強化、無線方式の変更	市	
		高度無線環境整備事業 情報基盤整備	事業者	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

南島原市公共施設等総合管理計画に掲げる基本的な方針を踏まえ、公共性や地域性及び管理運営の効率性を考慮し、施設機能の維持や施設運営の効率化、必要に応じた整備、改修を実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

【交通施設の整備、交通手段の確保の方針】

本市には、高規格道路が未だに到達しておらず、人や物の移動に加え経済面にも大きなマイナス影響を与えており、都市圏とアクセスする高規格道路等の規格の高い道路の整備が急務であるとともに、市内の公共交通体系も脆弱なため、市民生活の移動の要となる市道や住宅地域内の自転車歩行者専用道路等の計画的な整備が必要である。また、公共交通体系の維持と利便性の向上はもとより、脆弱な公共交通体系を補完する新たな交通手段の導入が今後必要である。そして、島原半島の最南部に位置する本市にとって、あらゆる分野における交流の拡大と産業・経済の成長のためには、本市と天草及び長島を繋ぐ三県架橋構想の現実化が必要である。

(1) 現況と問題点

(ア) (国道、県道及び市道)

本市の主要道路は、諫早方面から一般国道57号が島原半島の西岸を経て、小浜、雲仙から島原市に至り、市域の東岸には、一般国道251号が海岸線に沿って走っている。また、島原半島の中央部を縦断する形で一般国道389号が国見から雲仙を経て口之津町に通じている。

これらに加え、都市部や拠点を結ぶネットワークとして県道30号（小浜北有馬線）、47号（雲仙西有家線）、130号（加津佐停車場山口線）、132号（雲仙有家線）、133号（雲仙深江線）、209号（山口南有馬線）、217号（矢次南有馬線）が縦横に連絡しており、さらに市道が市内の集落及び主要公共施設等を結び、市民生活と産業活動・観光・交流の流れを支える交通基盤として重要な役割を果たしている。

半島の動脈となっている国道は、交通量の増加に伴い事故や渋滞が増加傾向にある。市民の安全や利便性を確保するため、歩道等の交通安全施設の整備を急ぐ必要がある。また、少子高齢化で人口及び担い手が減少し消滅集落化が目前に迫っている中、緊急時の輸送・搬送等をはじめ、経済・観光のルートとして対応できる高規格道路等の整備が強く求められており、関係機関等と連携した整備の促進が急務となっている。

県道は、山間部について、幅員狭小などによりその機能を十分に果たしていない箇所があり、今後とも主要道路としての位置づけを維持し、未改良区間の整備促進を県と一体となって図る必要がある。

市道においては、地形的制約による建設費の増嵩のため改良率は極めて低い状況にあるが、市民の利便性や安全性に配慮した集落間連絡道路の整備や基幹集落と中心市街地を効率的に結ぶ道路の整備、地場産業の円滑な流通に資する道路の整備など機能的で安全な交通体系

の確立に向け、道路網計画策定と計画的な整備が必要である。

また、市道の適切な維持管理を図るためには、市民と協働して取り組む必要がある。

(イ) (農道・林道)

県営事業で整備された広域農道、農免農道によって、中山間部の集落を結ぶ基幹的な農道は整備済みであるが、その機能を十分に活用するためには、小浜から愛野までの広域農道、あるいは規格の高い道路の整備が望まれている。市域の一部については、国道・県道などの主要道路との連結が未整備で、その機能が発揮できていない箇所があることから、今後は主要道路とのネットワーク化を推進する必要がある。

また、農道と林道の整備については、重要な産業道路と位置づけ計画的に整備を進めてきたが、舗装の劣化が進行しており、計画的な改修を行うとともに、耕作放棄地解消のため、基幹農道とほ場を接続する農道を整備する必要がある。

(ウ) (高規格道路及び三県架橋構想)

高規格道路が整備されていない本市では、市民は交通体系に対して大きな不満を持っており、交通体系の充実が基盤整備の大きな課題となっている。今後は、高規格道路をはじめとする道路網の整備を進め充実を図る必要がある。

これまで長崎・熊本・鹿児島 の 3 県、関係市町村及び団体等が一体となって推進を続けてきた島原・天草・長島架橋構想については、九州西岸地域における地域的な交流・連携軸を形成し、生活環境の向上、広域観光ルートの形成、人的交流の促進、産業連携や新産業の創出など様々な効果をもたらすことが予想される。

平成 27 年 8 月に閣議決定された国土形成計画（全国計画）において、「海峡部等を連絡するプロジェクトについては、長期的視点から取り組む。」と記述され、また平成 27 年 2 月に公表された九州圏広域地方計画（骨子）では、「長崎、熊本、鹿児島 の 3 県にまたがる九州西岸地域の交流・連携機能の強化を図る。」とされた。さらに令和 3 年 7 月に国が策定した「九州地方新広域道路交通ビジョン・計画」においても、九州リングネットワークの形成イメージが示され、島原天草長島連絡道路が構想路線に位置づけられている。島原・天草・長島を結ぶ三県架橋の実現は、地域の将来の発展にとって不可欠なものである。

(エ) (公共交通対策)

平成 19 年 4 月に長崎～雲仙間を除く島原半島の県営バス全 16 路線が廃止になったほか、平成 20 年 3 月末の島原鉄道南目線の廃止に伴い、本市の公共交通体系は大きく変わった。

現在、本市の公共交通は路線バスのみであり、路線バスは市民にとって通学、通院、買物などの日常生活を支える不可欠な移動手段である。また、世界遺産や世界ジオパークの認定、2022年秋に予定されている九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の開業により、今後の交流人口拡大が期待されるところであり、観光客にとっても路線バスは欠かすことができないものである。

しかし、この路線バスについても、過疎化に伴う人口流失やマイカーの普及により利用者の減少が続き、路線維持が困難な状況となり路線の見直しを余儀なくされている。

さらに、山間部を中心に交通空白地帯も多く存在していることも今後の課題である。

（オ）（自転車歩行者専用道路）

平成20年3月末の島原鉄道南線跡地については、譲渡された面積が広大であることから、除草や雑木の伐採など跡地近隣住民の住環境維持に多額の費用を要している。併せて、島原鉄道の廃線により地域住民の移動手段が制限されたことで、自動車等を持たない市民などが交通弱者となっている。

このため、鉄道跡地を活用して整備に着手している自転車歩行者専用道路は、買物や通勤、通学等の日常生活における身近な移動手段としてだけではなく、サイクリング等のレジャー手段や、あらゆる年齢層の健康増進のための手段、頻発する災害時の移動手段など、多様かつ重要な役割を担っていくものと期待されている。人口減少著しい本市の起死回生を図るためには自転車歩行者専用道路の早期完成が必要であり、市民の日常生活を支える快適な自転車通行空間を確保したうえで、人、自転車、自動車それぞれの移動の安全を確保しながら、自転車を活用した市民の健康増進や交流機会づくり、地域の魅力を巡り楽しめる環境づくりに取り組む必要がある。

（２）その対策

（ア）（国道、県道及び市道）

- ① 本市の主要道路である国道251号の歩道等交通安全施設の設置を促進するとともに、広域的な交流・連携を強める高規格道路等の整備要望を推進していく。
- ② 県道については、計画的に改良整備されているが、山間部は、幅員が狭く線形が複雑であるため、整備要望を推進していく。
- ③ 市道については、連絡道路・生活道路等計画的な改良、整備を積極的に促進するとともに、市民協働での維持管理や危険箇所等の把握に努め、交通安全施設の整備により市民の安全を確保する。

(イ) (農道・林道)

- ① 幹線的な農道は、ほぼ整備済みであるが、ほ場と接続する道路に未整備の箇所があり、耕作放棄地拡大の原因ともなっている。今後は小規模な農林道、耕作道の整備を推進する。
- ② 舗装の劣化が著しい広域農道について、計画的な改修を行う。

(ウ) (高規格道路及び三県架橋構想)

- ① 本市と近隣自治体における交通の要である高規格道路の早期整備に向け、国や県及び関係機関への働きかけを強化するとともに、建設促進期成会等との連携を強めながら推進活動を行う。
- ② 三県架橋構想を中心とする九州西岸軸構想の早期実現に向け、長崎県、熊本県、鹿児島県や関係市町団体等との連携を強め、国等の関係機関への働きかけを積極的に展開し、推進活動を強化する。

(エ) (公共交通対策)

- ① 本市にとって唯一の交通手段となってしまった路線バスの維持と、更なる利便性の向上や利用促進を図るためにバス停等の改修を行うと共に、市民の足となる路線バスの維持を図るために不採算のバス路線に対して補助を行う。
- ② 交通空白地区の解消や安全で快適な交通環境を創造し、路線網の再編、行政負担コストの削減等に努める。
- ③ 地域住民の移動手段について、持続可能な方法を検討し推進する。

(オ) (自転車歩行者専用道路)

- ① 鉄道跡地及び市道における自転車通行空間及び駐輪場の整備等を推進するとともに、関係機関との役割分担のもと国・県道における自転車通行空間の整備、道路標識の整備等を促進する。
- ② 自転車・歩行者専用道路の整備状況にあわせて自転車利用のメリットを広報啓発したうえで、自転車の安全利用に関する啓発・教育を推進するとともに、自転車を活用した健康増進・交流の取組を推進・支援する。
- ③ 市民や来訪者が気軽にスローサイクリングを楽しめるコースを設定し、市内外の交通施設や公共施設等でサイクリングマップを配布するとともに、本市の自転車活用推進の取組等をPRする自転車関連ホームページを作成するなど情報発信の仕組みを構築し、プ

ロモーション活動を実施する。

- ④ 市民や来訪者が本市の魅力を巡り楽しむスローサイクリングに必要な施設を整備し、官民一体となって各種サービスを提供するとともに、他地域との連携による広域的なサイクル・イベントやサイクリングツアー等を実施し、地域の活性化を図る。
- ⑤ 自転車活用推進に関する取組を推進する自転車活用推進体制を市役所内に整備するとともに、自転車を活用した地域活性化の取組を担う市民主体の組織づくり等を支援する。

(カ) (交通施設の整備、交通手段の確保における目標)

基本目標	基準値	令和 7 年度
市町村道改良率	49.521% (R2 年度)	50.2% (R7 年度)
市町村道舗装率	95.336% (R2 年度)	95.6% (R7 年度)

(3) 計画 (令和 3 年度～令和 7 年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交 通手段の 確保	(1) 市町村道 道路	市道石札与次山線道路改良事業 道路改良 L= 620m、W=7.0m	市	
		市道大坂池平線、川原新切線、内野碓線、内野水ノ出口線道路改良事業 道路改良 L=2074m、W=5.0m	市	
		市道整備事業[市道新田船石原線(新田工区)] 道路改良 L=60m、W=5.0m	市	
		市道下植松 1 号線、下植松新田平線道路改良事業 道路改良 L=320m、W=5.0m	市	
		市道亀之首天ヶ瀬線、東出口南天ヶ瀬 1 号線、2 号線 道路改良 L=360m、W=5.0m	市	
		市道陣之内下藤原線道路改良事業 道路改良 L=2060m、W=7.0m	市	
		市道黒田八反間線道路改良事業 道路改良 L=100m、W=5.5m	市	
		市道平野横線、白崎東線道路改良事業[国道 251 号バイパス事業] 道路改良 L=1050m、W=9.0m	市	
		市道整備事業[市道小川掘切線(小川交差点)] 道路改良 L=80m(交差点部)	市	
		市道西広野 2 号線、西広野大窪原線、堀切湯河線、中古小谷線、 西広野狐谷線道路改良事業 道路改良 L=520m、W=5.0m	市	
		市道島田下藤原線道路改良事業 道路改良 L=260m、W=5.0m	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		市道東浜堀戸線道路改良事業 道路改良 L=470m、W=5.0m	市	
		市道宮ノ下3号線（仮称）道路改良事業 道路改良 L=200m、W=4.0m	市	
		市道休場棚石1号線（休場工区）道路改良事業 道路改良 L=210m、W=4.5m	市	
		市道岩下打越線、山ノ神打越線道路改良事業 道路改良 L=480m、W=5.0m	市	
		市道丸尾線道路改良事業 道路改良 L=400m、W=5.0m	市	
		市道茸山11号線、12号線道路改良事業 道路改良 L=780m、W=5.0m	市	
		市道西平清水線道路改良事業 道路改良 L=770m、W=5.0m	市	
		市道西平清水2号線道路改良事業 道路改良 L=100m、W=5.0m	市	
		市道前谷蔭平線、前谷後谷線 道路改良 L=550m、W=5.0m	市	
		市道吉川中谷線道路改良事業 道路改良 L=450m、W=5.0m	市	
		市道向小屋線、曲ノ手線、吉川下湊線道路改良事業 道路改良 L=340m、W=5.0m	市	
		市道露田線道路改良事業 道路改良 L=120m、W=5.0m	市	
		市道町口塘下線（仮称）道路改良事業 道路改良 L=600m、W=8.0m	市	
		市道整備事業【市道田町山線】 道路改良 L=50m、W=5.0m	市	
		市道磯屋敷線、貝瀬小利線道路改良事業 道路改良 L=420m、W=5.0m	市	
		市道整備事業【市道新開与茂作線】 道路改良 L=30m、W=4.0m	市	
		市道加津佐路木1号線道路改良事業 道路改良 L=790m、W=5.0m	市	
		市道新田内野線、内野線道路改良事業 道路改良 L=1635m、W=5.0m	市	
		市道出水路木線（栄原工区）道路改良事業 道路改良 L=1500m、W=5.0m	市	
		市道北ヶ峰1号線、2号線、3号線道路改良事業 道路改良 L=1200m、W=5.0m	市	
		市道中金十谷線道路改良事業 道路改良 L=350m、W=5.0m	市	
		市道坂下線道路改良事業 道路改良 L=1000m、W=5.0m	市	
		市道赤仁田7号線道路改良事業 道路改良 L=120m、W=5.0m	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	橋りょう	市道高砂谷田原線道路改良事業 道路改良 L=140m、W=6.0m	市	
		道整備交付金事業（海岸通り諏訪、町上野頭線） 改修工事 L=320m、舗装工事 L=980m	市	
		市道南島原自転車道線整備事業 整備 L=32.1km、W=4.0m	市	
		生活環境整備事業 道路拡幅・舗装、水路浚渫・改良	市	
		市道新田船石原線 道路改良 L=100m、W=5.0m	市	
		市道西浜本龍石線、本龍石1号線 道路改良 L=162m、W=4.0m	市	
		市道向堀切線 道路改良 L=300m、W=5.0m	市	
		宮原道路舗装工事 確定測量、本線舗装、支線舗装	市	
		橋梁長寿命化修繕事業 市管理橋梁 483 橋	市	
		橋梁修繕事業（農道） N=41 橋	市	
	(2) 農道	農道整備事業（北有馬平山地区2工区） L=200m、W=7.0m	市	
		農道整備事業（南有馬北岡地区） L=300m、W=4.0m	市	
		農道整備事業（上谷農道） L=230m、W=5.0m	市	
		トンネル修繕事業 N=4 箇所	市	
		舗装補修事業（通作条件整備・保全対策型） L=5040m、W=7.0m	市	
		舗装補修事業（地方創生整備推進交付金） L=7000m、W=7.0m	市	
	(3) 林道	治山林道整備事業 L=380m	市	
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	地域公共交通整備事業 内容： 現行の路線バス、タクシーの利用が困難な市民に対し、コミュニティバスを運行する。運行は、一部地域の試験運用からはじめ改良を加えながら市内全域に拡大する。 必要性： 家用車を運転する環境にない住民は、病院や商店を利用する場合路線バスかタクシーを利用せざるを得ない。しかし、現行の路線バスは、主要な道路しか走行しておらず市内の大部分はバス空白地域となっている。また、タクシーを利用して国道251号線沿いにある医療機関や商店を日常的に利用すると多額の交通費を負担しなければならない。これらのことから、主	市	人口減少社会に対応すべく、市民の足となる地域の公共交通を整備することは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	基金積立	に高齢者の移動需要に対応する必要がある。 効果等 ：①地域公共交通の整備		
		公共交通対策事業（島鉄バス補助金） 内容 ：本市の公共交通路線を運行する島原鉄道株式会社に対して助成を行う。 必要性 ：本市の公共交通体系は、島原鉄道の廃止により路線バスのみである。市民の日常の生活交通において、路線バスは必要不可欠なものであるが、多くの路線において赤字により運行されている。そのため、島原鉄道株式会社に対し補助を行い、生活交通路線を維持する必要がある。 効果等 ：生活交通路線の維持	市	公共交通は生活に必須なインフラの一つであることから、市民の生活交通路線を維持することは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		地域公共交通整備事業 基金積立	市	
	(10)その他	県営道路整備事業 地元負担金	県	
		バス停上屋整備事業 N=1箇所	市	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

南島原市公共施設等総合管理計画に掲げるインフラ系施設の基本的な方針は以下のとおりである。

（１）道路

- ・「事後保全型管理」から適切な時期に修繕を行う「予防保全型管理」への転換を図る。
- ・舗装修繕計画を策定し、その内容に沿った計画的な維持管理を行う。

【品質に関する方針】

- ・国土交通省が定めた点検要領に基づいた点検や日常のパトロールによる点検を実施する。
- ・日常的な維持管理においては、安全で円滑な交通の確保、第三者被害の防止を図るとともに損傷要因の早期除去を目的として、清掃、維持管理作業をこまめに行い、軽微な損傷に対して随時補修を行う。

【財務に関する方針】

- ・舗装修繕計画において、維持管理の優先順位を定め、財政状況を見極めながら予防保全型管理を行うことで、維持管理コストの平準化や低減を目指す。

(2) 橋梁

- ・健全度の把握を行い、損傷が顕在化する前の軽微なうちに行う修繕及び計画的な架替えを行う「予防保全型管理」を進めている。
- ・橋梁長寿命化修繕計画に沿って計画的な管理を行う。橋梁長寿命化計画については、適宜見直しを行い、PDCAサイクルを確立していくものとする。【品質に関する方針】
- ・日常的なパトロール点検や5年に1回の近接目視による定期点検を行う。定期点検による点検結果の健全性を4段階に診断し、構造物の機能状態を把握する。
- ・日常的な維持管理においては、安全で円滑な交通の確保、第三者被害の防止を図るとともに損傷要因の早期除去を目的として、清掃、維持管理作業をこまめに行い、軽微な損傷に対して随時補修を行う。

【財務に関する方針】

- ・健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本方針とともに、予防的な修繕等の実施を徹底することにより、補修工事・架替え等に係わる事業費の大規模化を回避し、ライフサイクルコストの縮減を図る。

本方針を踏まえ、既存施設の維持や必要に応じた改修を進める。

6 生活環境の整備

【生活環境の整備の方針】

循環型地域社会の形成を推進するため、市民・事業者・行政の三者が一体となつてごみ減量 3 R「リデュース（減らす）・リユース（再使用する）・リサイクル（再生利用する）」の運動に取り組むことによって市民意識の向上とごみの再資源化・減量化を図るとともに、ごみ収集体制の整備と処理施設の適正な維持管理を行う。また、農業用廃プラスチック等の共同処理や家畜排せつ物の適切な堆肥化処理等に関する助言・指導を実施することで、環境保全と農業用廃棄物の適正処理に努める。これらの取組を市民、農業者関係事業者等が連携し、豊かな自然環境を大切にし守り育てていくための地球温暖化防止対策と再生可能エネルギーの利活用の推進を図りながら、環境にやさしいまちづくりを目指す。

上・下水道の整備に関しては、安全・安心・満足できる水を安定的に供給するとともに、下水道の整備など水洗化を図ることとしており、令和 7 年度目標として、水道普及率 99.9%、水洗化率 61.1%を目指している。

安全な生活の確保のため、自主防災組織の強化や島原広域市町村圏組合消防本部との連携強化、消防施設の整備といった消防・救急・防災体制を充実するとともに、河川や排水路の適切な改修、改築に取り組み、市民の生命、身体、財産を災害から守り、被害を最小限に抑えるよう努める。

また、住宅困窮者等に安心して安全な住環境を提供するため、公営住宅の計画的な整備と管理運営に努めるとともに、市民の憩いと交流の場となる公園等の計画的な整備を進め、市民が快適に暮らすことができるまちをめざす。

美しい自然環境や、地域の歴史や文化と調和した南島原らしい景観の推進のため、市の花である「ひまわり」の植栽推進や市の木「あこう」の保護等に努めるとともに、生活空間としてのまちなみの質を高め、市民協働による市内の清掃・美化に努める。

（1） 現況と問題点

（ア）（水道施設）

水道施設は水道事業が 1 事業あり給水人口は 40,185 人となっている。

平成 27 年 7 月にて市内未普及地区への配管が完了し給水が可能となったことから、市内の 99.9%が給水地区となり、今後は安全安心な水道水の安定供給に努める必要がある。

平成 30 年度より簡易水道を統合し、統合上水道として事業運営を行っているが、現在、旧簡易水道地域の施設の老朽化が著しいこともあり、維持管理に多額の経費を要し、経営を圧迫している状況である。今後は生活様式の変化等により、さらに水の需要は増加するものと見込まれ、安定した給水の確保のため、年次的に各施設の整備・更新を進めて行かねばならない。

(イ) (下水処理)

下水処理施設については、現在、公共下水道施設（２カ所）、農業集落排水施設（１カ所）、漁業集落排水施設（１カ所）、コミュニティプラント施設（１カ所）の整備が完了し、供用開始されており、加入の促進をしている。

その他の地域については、合併処理浄化槽設置を推進している。

地域住民の都市的快適さに対する要請は高いものがあり、また河川及び海域の水質保全、環境保全の面からも下水道等への加入推進、合併処理浄化槽の設置推進を今後も積極的に取りくむ必要がある。

(ウ) (ごみ・し尿処理)

本市のごみ処理は、深江・布津の２町は東部リレーセンターに搬入した後、県央県南広域環境組合で処理し、有家～加津佐の６町は南有馬クリーンセンターで処理している。南有馬クリーンセンターは稼働２２年目で老朽化しており対策が必要だが、世界遺産登録に係る景観問題により、現施設での延命化は難しい状況にある。これらの状況により、令和８年度から、有家～加津佐の６町についても県央県南広域環境組合へのごみ処理に移行することとしている。

し尿処理施設も同様に、深江・布津の２町は深江衛生センターで処理し、有家～加津佐の６町は南有馬衛生センターで処理している。南有馬衛生センターも稼働３０年目を迎えたため、令和２年度までに大規模基幹改修を終了したところである。

家庭からのごみの排出量は、人口が減少しているにもかかわらず、毎年微増傾向にあるため、今後も継続してごみの減量化・リサイクル活動を積極的に推進し、再資源化のための分別収集を徹底していく必要がある。

また、山間部や荒地などでは農業用廃棄物等の不法投棄が絶えず、地域住民のみならず市民全体に不快感を与えており、不法投棄の撲滅はもとより、効率的なごみ収集の方法や清潔な街づくりの推進が必要となる。

(エ) (火葬場)

本市には、南有馬やすらぎ苑と布津桜苑の２箇所の火葬場があり、施設の老朽化に伴って計画的な維持管理が必要である。

(オ) (消 防)

市民の安全で安心な生活環境の維持のため、常備消防（南島原消防署・布津分署・有馬分署・口之津分署）と非常備消防（消防団）の協力体制により、火災や災害から人命及び財産を守るべく、消防・救急業務にあたっている。

本市では、地理的条件により消防水利が十分でない地域も多く、順次その整備を進めているが、依然として充足率は不十分である。消防車両等、消防設備についても老朽化したものから順次更新していく必要がある。また、各地区団の再編も取り組むべき問題であり、併せて災害時に備えた資機材の計画的な備蓄など防災体制の充実を図る必要がある。

非常備消防の状況

区 分	分団数	団員数	詰所数	ポンプ車	小型動力ポンプ付積載車	その他の車両	消火栓	防火水槽
消 防 団	4 9	1, 2 5 3	4 9	2 2	3 1	8	3 6 6	5 5 5

令和3年4月1日現在 資料「消防本部調」

(カ) (公営住宅)

現在、公営住宅として892戸管理しているが、昭和20年代から昭和40年代迄に建築された公営住宅については老朽化が著しく、建替や改修の必要性に迫られている。今後、長寿命化計画に基づき、計画的な改修、及び集約化を図る必要がある。

また、住宅需要が地域で異なり、多い地域と少ない地域との差が大きいため、人気のある団地は退去者が少なく応募倍数は高どまりの状況にある。

(キ) (景観形成)

南島原らしい景観の形成に資するため、市の花「ひまわり」の植栽、市の木「あこう」の保全等の事業を行っているところであるが、今後過疎化が進行していく中で耕作放棄地の増加、里山の荒廃、空き家の増加、市内道路環境の悪化が懸念され、景観の維持に関する事業のさらなる推進が必要である。

(2) その対策

(ア) (水道施設)

- ① 今後の水需要の増加をふまえ、安心して安定的な給水を確保するためには、平成31年度に策定した「南島原市水道事業経営戦略」により、既存施設の整備（耐震化）・更新を計画的に推進する。

(イ) (下水処理)

- ① 快適で衛生的な生活環境の整備のみならず、自然環境への負担軽減を引き続き図るため、公共下水道施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティプラント施設の最適な更新を計画的に行う。併せて、合併処理浄化槽の設置を計画的に行うことにより地域の実情に応じた汚水処理施設等の整備を促進する。
- ② 浸水常襲地帯を改善し地域住民の安全で安心できる生活環境を引き続き守るため、下水道事業の雨水対策による雨水ポンプ場や排水施設の最適な更新を計画的に行う。

(ウ) (ごみ処理)

- ① ものを大切にしごみを減らす（リデュース）、使えるものは最後まで再使用する（リユース）、資源として使えるものを再生利用する（リサイクル）という「ごみ減量3R運動」を広く普及させ、ごみの排出量の削減に取り組む。
- ② 可燃物の収集体制をステーション方式に移行したことに伴い、効率的なごみ収集とごみの円滑な排出及び地域における清潔なまちづくりを推進する。
- ③ 家庭から排出される生ごみの減量化と再資源化を図るため、家庭用生ごみ処理機等の購入経費を助成する。
- ④ 農業用廃プラスチック等の共同処理を推進し、環境保全と廃棄物の適正処理に努める。
- ⑤ 市内全域でリレーセンター方式によるごみ処理を実現する。

(エ) (し尿処理)

- ① し尿処理施設の定期的な改修や必要に応じた基幹的大規模改修工事を行うとともに、老朽化と急増する浄化槽汚泥の搬入に対応する。

(オ) (火葬場)

- ① 市内火葬設備の定期的な修繕及び改修を行う。

(カ) (消 防)

- ① 常備消防と非常備消防の協力体制強化及び消防思想の啓発に努める。
- ② 市消防組織の活動機能を総合的に充実させるため、消防水利の確保はもとより、消防ポンプ自動車や各種消防機器類及び消防用資材等の計画的な整備に努める。
- ③ 大規模な災害等が発生した場合の対応対策を充実させるため、食糧や医療品などの緊急物資の調達体制と備蓄施設の整備を進める。
- ④ 島原広域市町村圏組合消防本部と協力し、市内の消防施設の整備や消防・救急体制の充実を図る。
- ⑤ 地域における防災意識の向上を図るため、コミュニティ助成事業を活用した地域防災組織における資機材の購入や防災訓練を行う。

(キ) (公営住宅)

- ① 住宅困窮者への居住支援はもとより、定住人口の減少を抑制し地域の活性化を図るため、市営住宅の計画的な整備を進めるとともに、防犯や防災機器の充実や団地内公園等の環境維持など、入居者の住環境の向上に努める。
- ② 市営住宅の適切な維持管理を行うとともに、老朽化して危険な市営住宅の解体及び集約化を計画的に行う。
- ③ 市外から定住入居の可能性が高く、その定住促進を図るため、住環境の良い住宅の供給を促進する。また住宅の供給については、住民ニーズの的確な把握に努めるとともに、高齢者社会に向け住宅のバリアフリー化を推進する。

(ク) (景観形成)

- ① 南島原市らしい景観を形成するため、市の花の植栽と市の木の保全を推進する。
- ② 市内の快適な道路環境を維持するため、市民協働での清掃・美化に努める。

(ケ) (生活環境の整備における目標)

基本目標	基準値	令和 7 年度
水道普及率	99.9 (R1 年度)	99.9
水洗化率	53.1 (R1 年度)	55.4

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境 の整備	(1) 水道施設 上水道	上水道施設整備事業（旧簡易水道施設含む） 配水管・導水管等敷設替、浄水処理施設	市	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	ストックマネジメント計画に基づく事業実施設計 及び改築修繕事業 開田雨水ポンプ場耐震対策・機器類更新、 南有馬浄化センター機器類更新、木之 崎雨水ポンプ場可動式ポンプ購入	市	
	農村集落排水施設	排水路整備事業（平之坂・天ヶ瀬地区） L=1319.7m W=1.4～2.5m	市	
		農業用施設整備事業（有馬干拓排水路整備） L=500m N=1	市	
	(3) 廃棄物処理施設 し尿処理施設	し尿処理収集車更新事業 し尿収集車入替	市	
	(5) 消防施設	消防団詰所整備事業	市	
		消防設備等整備事業 消防車両の更新	市	
		口之津分署整備事業 島原地域広域市町村圏組合負担金	一部 事務組合	
		防火水槽設置事業 耐震性貯水槽（40m ³ ）20基	市	
	(6) 公営住宅	外壁改修工事 愛宕団地 7棟	市	
		外壁塗装工事 あぜつ第1団地 10棟	市	
		外壁塗装工事 あぜつ第2団地 9棟	市	
		外壁塗装工事 馬場団地 15棟	市	
		外壁工事 境町団地 5棟	市	
		給湯設備設置工事 愛宕団地 34戸	市	
		建替新築工事 須川団地 1棟解体、1棟新築	市	
		給湯設備設置工事 境町団地 5戸	市	
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 環境	農業用廃プラスチック等適正処理事業 内容：農業用廃プラスチック等の共同処 理を推進する。 必要性：本市は、山間部や荒地が多く、 また農業が主産業であるが故にマルチや 肥料袋、ポリ容器といった農業用廃棄物 の不法投棄が絶えず、地域住民に不快感 を与えている。山間部に暮らす住民の生	協議会	環境保全と 廃棄物の適 正処理は、 住民の生活 環境の向上 に寄与する ことから、

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		活環境改善のためにも農業用廃プラスチック等の共同処理を推進し、環境保全と廃棄物の適正処理に努め、不法投棄・焼却を防止を図る必要がある。 効果等： ①廃棄物の適正処理 ②環境保全		地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		南島原市道路愛護団体支援事業 内容：市道の清掃・美化等の活動を行う団体を道路の愛護団体として認定し、愛護団体に対して美化経費等の補助を行う。 必要性：市道の清掃・美化等の活動を住民団体で行うことによって、市民共有の財産であることを住民が再認識することができ、道路管理に関する様々な課題解決に向けて、市民と行政による協働のまちづくり効果が期待できる。 効果等： ①市道に対する共有意識の醸成 ②市民と行政による協働のまちづくり	愛護団体	市道に対する愛着意識を醸成することは、生活環境の整備に寄与し、市民と行政の協働は地域の持続的発展を図るうえで不可欠であることから、これらの効果は将来に及ぶ。
		ごみ減量 3R 運動推進事業 内容：再生利用が可能な「資源ごみ」を回収した団体に対し報奨金を交付する資源ごみ回収推進報奨金制度を実施するとともに、マイバッグキャンペーンによるレジ袋削減を推進する。 必要性：循環型地域社会の形成を目指し、市民・事業者・行政が一体となった「ごみ減量 3R 運動」を着実に推進することにより、着実なごみ排出量の削減が図られ、率いては不法投棄の防止にも繋がり、過疎地域に暮らす住民にとって生活環境の充実が図られ、安心な暮らしを確保することが出来る。 効果等： ①ごみ排出量の削減・不法投棄の防止 ②循環型地域社会の形成	市	循環型地域社会の形成は、それ自体が地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		生ごみ処理機器購入助成事業 内容：家庭用生ごみ処理機器等の購入費の助成を行う。 必要性：循環型地域社会の形成を目指し、家庭用生ごみ処理機器等の普及を推進する事により、家庭から排出される生ごみの減量化と再資源化を図ることができ、過疎地域に暮らす住民の生活環境を保つことが出来る。 効果等：	受益者	循環型地域社会の形成は、それ自体が地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		①生活環境の保全 ②循環型地域社会の形成		ぶ。
		浄化槽設置整備事業 内容： 浄化槽設置整備事業に伴う改造資金の貸付を受けた者が、借り入れた日から返済の年度の内に支払う利息の全額を補助する。また、市内全域の50人槽以下の合併処理浄化槽（下水道、農業・漁業集落排水、コミュニティプラント区域を除く）を対象に、浄化槽法第11条にかかる年1回の検査費用を助成する。 必要性： 浄化槽の普及促進及び浄化槽管理者の負担軽減と適切な維持管理を推進するうえで支援が必要である。 効果等： ①汚水処理人口普及率の向上 ②生活環境の保全	受益者	汚水を正しく処理することは、住民の生活環境の保全や自然環境の保全に寄与し、循環型社会の一翼を担うことから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
	(8)その他	普通河川榎田川河川改良事業 改良 L=510m、河床幅 W=3.5m	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

南島原市公共施設等総合管理計画に掲げる施設類型別の基本的な方針は以下のとおりである。

(1) 上水道

- ・生活に必須なインフラ施設として、給水機能を確実に維持するため、適切な時期に計画的に点検、修繕を行う「予防保全型管理」を徹底する。
- ・段階的に耐震管への更新を行い、地震被災時の上水道の機能を確保する。老朽化した管路の調査・診断・更新を計画的に行う。
- ・「適切な点検・診断」、「点検結果に基づいた必要な措置」、「その状態の記録」、「次の診断に活用」というメンテナンスサイクルの構築により、効率的な維持管理を推進し、維持管理費用の縮減・平準化を図る。

(2) 下水道

- ・生活に必須なインフラ施設として、確実に維持するため、適切な時期に計画的に点検、修繕を行う「予防保全型管理」を徹底する。
- ・「適切な点検・診断」、「点検結果に基づいた必要な措置」、「その状態の記録」、「次の診断に活用」というメンテナンスサイクルの構築により、効率的な維持管理を推進し、維持管理費用の縮減・平準化を図る。
- ・策定済みのアセットマネジメントやストックマネジメントの計画により、計画的な老朽

管の更新計画を可能とする。

(3) 供給処理施設

- ・地域性、管理運営の効率性を勘案した上で、必要性の高い施設については、今後も長期に使用できるように定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図る。
- ・公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図り、建替えや改修をする際は、市民ニーズや利用需要等により、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。

(4) 公営住宅

- ・公営住宅は歳入源としての価値があるものと、住民への住居の提供という福祉的な側面もあるため、更新等の際には、将来発生すると思われる歳入と歳出の両面で考える必要がある。
- ・また居住者がいるため、除却等の実施においては詳細に計画を立てる必要があり、個別計画を策定する必要がある。
- ・本市では、住棟毎に、建替え、改善、修繕等の活用手法を定め、効率的に事業を実施することにより、良質なストックを効果的に長期活用することを目的とする「南島原市公営住宅長寿命化計画」を策定している。この計画を必要に応じて見直し、活用手法の選定を行い、長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化等を図る。
- ・耐用年数を迎える施設は長寿命化計画に従い、除却、更新を推進する。

(5) 行政系施設

- ・今後は行政サービスを提供するための基盤施設として、地域の特性、将来の人口動態の変化を踏まえた上で、住民生活をより豊かにする施設機能も念頭に、統廃合等の検討を行う。
- ・消防格納庫等については、消防団活動の拠点として十分な機能を確保するため、必要に応じて改修を行い、状況によっては建替えを進める。

本方針を踏まえ、公共性や地域性及び管理運営の効率性を考慮し、施設機能の維持や施設運営の効率化、必要に応じた整備、改修等を進める。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

【子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針】

本市における平成27年度の0～15歳の年少人口は、11.8%と全国平均の12.6%よりも低く、昭和35年度以降、年々減少し続けている一方、平成27年度の65歳以上の高齢者比率は36.4%と高齢化が進展していることから、市民が安心して住み続けたいと思うまちづくりに取り組むこととする。

児童福祉については、家庭や地域で子どもを安心して産み育てられる地域を構築するため、各種子育て支援やひとり親家庭等福祉の充実、保育料の軽減といった子育て世帯の経済的負担軽減のための施策に取り組むとともに、次代を担う子ども達の育成支援のための社会づくり、体制づくりを進める。

高齢者福祉については、高齢者が生涯現役で活躍できるような生きがいづくりと社会参加への支援、健康づくり事業、地域の支えあい体制づくり、在宅福祉サービスの充実、島原地域広域市町村圏組合と連携した包括的支援体制の構築及び介護予防事業・生活支援事業の充実を図り、誰でも安心して穏やかに暮らせる環境づくりを進める。

障がい福祉においては、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格を尊重しあう共生社会の実現を図るため障害者基本計画に基づいた社会の育成、社会活動への参加、在宅サービスシステムの充実等を図る。

また、高齢者や障がい者等の交通弱者に対してタクシー・バス等の利用支援等を図る。

保健については、それぞれのライフステージに応じ、誰もが健康を手に入れることができるという基本的な考えに立ち、関係機関や関係団体、各個人と行政が一体となって健康の維持・増進に重点をおいた健康づくりの支援体制の充実に努める。

(1) 現況と問題点

(ア) (子育て環境の確保)

本市では、23保育所（民間23）、7認定こども園（公立1、民間6）により保育を充実し、子育て支援センター（民間15）や放課後児童クラブ（民間26）による子育て支援を行うことにより児童の健全育成等に努めているが、依然として少子化傾向が拡大しており、今後も急激な子どもの増加は見込めない状況である。また、子どもや子育てをめぐる環境は、核家族化による家庭や地域での子育て機能の低下など厳しさを増しており、加えて、不安定な雇用形態や低賃金による所得の低迷など、子育て家庭における経済的な問題も懸念されている。

このような中、パートタイムやフレックスタイムなど就労形態の多様化や共働きの増加、

また積極的な女性の社会進出に伴い、保育ニーズは年々増大しており、同時に、児童の保育に対する行政への期待感も益々拡大している。

また、育児に対する相談相手がいないなど、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくなく、核家族化や地域のつながりの希薄化によって育児に対する相談相手不足など育児に不安を感じている保護者は多い。さらに、近年、母子・父子家庭や寡婦等の増加に伴い、生活基盤や子育てに支障を生じる家庭が見受けられるとともに、児童虐待など子どもの育ちにとって危惧すべき状況をかかえる家庭が増えている状況にあって、母子父子自立支援員や家庭児童相談員によるきめ細かな相談や育児・生活支援ができるよう、市民ニーズに応じた子育て支援策の充実が必要である。また、身近で安全な遊び場である児童公園については、児童数の減少により利用者が少なくなっているが、老朽化している遊具が見受けられるため、安全な管理と事故防止に努める必要がある。

(イ) (高齢者福祉)

超高齢社会を迎え、本市においても高齢者比率が36.4%（平成27年国勢調査）と県平均の29.6%を上回り、実に住民のほぼ3人に1人が高齢者となっている。

高齢者が健康で自立した生活を実現するよう福祉施策の充実とともに、健康な身体と生活機能を維持・向上していくための認知症対策や介護予防の推進と、高齢者が住み慣れた地域の中でいつまでも安心して生きがいをもって暮らせる環境づくりが必要である。

これまでも、福祉センター、デイサービスセンター等の福祉施設、ゲートボール場などの体育施設の整備、既存施設のバリアフリー化を積極的に行ってきた。これからも公共施設や住環境等の整備を行い高齢者等にやさしい福祉のまちづくりを推進していく必要もあるが、今後は、これらの施設を利用した福祉サービス事業、健康づくり事業等のソフト事業の充実を図るとともに、高齢者向けの住宅施設や介護が必要な高齢者のための在宅介護福祉施設等の整備についても、長期的視点にたった計画によって進めていかなければならない。

また、高齢者の自立した生活を図るため、タクシー・バス等の利用への支援が必要である。

高齢者の生きがい活動の支援については、介護予防自主グループへの支援を重点施策として進めているが、今後は老人クラブ連合会やシルバー人材センター等と更なる連携を図り、又、青少年育成活動への参加機会を設けるなどの世代間交流の場や学習の場の拡充が求められる。

医療、保健、福祉の連携による支援体制を充実し、相互扶助の精神を活かした、高齢者が自立した生活が続けられる社会の実現を目指していくものとする。

高齢者人口の推移（国勢調査）

（単位：人・％）

区 分	昭和35年	昭和50年	平成2年	平成17年	平成27年
総人口上	79,549	67,759	62,828	54,045	46,535
65歳以上	6,905	8,726	11,433	15,980	16,941
高齢者比率	8.7	12.9	18.2	29.6	36.4

(ウ) (障がい者福祉)

障がい者福祉においては、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格を尊重しあう共生社会の実現を図るため障害者基本計画に基づいた社会の育成、社会活動への参加、復帰の場の確保と拡大、各種公共施設の改修整備、在宅サービスシステムの充実が必要とされている。

障がい者の自立支援については、南島原市地域自立支援協議会において各障がい者団体、公共職業安定所との連携を進め、また、就労移行支援事業所の職員など、障がい者就労支援に携わる人材を育成し、障がい者の就業に必要な知識・技術の習得を行うとともに、ノーマライゼーションとリハビリテーションの考え方を広く啓発し市民の理解を深めることで、社会参加を促進していく必要がある。また、障がい者の生活交通の確保のため、タクシー・バス等の利用への支援が必要である。

(エ) (保 健)

高齢化に伴い要介護者の増加や、生活習慣病を中心とする疾病構造の変化、ストレスの増大による心の問題など、健康を取り巻く環境が大きく変化している中で、健康は自分自身でつくりあげるという考え方のもと、市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、豊かで充実した人生を過ごせるよう、健康寿命を延ばすためにも、生活習慣病等の予防や早期発見体制の整備、自転車の日常利用による健康増進に取り組む必要がある。

健康に関するさまざまな知識や意識を高める情報を市民に提供するとともに、市民や企業などと共に地域ぐるみで市民の総合的な健康づくりを推進していく。そのためには、地域の保健関係機関や医療関係機関及び教育や職域の関係機関、地域組織・団体との連携のもと、各種健康診査等の充実や受診率の向上、生活指導を強化し、疾病予防と医療費抑制につながる健康づくり支援策を講じていく必要がある。

また、運動による心身の健康増進のために、子どもから高齢者まで気軽に運動を楽しみ、世代間交流ができる広場やスポーツ施設などの環境整備が必要である。

なお、健康の概念は「身体的健康」に限らず「こころの健康」も重要視され、リラクゼーション施設の整備及びこころの健康に対する相談機関の充実が必要である。

特に少子高齢化に伴い、安全でかつ安心した妊娠・出産・育児のために医療体制の整備を行うとともに、不妊で悩む人を対象とした不妊治療費の助成や情報提供、相談機能を充実し、また、母親の育児不安を軽減するため、各種健診事業や専門家による相談事業、気軽に参加できる子育て支援センター事業等を推進し、父親の育児参加を促すとともに母親同士が交流の場を積極的に活用できるように支援することが必要である。

また、食を楽しむことは、健康寿命にもつながることであり、小児の生活習慣病の予防を推進するとともに、乳幼児から高齢期までの食育及び歯・口腔の健康づくり体制を整えるこ

とも重要である。

(オ) (その他の福祉)

母子・父子家庭や寡婦等の増加により生活基盤、子育てに支障を生じる場合が見受けられた。これまで母子家庭を対象に経済的支援が行われていたが、父子家庭への経済的支援も行われることとなり、これらの家庭を「ひとり親家庭等」と位置づけ支援等を行う。

今後も、ひとり親家庭等の自立支援を柱とする環境整備を推進する中、社会全体の協力や支援を仰ぎながら、子どもの健全育成のための養育指導、助成、相談体制の確立を図る必要がある。

支援が必要な住民及びその世帯が抱える課題が複合化・複雑化する中で、従来の属性ごとに区切られた支援体制では十分ではなく、制度の隙間を埋める仕組みの構築が必要となっている。

(2) その対策

(ア) (子育て環境の確保)

- ① 延長保育や休日保育、一時預かり保育、病児後保育、障がい児保育などを充実させるとともに、就労家庭の児童の放課後時間を支援する学童保育の充実を図る。
- ② 高等学校等卒業までの子どもたちが十分な診療が受けられるよう、乳幼児医療支援、子ども医療支援等により子育て家庭を支援する
- ③ 孤立化しやすい子育て家庭の安らぎの場として、地域子育て支援センターの充実を図り、子育て不安の解消と子育て世帯同士の仲間づくりなどネットワーク化を支援し、交流や情報交換の機会の拡大、地域と一体となった取組を強化する。
- ④ 子どもたちの健全な育成のため、保育施設や放課後児童クラブの整備を図るとともに、児童公園の遊具については、適正な安全管理を行う。
- ⑤ 家庭児童相談員による子どもと家庭生活全般の問題についての相談・支援体制を地域要保護児童対策協議会等の関係機関と連携を図り児童虐待などの早期発見、早期対応と未然防止に努める。
- ⑥ 雇用形態の変化や低賃金など経済的負担が深刻化する中、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、保育料の減免やおむつ等の助成を行うことで、経済的負担の軽減を図る。

(イ) (高齢者福祉)

- ① 高齢者の生きがい対策として、老人クラブ連合会、シルバー人材センター、介護予防自主グループ等の活動の充実を図り、地域における世代間の交流、文化・スポーツ・ボランティア活動など社会参加機会を推進する。
- ② 高齢者が健康で自立した生活を実現するよう福祉施策の充実を図るとともに、健康な身

体と生活機能を維持・向上していくための介護予防の推進と、高齢者が住み慣れた地域の中でいつまでも生きがいをもって暮らせる環境づくりを推進する。また、独居老人、高齢者のみの世帯等に対して、趣味活動等の各種サービスを積極的に推進する。

- ③ 要援護高齢者に対する福祉サービスの向上を図るため、福祉・保健・医療ネットワークづくりを推進し、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすための支援体制の充実を図るとともに、在宅介護福祉サービスの質の向上を図る。
- ④ 介護保険事業の円滑な推進・介護サービスの質的向上・介護予防の推進等について、島原地域広域市町村圏組合と連携して取り組む。
- ⑤ 高齢者が安全で快適な日常生活ができるよう、公共施設や住環境等の整備改良を行い、高齢者等にやさしい福祉のまちづくりを推進する。
- ⑥ 一人暮らしの高齢者や身体障がい者等で常に注意を要する状態にある人たちに緊急通報装置を貸与し、緊急時における不安の解消と安全確保を図る。
- ⑦ 利用者の安否確認や生活環境等の変化にも注意しながら、繊細な福祉サービスの提供に努める。
- ⑧ 高齢者の生活交通の確保のため、タクシー及びバス利用料金の一部を助成する。
- ⑨ 認知症や障害などにより、判断能力が低下している高齢者や障害者が不利益を受けることなく、安心して地域で暮らし続けられるよう権利擁護支援の充実を図る。
- ⑩ 認知症施策推進大綱等を踏まえ、「共生」と「予防」を両輪とする認知症施策を総合的に推進し、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、相談・支援体制の構築及び地域の見守り・支援体制の充実を図る。

(ウ) (障がい者福祉)

- ① ノーマライゼーションとリハビリテーションの考え方を広く啓発し市民の理解を深め、障がい者が住み慣れた場所で生活し、積極的に社会参加できる環境づくりを推進する。
- ② 障害者総合支援法の趣旨に則り、障がい者の自立への意欲を高めるとともに、施設入所・入院から地域生活への移行を促進し、障がい者が地域で自立して暮らせる環境づくりを支援する。
- ③ 障がい者の生活交通の確保のため、タクシー及びバス利用料金の一部を助成する。

(エ) (保 健)

- ① 健康診査やがん健診の推進や各種予防接種の充実、生活習慣予防のための情報提供を推進する。
- ② 食を楽しむことは健康寿命にもつながることであり、小児の生活習慣病予防の推進や乳幼児期から食育及び歯・口腔の健康づくり体制を整える。
- ③ 子供から高齢者まで楽しめる身近な運動の場を充実し、市民が気軽に運動できる環境づ

くりを推進する。

- ④ 地域ぐるみでこころの健康づくりを推進する。
- ⑤ 安全でかつ安心した妊娠・出産・育児のための支援体制を整備し、不妊で悩む人への支援として治療費の助成を行う。
- ⑥ 健康診査・がん検診等の受診や各種健康相談等への参加、健康増進を目的とした自転車や歩きでの運動などに対して、商品券等と交換できるポイントを付与し、市民一人ひとりが目標をもつことにより健康づくりへの関心を高め、健康的な生活習慣の定着を推進する。

(オ) (その他の福祉)

- ① 生活全般に様々な不安を抱える母子・父子家庭の「ひとり親家庭」や寡婦等に対して、経済的安定や健康増進を図るため医療費の一部を負担する。また、健全な育成のための相談、支援体制の充実に努める。
- ② 母子・父子家庭の「ひとり親家庭」に対して、母子・父子自立支援員による仕事と家庭・養育の両立支援を図るとともに、養育指導等必要な支援の推進に努め、自立に向けた支援を推進する。
- ③ 要保護世帯の実態に即した生活相談・生活指導の充実に努めるとともに、生活困窮する恐れのある方に対し、相談支援員による相談、就労支援及び、住居確保給付金等により、生活の安定に向けた支援を推進する。
- ④ 地域住民が抱える複合化・複雑化した課題に対応するため、多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備を推進する。

(カ) (子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進における目標)

基本目標	基準値	令和 7 年度
合計特殊出生率	1.89 (H30 年度)	2.00
要支援・要介護認定率	22.7% (R2 年度)	21.6%

(3) 計画 (令和 3 年度～令和 7 年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の 向上及び	(1) 児童福祉施設 保育所	児童福祉施設整備事業 保育所等改修	社会福祉 法人	
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	乳幼児医療費支援事業 内容：小学校就学までの子どもの医療費を 助成する。	市	子育て支援 を充実し、 安心して子

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
増進		必要性：子どもの医療費に関する軽減制度は、子どもを安心して生み育てる社会づくりのために不可欠な制度である。なお一層の子育て支援の充実を図るためにも今後必要な事業である。 効果等：①子育て支援の充実		子どもを産み育てることが出来るような環境を整えることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		障害児保育事業（保育所運営・活動支援事業） 内容：保育に欠ける障害児に対し担当保育士を配置する。 必要性：過疎地である本市では障害児施設が密に無い。近くの保育所が利用出来れば送迎等の時間も短くなり障害児、家族の負担軽減になる。また、集団保育の中で障害のない児童と共に学びあうことは障害児に対する理解を深めることも繋がる。 効果等： ①家族の負担軽減 ②障害児に対する理解を深める	市	障害児の福祉の向上を図る事は、誰もが相互に人格を尊重し合う共生社会の実現を図るものであり、地域の持続的発展に資する取組であることから、その効果は将来に及ぶ。
		保育料軽減事業（すこやか子育て支援事業） 内容：市内に居住する2人以上の児童を扶養する保護者の2子目以降の保育料を減免する。 必要性：多子世帯の経済的負担を軽減することにより、幼児教育の向上及び子どもを育てやすい環境づくりを図るとともに出生率向上が期待できるため、過疎地域である本市の人口減少に歯止めをかけることが見込まれる。 効果等： ①幼児教育の向上 ②子どもを育てやすい環境づくり ③出生率向上	市	子育て支援を充実し、安心して子どもを産み育てることが出来る環境を整えることは、全ての子どもたちが将来に希望をもって逞しく成長することにつながることであり、地域の持続的発展に資する取組であることから、その効果は将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		ひとり親家庭等医療費支援事業 内容：母子・父子家庭の子どもたちや寡婦等の医療費を助成する。 必要性：母子・父子・寡婦等の医療費に関する軽減制度は、安心・安全な社会づくりのために不可欠な制度であり、福祉の充実を図るためにも今後も必要な制度である。 効果等： ①医療費負担軽減 ②児童の福祉増進	市	児童の福祉増進を図ることは、全ての子どもたちが将来に希望をもって逞しく成長することにつながることであり、地域の持続的発展に資する取組であることから、その効果は将来に及ぶ。
		こども医療支援事業 内容：小学生・中学生・高校生等の医療費を助成する。 必要性：子どもの医療費に関する軽減制度は、子どもを安心して生み育てる社会づくりのために不可欠な制度である。なお一層の子育て支援の充実を図るために必要な事業である。 効果等： ①医療費負担軽減 ②子育て支援の充実	市	子育て支援を充実し、安心して子どもを産み育てることが出来る環境を整えることは、全ての子どもたちが将来に希望をもって逞しく成長することにつながることであり、地域の持続的発展に資する取組であることから、その効果は将来に及ぶ。
		すくすく赤ちゃん支援事業 内容：紙おむつや粉ミルク等の赤ちゃんの育児用品の購入費用の一部を助成する。 必要性：子育て家庭の経済的支援を行い、子どもの健やかな成長のために適切な環境を等しく確保し、子どもを安心して生み育てる社会づくりのために不可欠な制度である。なお一層の子育て支援の充実を図るためにも今後も必要な事業である。 効果等：	市	子育て支援を充実し、安心して子どもを産み育てることが出来る環境を整えることは、全ての子ども

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	高齢者・障害者福祉	①子育て家庭の経済的負担軽減 ②子育て支援の充実		たちが将来に希望をもって逞しく成長することにつながることであり、地域の持続的発展に資する取組であることから、その効果は将来に及ぶ。
		市老人クラブ連合会支援事業 内容：老人クラブに対し助成を行う。 必要性：老人クラブ会員の親睦を深め、各地区老人クラブ活動の活性化や各種機会を確保し、高齢者の生きがいの充実や健康増進を図る必要がある。 効果等： ①健康増進 ②高齢者の生きがい充実	市	多年にわたり社会の進展に寄与し、豊富な知識と経験を持つ高齢者が、敬愛され、生きがいを持てる社会の形成は地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		市シルバー人材センター補助金 内容：市シルバー人材センターに対し助成する。 必要性：定年退職者に安定した就労機会を提供し、高齢者の生きがいの充実と社会参加を促進する必要がある。 効果等： ①高齢者の生きがい充実 ②高齢者の社会参加促進	市	多年にわたり社会の進展に寄与し、豊富な知識と経験を持つ高齢者が、敬愛され、生きがいを持てる社会の形成は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		高齢者・障害者交通費助成事業 内容：高齢者、障害者等の交通弱者に対しタクシー及びバスの利用助成券を交付す	市	交通弱者等の生活交通

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		る。 必要性：高齢者、障害者等の交通弱者が通院や外出する場合の交通手段として、利用するタクシー及びバスの利用料の一部を助成し、生活交通を確保する必要がある。また、高齢者の社会活動の範囲を広め、自立を助け、もって高齢者等の福祉を向上させる必要がある。 効果等： ①高齢者等交通弱者の生活交通の確保		を確保することは、生まれ育った地域で長く生活できる環境を整えるものであることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		緊急通報システム設置事業 内容：常に見守りを要する状態の一人暮らしの高齢者や身体障害者等に、緊急通報装置を貸与する。 必要性：常に見守りを要する状態の一人暮らしの高齢者や身体障害者等に対し、急病や災害時に迅速かつ適切な対応を可能とすることで、緊急時の不安解消と安全を確保する必要がある。 効果等：①高齢者福祉の向上	市	高齢者が安心して生活できる環境を提供することは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
	健康づくり	健康づくりポイント事業 内容：20歳以上の市民を対象に、健康診査・がん検診等の受診や各種健康相談、血圧、体重、歩数、自転車利用時間記録等の取り組みに対して、商品券と交換できるポイントを付与する。 必要性：健康的な生活習慣の定着するためには、市民一人ひとりが目標をもち、健康づくりへの関心を高める必要がある。また、一人当たり医療費の抑制を図るためには、特定健康診査・がん検診の受診率向上が必要である。 効果等： ①健康的な生活習慣の定着 ②特定健康診査・がん検診の受診率向上 ③一人当たり医療費の抑制	市	市民一人ひとりが健康づくりへの関心を高め、健康的な生活習慣を定着することで一人当たりの医療費抑制が図られることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
	その他	特定不妊治療支援事業 (いのちの始まり応援事業) 内容：不妊治療等に要した費用の一部を助成する。 必要性：子を望む親の心の安らぎと出生率の向上に寄与するため、高額な費用を要す	市	子を望む親の経済的不安を軽減すること

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		る不妊治療に対して経済的支援が必要である。 効果等： ①子を望む親への経済的支援 ②出生率の向上		で、出生率の向上に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
	基金積立	こども医療支援事業 基金積立	市	
		高齢者・障害者交通費助成事業 基金積立	市	
		緊急通報システム設置事業 基金積立	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

南島原市公共施設等総合管理計画に掲げる施設類型別の基本的な方針は以下のとおりである。

(1) 子育て支援施設

- ・旧北有馬幼稚園は園児の減少に伴い令和2年3月31日で廃園、令和2年4月1日から旧北有馬保育所を認定こども園（保育所型）へ移行し「北有馬こども園」として開園した。利用者の減少傾向は続いているものの、保育園は地域との関連が深く、北有馬町内唯一の保育園であり、また、市内で唯一の公立の保育園でもあることから、利用者が減少傾向にあるからと、廃園等の判断をすることは難しい。北有馬こども園は、子育て支援のためにも、今後も運営を行うものとするが、今後地域の意向や将来的な利用者の入園状況等を見ながら運営方法を検討していく。
- ・適正配置と施設総量の縮減を図る。

(2) 保健・福祉施設

- ・高齢福祉施設は、同等のサービスを提供する民間施設の配置状況について把握し、市域全体で類似機能の集積を考慮した施設配置及び運営方法の適正化を検討する。
- ・施設更新や大規模改修時には利用状況や効果、必要性を踏まえ、用途変更や廃止等も含めた適正化を検討し、機能が重複する施設等を整理し、必要に応じて集約を図る。
- ・公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図り、建替えや改修をする際は、市民ニーズや利用需要等により、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。

本方針を踏まえ、公共性や地域性及び管理運営の効率性を考慮し、施設機能の維持や施設運営の効率化、必要に応じた整備、改修、並びに統廃合、廃止等を進める。

8 医療の確保

【医療の確保の方針】

日常的な医療の提供、健康の相談等ができる「かかりつけ医」の普及、定着を推進しつつ、長崎県病院企業団及び雲仙・南島原保健組合と連携して、地域医療の基幹・中核となる長崎県島原病院と公立小浜温泉病院の適正な運営に努め、地域医療の確保に努める。

さらに、市民の急な病気やけがによる外来診療、入院治療を必要とする重症・重篤な救急患者に対応するため、地域医師会をはじめ関係医療機関の協力のもと、在宅当番医（歯科医師）制度や第二次救急医療機関の輪番制による休日・夜間診療など救急医療体制の確保を図る。

また、特に専門診療科が少ない小児科および泌尿器科については、半島地域内で医療を受けられるように国、県へ要望を行い、地域医療の確保に努める。

生活習慣病対策と予防医療体制の構築のため、疾病の早期発見・早期治療はもとより、健診結果に基づく保健指導により市民の疾病の予防・進行防止を図り、特定健康診査、がん検診などの受診環境の改善に取り組み、受診率の向上に努める。

（1） 現況と問題点

市内には、病院4、一般診療所22、歯科診療所23の医療機関があり、日常の医療施設として利用されている。また、医師会や保健所等の協力を得て、定期的に健康診査やがん検診、各種予防接種等を実施し、住民の健康保持と疾病等の早期発見に努めている。

しかし、市内には、小児科、泌尿器科、呼吸器内科、耳鼻科、皮膚科、精神科等の専門科医療機関の数が少なく、他市の医療機関に依存せざるを得ず、早期に医療機関の確保が望まれている。

特に泌尿器科の専門科医療機関においては、長崎県島原病院が平成27年4月より常勤医不在となり、加えて市内には1専門医療機関しかなく、市外の専門科医療機関で診療を受けざるを得ない状況である。

さらに小児科・精神科の専門科医療機関においては、地元の開業医が半島内の小児及び精神医療を支えてきたが、高齢であり、小児及び精神医療崩壊の危機が迫っている状況である。

重病患者や救急患者については、島原地域広域市町村圏組合の救急車を利用して搬送を行い、公立病院を中心に第一次救急医療体制（当番医）と第二次救急医療体制（救急病院）で、広域的に整備し対応している。しかし、高齢化が進む中、救急搬送の増加が見込まれ、さらに山間部集落も多いことから、今後、高度救急医療が必要な第三次救急病院への搬送を含め、医療サービス体制の確立を図る必要がある。

(2) その対策

(ア) (医療の確保)

- ① 地域の医療機関や長崎県島原病院、公立小浜温泉病院等の域外医療機関との連携を強化し、利用者のニーズにきめ細かく迅速に対応できる総合的医療サービスの充実を目指す。
- ② 地域の医師会や医療機関と協力し、初期救急医療体制（休日当番医制度）、二次救急医療体制（病院群輪番制病院運営事業）の充実に努める。
- ③ 健康相談事業や各種健康診断などを積極的に実施し、生活習慣病対策と予防医療体制の強化に努める。
- ④ 市内の小児及び精神医療の崩壊を未然に防ぐため、小児及び精神医療体制の確保に努める。

(イ) (医療の確保における目標)

基本目標	基準値	令和7年度
休日診療が受けられる医療機関数	4箇所（R2年度）	4箇所
第2次救急医療が受けられる医療機関数	2箇所（R2年度）	2箇所

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 民間病院	在宅当番医等確保対策事業 (救急医療対策（1次・2次救急医療）・小児の休日診療事業） 内容： 休日等の当番医の確保及び重症患者のための二次救急医療体制を確保し、市民生活の安全・安心を図る。 必要性： 初期救急医療体制（休日当番医制度）、二次救急医療体制（病院群輪番制病院運営事業）の充実を図ることにより、救急医療体制と、人命救助体制の整備に努める必要がある。 効果： ①初期救急医療体制・二次救急医療体制の充実 ②救急医療体制・人命救助体制の整備	医師会 病院 企業団	救急医療体制・人命救助体制を整備し、医療を確保することは、市民生活の安全・安心を図るものであることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	その他	がん等健診事業(住民健康診査事業・新たなステージに入ったがん検診総合支援事業) 内容：がんの発生が急激に増加する40歳以上の市民に対し、肺・胃・大腸・子宮・乳・前立腺がん等の健診を行う。 必要性：がんの早期発見・早期治療によって、市民が健康で安心して暮らせるようにがん検診を推進する必要がある。 効果： ①健康障害予防・市民の健康増進 ②医療費の抑制	市	将来に及ぶ。 がんの早期発見により、健康障害の予防や市民の健康増進、医療費の抑制に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

南島原市公共施設等総合管理計画に掲げる基本的な方針を踏まえ、公共性や地域性及び管理運営の効率性を考慮し、施設機能の維持や施設運営の効率化、必要に応じた整備、改修を実施する。

9 教育の振興

【教育の振興の方針】

学校は子供たちが日々学ぶ場であり安心で安全、かつ良好な環境でなければならない。校舎、屋内運動場等学校施設の長寿命化改修や大規模改修工事を計画的に進める必要があるため、学校施設長寿命化計画に基づいた学校施設の整備により教育環境の改善を図る。

人間形成の基本となる家庭の教育力の向上を図るための家庭教育支援を行うとともに、子どもたちに豊かな知識と創造力を持たせるため、地域資源を活用した特色ある教育と多くの地域との交流を進め、地域の将来を担う人材の育成を図る。また、文武に優れた人間づくりと子どもたちが歩む将来の道を広げるため、スポーツ力と文化技能の育成に加え、現代社会に欠かせない外国語習得やプログラミング教育を推進する。

本市は、グローバルに活躍できる資質・能力を持った人材の育成に重点を置いている。外国語教育においては、中学校の外国語指導助手（ＡＬＴ）に加え、小学校に英語指導助手（ＥＡＴ）を独自に配置し、外国語授業の質の向上を図っている。

さらに、すべての子どもたちに充実した学校生活を過ごさせるため、子どもたちの悩み解消と通学支援のほか、経済的理由による進学制限を無くすための就学支援を行う。

また、市民誰もが楽しく主体性を持って学ぶことができるよう、公民館講座や高齢者学級など、多くの市民が参加できる講座や各世代のライフステージに応じたきめ細やかなプログラムの構築など、多種多様な生涯学習機会の充実を図る。併せて、市民の体力増進と生涯スポーツの推進を図るため、スポーツイベントの実施やスポーツ活動の支援を行う。

図書館その他社会教育施設等の整備等については、社会教育の拠点施設である公民館、文化ホール、図書館の快適性や機能充実を図るとともに、老朽化した施設については耐震診断調査等を行い、計画的な整備を進める。また、文化ホール等の生涯学習施設の利用を拡大するとともに、地域の施設を拠点とした各種講座等の更なる充実を図る。

また、社会体育施設は、経年劣化による老朽化が見受けられるが、全施設とも改修により使用可能である。しかしながら、合併により本市が発足してから主だった施設の統廃合を行っていないことに加え、小学校の統廃合に伴い各校体育館を社会体育施設として活用することとしたため施設数が増加しており、人口減少が進む本市の状況にあって社会体育施設の数が多い状況と言える。このため、市全体にとって有益となるような中・長期的な施設のあり方に基づき、施設の統廃合及び改修を行う。

(1) 現況と問題点

(ア) (学校教育)

本市の学校教育施設としては、合併当初小学校31校（うち分校6校）・中学校8校・幼稚園5園（公立1、私立4）が設置されていたが、近年の少子化により、平成25年度から小学校の統廃合を進めており、令和3年度には15校（うち分校2校）に統合していることから、廃校舎の利活用検討が急務である。また危険な廃校舎や利活用が見込まれない借地を含む廃校施設については解体を行う必要がある。

校舎や体育館・プールについては計画的に改修を進めているが、部分的に補修が必要な箇所もあり、順次改修を進め良好な教育環境を維持していかなくてはならない。

情報化に対応する教育の充実を図るため、電子黒板などの情報機器の導入を逐次進め、GIGAスクール構想に伴う児童生徒一人一台のパソコン導入を進めてきたところであるが、今後は、導入した設備の有効活用に向けた教職員の資質向上等が課題である。

学校給食については、市内の小・中学校の児童生徒全員が給食時間を安全、かつ、楽しんで過ごせるよう、食物アレルギーを持つ児童一人ひとりに対応した給食を提供するとともに、学校や地域等に左右されない均一な質の給食を提供するため、新たな安全基準である「学校給食における食物アレルギー対応指針（文部科学省：H27.3）」と「学校給食衛生管理基準（文部科学省：H21.4）」に基づいた給食センターを令和2年度に整備し、令和3年度には市内に点在する以前の基準で整備された学校給食センターを新たな給食センターに統合することとしている。また、児童生徒が成長する過程において、栄養をバランスよく摂取することはもちろんのこと、正しい生活習慣や感謝の心を育むなど、食育の面においても欠かすことのできない重要な役割を担っている。

子どもたちを心身ともに成長させるためには、充実した学校環境の形成が必要であり、子どもたちの悩み解消と通学支援のほか、障がい等のある子どもたちに対しては、個に応じた適切な学習指導、生活指導及び進路指導を行うことが必要である。

さらに、子どもたちが豊かな知識と創造力を育み、充実した学校生活を過ごすために、学校教育を充実させ、多くの地域の風土や文化・伝統を学び体験する機会を与えることが必要である。一人ひとりの子どもたちが主体的・創造的に力強く生きていくためには、学力の向上はもとより、道徳性と体力の育成を図る。

これからのグローバル社会において、世界で活躍できる資質・能力を持った人材を育成するためには、ICTの活用や外国語習得が必須となる。特に外国語教育においては、児童生徒に求められる英語力を伸長するために、教師の指導力・英語力の抜本的な強化を図ることが課題である。

(イ) (社会教育)

本市の社会教育は、変化していく現代社会に対応した、新しいコミュニティづくりを図るため、生涯の各時期に応じた学習機会の充実、適切な情報提供などに努めるとともに、生涯にわたる学習を通して、心豊かな潤いのある生活や、楽しく生き甲斐のある生活が送れるような社会づくりを目指した事業を行っている。その拠点施設である公民館、文化ホール、図書館の快適性や機能の充実を図るとともに、これら社会教育施設は経年劣化が進んでいる状況でもあることから、公共施設等総合管理計画に沿った計画的な改修に取り組むとともに、地域の施設を拠点とした各種講座等の更なる充実が必要である。また、より多くの市民が生涯学習に取り組むことができるよう、学習機会の提供と情報発信の強化が必要であり、さらに青少年の健全育成を強固なものとするため、地域社会が一体となった活動を展開することも重要である。

(ウ) (社会体育)

地元サークル団体や各種競技部など多くの市民が、練習や大会などで年間を通して多くの市民が利用しているが、施設自体は旧町時代（合併以前）に整備されたもので、老朽化が進み、全国規模の大会誘致などには利用上問題が多く、特に駐車場が不足する施設も多数ある。また、小学校の統廃合に伴い各校体育館を社会体育施設として活用することとしたため施設数が増加しており、小規模な社会体育施設の数が増加している状況にあるが、一方で、大きな大会が開催できる多目的施設や体育館、グラウンド及びスポーツ合宿が誘致できる施設の整備などの基盤強化が求められている。

ソフト面においては、スポーツ教室の開催や原城マラソン大会など、各種イベントを実施し、市民がスポーツに関心を持つ機会や市民交流の拡大を図り、それらを通じて、市民の体力増進及びスポーツ人口の増加を目指す。

また、市民全体の運動状況が、常に運動を行っている人と、ほとんど運動を行わない人の2極化している中で、ほとんど運動を行わない人をいかにして少しでも運動を行うようにするかが課題となっており、健康づくりを加味した生涯スポーツ等の推進を拡大させるためには、多くの地域の幅広い年齢層の参加が可能な市民スポーツ大会の開催やイベント等の企画が必要である。

(2) その対策

(ア) (学校教育)

- ① 高度情報化が進み、社会が大きく変化する中、子どもたちの豊かな心とたくましく生き

る力を育成するため、学校施設の整備・改修を進めるとともに、子どもたちの規範意識を高め、創造性や独創性等を育む取組を推進する。

- ② 教育効果を高めるため、体育館の改修や教育付属施設の整備を計画的に実施する。
- ③ 障がい等のある児童生徒が多くの子と交わり、充実した学校生活を過ごすことができるよう、特別支援教育助手を全小・中学校に配置する。教師、支援員、保護者等は、連携を図りながら、児童生徒の状況に応じた適切な学習指導、活動指導及び進路指導を行う。
- ④ 児童生徒が悩みや不安を気軽に相談できる教育環境を築くため、相談者の心身の状態に合わせて指導したり、話し相手になったりする「心の教室相談員」を配置し、児童生徒の心の成長と学ぶ意欲を高め、不登校を未然に防止する。
- ⑤ 児童生徒が英語に興味・関心を持って学習し、国際社会に対応したコミュニケーション能力を身につけるために、小・中学校における外国語学習の補助や国際交流を行うことのできる外国語指導助手及び英語指導助手の配置等を行うとともに、英語検定及び英検 J r . の受験料補助を行う。
- ⑥ 市内の小・中学校の児童全員が給食時間を安全、かつ、楽しんで過ごせるよう、食物アレルギーを持つ児童生徒一人ひとりに対応した給食を提供するとともに、学校や地域等に左右されない均一な質の給食を提供する。
- ⑦ 遠距離の児童生徒が適切な交通手段で通学できるよう、公共交通機関の定期券購入費用の一部の助成等支援を行う。
- ⑧ 地域との連帯感を持ち、協調性や積極性を備えた児童生徒を育むために、ふるさと学習を推進するとともに、他地域の児童生徒との交流や文化・スポーツ交流等の地域間交流学習の充実を図る。
- ⑨ 保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の導入により、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進する。

(イ) (社会教育)

- ① 地域づくり、人づくりの拠点である公民館において、知識・教養・地域課題に対応した多様な学習機会の提供を行い、学習成果が地域に還元できる公民館講座の充実を図る。
- ② 文化施設や社会教育施設等を幅広いコミュニティ活動の場として利用促進し、学習・交流・発信・創造のために機能を充実させ、市の活性化と生涯学習の活発化を図る。
- ③ 生涯学習の拠点として誰もが気軽に利用できる開かれた図書館(室)づくりを目指し、利用環境の整備と資料の充実に努める。
- ④ 子どもたちの「夢・憧れ・志」を育むことを目的に、放課後や週末等に学校や社会教育施設等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点を確保しながら、勉強やスポーツ、文化活動、地域との交流など、学習アドバイザーに加え地域住民の参画を得ながら、放課後子ども教室を開催し、心身ともに健やかでたくましい子育ての推進を図る。

- ⑤ 全ての教育の出発点となる家庭教育支援の充実を図るため、子育て支援のための拠点施設の開設や親学び講座等を開催するとともに、家庭の教育力向上を目的とした地域人材の育成や活用を推進する。
- ⑥ 図書館、保育園、認定こども園、学校等で読み聞かせ等を行う図書ボランティアを育成するとともに、親子読書活動や読み聞かせイベントを実施することで、子ども達の読書活動を推進する。
- ⑦ 学校教育における「学校運営協議会」制度の導入に向け、地域が学校と連携・協働するために、地域ぐるみで子どもたちを育む体制を整備するとともに、学校を核とした地域ネットワークの構築を推進する。

(ウ) (社会体育)

- ① 住民の体育・スポーツの生活化と健康・体力の保持増進を推進するため、各種スポーツの指導者の育成を図るとともに、スポーツ指導者に対する講習会の開催や、県内外の優秀な指導者招へいに取り組み、専門的な指導者を養成する。
- ② 体育・スポーツの振興と充実を図るため、市内のスポーツ施設の充実と整備を行うとともに、各種スポーツ大会やスポーツイベント等を開催し、市民が気軽にスポーツにふれあうことが出来るよう努める。
- ③ 幅広いスポーツ活動の基盤となる総合型地域スポーツクラブの支援をし、市民が主体的、継続的にスポーツに親しめる環境づくりを推進する。
- ④ 市民自ら取り組むスポーツ活動を支援するため、県大会、九州大会、全国大会等へ出場する個人、団体等の支援や、スポーツ大会等の実行委員会の運営を支援する。

(エ) (教育の振興における目標)

基本目標	基準値	令和7年度
コミュニティスクール 実施校数	0校 (R2年度)	4校
英検Jr.及び英検受験者 数(小学生)	83人 (R2年度)	150人
英語検定受験者数	322人 (R2年度)	400人
社会教育事業(イベント・ 講座等)参加人数/定員率	80% (R1年度)	100%
市民スポーツ大会参加人 数	2,430人 (R1年度)	2,600人

(3) 計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	加津佐小学校整備事業 改修工事 8件	市	
		野田小学校整備事業 改修工事 2件	市	
		口之津小学校整備事業 改修工事 3件	市	
		南有馬小学校整備事業 改修工事 5件	市	
		有馬小学校整備事業 改修工事 2件	市	
		西有家小学校整備事業 改修工事 4件	市	
		有家小学校整備事業 改修工事 1件	市	
		布津小学校整備事業 改修工事 5件	市	
		飯野小学校整備事業 改修工事 1件	市	
		深江小学校整備事業 改修工事 2件	市	
		深江小学校馬場分校整備事業 改修工事 2件	市	
		深江小学校諏訪分校整備事業 改修工事 2件	市	
		小林小学校整備事業 改修工事 4件	市	
		大野木場小学校整備事業 改修工事 5件	市	
		加津佐中学校整備事業 改修工事 4件	市	
		口之津中学校整備事業 改修工事 2件	市	
		南有馬中学校整備事業 改修工事 4件	市	
		北有馬中学校整備事業 改修工事 1件	市	
		西有家中学校整備事業 改修工事 4件	市	
		深江中学校整備事業 改修工事 3件	市	
		堂崎小学校整備事業 改修工事 1件	市	
		有家中学校整備事業 改修工事 5件	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	屋外運動場 スクールバス・ポート 給食施設	布津中学校整備事業 改修工事 4件	市	
		有家小学校外構工事 整備工事 1件	市	
		遠距離通学児童生徒支援事業 スクールバス 2台	市	
		学校給食関連施設整備事業	市	
	(3)集会施設、体育施設等 公民館 集会施設	西有家総合学習センター整備事業 施設改修等工事一式	市	
		深江公民館改修事業 耐震改修・バリアフリー対策等各一式	市	
		加津佐公民館改修事業 耐震改修・バリアフリー対策等各一式	市	
		深江ふるさと伝承館改修事業 施設改修工事一式	市	
		公民館・布津支所施設等再編整備事業 施設建替工事一式	市	
		有家コレジヨホール整備事業 施設改修等工事一式	市	
		有家コレジヨホール整備事業 エレベーター改修工事等一式	市	
		原城オアシスセンター整備事業 施設改修等工事一式	市	
		北有馬ピロティー文化センター日野江 周辺施設等再編整備事業 周辺施設等を含む再編整備工事一式	市	
		地区集会施設等整備事業 新築、購入、増築、改築及び修繕 150箇所	自治会	
	体育施設	多目的運動広場整備事業 多目的運動広場整備	市	
		有家総合運動公園整備事業 LED改修工事一式	市	
		有家弓道場整備事業 防矢ネット設置工事一式	市	
		みそ五郎の森総合公園整備事業 管理棟改修工事	市	
		西有家B&G海洋センター整備事業 運動広場改修工事一式	市	
		口之津図書館整備事業 空調機取替・照明器具取替	市	
		西有家図書館整備事業 照明増設、空調改修	市	
		原城図書館整備事業 施設改修工事等一式	市	
		アートビレッジ・シラキノ改修事業	市	
	図書館			
	その他			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 義務教育	施設改修工事一式		
		スクールバス運転業務委託事業 内容：スクールバスの運行やバス定期券購入に対する助成、タクシー及びマイクロバス等での送迎を行う。 必要性：学校統廃合等による遠距離通学児童・生徒の通学条件の格差是正や安全確保を図るために必要不可欠な事業である。 効果： ①児童生徒の安全確保 ②通学条件の格差是正	市	通学における児童生徒の安全確保とへき地在住の児童生徒の通学を容易にするための措置を講じることは、格差是正を図る取組であり、地域の持続的発展に資する取組である。また、その効果は将来に及ぶ。
		子どもの悩み相談事業 内容：生徒が悩み等を気軽に話せ、ストレスを和らげることのできる第三者的な存在となる「心の教室相談員」を配置する。 必要性：小規模中学校が分散しており、配置教諭だけでは対応が難しく、専門のケアを行う医療機関も少ない。その様な中で、中学生の心の成長と勉強への集中を支えるためには、相談員を配置し心のケアを行う必要がある。加えて、近年、中学校における不登校生徒数は増加傾向にあり、心の教室の存在意義は重要である。教師・保護者等に言えない悩み等を聞き、状況によっては家庭訪問等を行い不登校の解消に努める必要がある。 効果：①生徒の心のケア	市	様々な悩みを持つ生徒一人ひとりに対して、きめ細かく対応するための相談体制の整備であり、子供の健全な成長に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組である。また、その効果は将来に及ぶ。
		特別支援教育推進事業 内容：特別支援教育助手を配置して、きめ細かな支援・指導を行う。 必要性：本市においては、注意欠陥多動性障害等のある児童を通学させる特別支援学校がない。そのため、通常学級に在籍する注意欠陥多動性障害等のある児童生徒を支援する教育助手を配置する必要がある。 効果： ①障害のある児童生徒が教師や友達と共	市	障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援することは、誰もが相互に人格を尊重し合

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		に成長することが可能 ②他の児童生徒が集中して学習に取り組む 環境の整備		う共生社会 の実現を図 るものであ り、地域の 持続的発展 に資する取 組である。 また、その 効果は将来 に及ぶ。
		語学指導外国青年招致事業 内容： 小・中学校における外国語学習の補 助や国際交流を行うことのできる外国語 指導助手を配置する。 必要性： 子どもたちが国際社会に対応した コミュニケーション能力を身につけるた めには、実際の発音や発声及び異文化の一 端に触れる機会を創出する必要がある。ま た、学習塾が少ない本市にあっては、外国 人との交流学习ができる機会が必要であ る。 効果： ①外国人との交流学习 ②国際的コミュニケーション能力の向上	市	子どもたち が国際社会 に対応した コミュニケ ーション能 力を身に付 け、地域社 会と国際社 会の架け橋 となりえる ことから、 地域の持続 的発展に資 する取組で あり、その 効果は将来 に及ぶ。
		寺子屋21推進事業 内容： 放課後や週末等において地域の方々 を指導者として、市内の子どもたちに、文 化・スポーツ・伝承芸能等の教室「寺子屋 21」を開催する。 必要性： 心豊かでたくましい子供たちを社 会全体で育むためには、放課後や週末など を活用して様々な体験活動や地域住民と の交流活動を行い、文化・スポーツ・伝承 芸能等の活性化を図る必要がある。 効果： ①放課後や週末等の子どもの居場所づく り ②学校をこえた子供同士の交流促進 ③子どもと地域の大人との交流促進、 ④文化・スポーツ・伝承芸能等の活性化	市	文化・スポ ーツ・伝承 芸能等の活 性化を図る ことによっ て、心豊か でたくまし い子供たち を社会全体 で育み、地 域の持続的 発展を図 る。その効 果は将来に 及ぶ。
		地域学校協働活動事業 (地域とともにある学校づくり推進事業) 内容： 学校と地域が協働して活動する「地 域学校協働活動」を行うことにより、地域 住民との交流活動、学習支援活動等の取組 を推進する。 必要性： 未来を担う子どもたちの豊かな学 びや成長を支えるためには、地域と学校が	市	学校と地域 が連携・協 働し、地域 住民との交 流活動、学 習支援活動

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		パートナーとして連携・協働する必要がある。 効果： ①子どもの居場所づくり ②地域間交流の充実 ③学校と地域の連携や協働活動の活性化		等の取組を推進することは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		家庭教育支援事業 内容： 親子を対象とした様々な体験活動や研究活動を実施するとともに、ファシリテーターやコアサポーター等の人材を育成し・活用する。 必要性： 家庭教育は全ての教育の出発点であり、子どもたちの心豊かで健やかな成長を育むためには親子双方への支援が必要である。 効果： ①子どもたちの豊かな情操や基本的社会習慣等を学ぶ機会の充実	市	子どもたちの豊かな情操や基本的社会習慣等を学ぶ機会を充実することにより、子どもたちの心豊かで健やかな成長を育む取組は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		プログラミング教材導入事業 内容： 「ソフトバンク」の人型ロボット「Pepper」を用い、児童生徒の「プログラミング能力」及び「情報活用能力」の向上を図る。 必要性： 政府が society5.0 を目指すべき未来社会の姿として提唱していることから、児童生徒の「プログラミング能力」や「情報活用能力」の向上を図る学習が必要である。 効果： ①「プログラミング能力」及び「情報活用能力」の向上	市	society5.0 を見据え、児童生徒にプログラミング能力や情報活用能力を身に着けさせる取組は、人間力豊かな子供たちを育む地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		英語教育推進事業 内容： 市内小・中学生を対象に、年度に一度英語検定料を全額補助する。また、ハウステンボス内にあるジャイロスコープの事業を活用し、市内中学生を対象に外国人との直接的な英会話体験の機会を提供す	市	国際社会に対応したコミュニケーション能力を身につけ

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	生涯学習・スポーツ	る。 必要性：児童生徒が自身の英語力を把握する機会や英語でのコミュニケーションの必要性や楽しさを感じることができる機会を創出する必要がある。 効果：①英語に対する学習意欲向上		ることで地域社会と国際社会の架け橋となりえることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		公民館講座開催事業 内容：現代的課題に対応した多様な学習機会の提供や、個人の趣味や志向に好んで参加し気軽に交流できるような公民館講座の開催や拡充を図る。 必要性：地域社会の活性化や高齢者の社会参加・青少年の健全育成につながる生涯学習の機会を創出する必要がある。 効果： ①自己の充実や教養の拡大、活動を通じた交流、仲間づくり、生きがいつくりの機会創出 ②まちづくり人材の育成	市	地域社会の活性化や高齢者の社会参加・青少年の健全育成を図る取組は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		読書活動推進事業 内容：本の読み聞かせイベントを実施するとともに、図書ボランティアを育成する。 必要性：読書習慣の定着を図るためには、幼少時より読み聞かせ等で本に触れ合う機会を増やすことが必要である。併せて、読み聞かせを行う図書ボランティアを育成し、子ども達の読書への意欲を引き出す必要がある。 効果： ①図書ボランティアの育成 ②読書週間の定着	市	読書活動は、こどもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に着けていくうえで欠くことのできないものであることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		市民体育祭開催事業 内容：各地区（合併前の旧町）で開催され	実行	互いに助け

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		る体育祭に対し補助を行う。 必要性：地区体育祭は各地区（旧町）において、合併以前から名対抗の様な形で各年代が参加する町の一大イベントとして開催されており、多くの市民が親睦を深め、地区の活性化を図るスポーツイベントとして必要である。 効果： ①地域活性化 ②地域力の向上	委員会	合う「共助」の精神を育み、地域が抱える問題や課題を住民が関心を持って、参加・解決していく総合的な力「地域力」向上に繋がることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		各種スポーツ大会参加支援事業 内容：地方公共団体又はスポーツの公益法人が主催若しくは共催又は後援する大会に、市内等の地区予選を経て出場する選手へ活動費を補助する。 必要性：過疎地域において、スポーツの振興は市民の心のゆとりや地域経済活性化の効果があるため、選手をサポートし、本市の競技力の向上とスポーツ振興を図る必要がある。 効果： ①市民の心のゆとり ②地域経済活性化 ③活力ある健全な社会の形成	市	スポーツは活力ある健全な社会の形成に貢献するものであり、スポーツの振興を図ることは、地域の持続的発展に資する取組である。また、その効果は将来に及ぶ。
		市民綱引き大会開催事業 内容：市内全域の小学生と一般男女を対象に小学生の部、一般男女混合の部、レディースの部、一般の部を設け綱引き大会を開催する。 必要性：本大会を開催する事により地域や学校及び職場の仲間の連帯感を高めるばかりではなく、地域の活性化にも繋がるため、必要である。 効果： ①地域や学校、職場の連帯感を高める ②職域等のリーダー育成	実行委員会	互いに助け合う「共助」の精神を育み、地域が抱える問題や課題を住民が関心を持って、参加・解決していく総合的な力「地域力」向上に繋がることから、地域の持続的発展に資す

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
				る取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		体育・文化活動支援事業 内容： 南島原市中総体大会を勝ち抜いた中学校生徒等への県・九州・全国大会出場旅費を交付する。 必要性： スポーツを通して中学校生徒が体力の向上に挑戦しようとする意欲を高めるとともに、スポーツ精神をかん養するための貴重な機会となるため必要である。 効果： ①生徒の体力向上 ②スポーツの振興	市	スポーツは活力ある健全な社会の形成に貢献するものであり、スポーツの振興を図ることは、地域の持続的発展に資する取組である。また、その効果は将来に及ぶ。
	基金積立	特別支援教育推進事業 基金積立	市	
		語学指導外国青年招致事業 基金積立	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

南島原市公共施設等総合管理計画に掲げる施設類型別の基本的な方針は以下のとおりである。

(1) 学校教育施設

- ・学校教育系施設については、将来の児童・生徒数や、国が示す「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を踏まえ、小学校、中学校の通学区域の見直しや集約化、複合化も含めた適正化を引き続き検討していく。
- ・学校教育施設については、定期的な点検と計画的保全により長期活用することを目的とする「南島原市学校施設長寿命化計画」を策定しており、この計画に沿って、長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化を図る。
- ・それに併せて改築、改修の優先度を決定し、それぞれの状況に応じた改築、改修の内容及び時期を明らかにする。
- ・給食調理場については、児童生徒の食の安心・安全を確保するために、学校給食衛生管理基準を遵守した新学校給食センターを建設した。
- ・適切な点検を実施し、躯体寿命に影響のある屋根屋上、外壁の大規模改修等を主とする予防保全を中心に、安全を確保した上での施設の長期利用を目指す。また、必要に応じて構造体の長寿命化改修や改善を検討し、可能な限り長期間での施設の活用を目指す。

(2) 市民文化系施設

- ・施設の更新や大規模改修時には、必要な機能の検討を行うとともに、将来の人口動態や利用状況、周辺施設の配置状況を勘案しながら施設規模を設定する。高い機能との複合化等を検討し施設の有効活用を図る。
- ・公民館は地域の重要な拠点となる施設であるが地域によって利用度は様々である。後も長期間の利用が出来るように定期的な点検と計画的保全により施設の長寿命化を図る。
- ・また、施設の更新や大規模改修時には、必要な機能の検討を行うとともに、将来の人口動態や利用状況、周辺施設の配置状況を勘案しながら民間への貸付、売却も含め施設規模を設定する。
- ・公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図り、建替えや改修をする際は、市民ニーズや利用需要等により、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。

(3) 社会教育系施設

- ・利用が低迷する施設や設置目的が類似している施設については、期限を定めた対策を講じ、改善が見込めない場合は施設の統廃合や運営形態について検討する。
- ・施設の更新を検討する際には、全体目標による総量縮減の範囲内で必要な機能の検討を行うとともに、将来の人口動態や利用状況、近接する県有施設や民間施設の設置状況を勘案し、まちづくりの方向性と整合を図る中で、類似機能の集積や関連施設の配置状況等を考慮した施設整備を進める。
- ・公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図り、建替えや改修をする際は、市民ニーズや利用需要等により、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。

(4) スポーツ・レクリエーション系施設

- ・施設については定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図る。また、運営コストを抑え、質の高いサービスの提供を図るため、運営形態のあり方や適切な受益者負担についても検討を行う。
- ・施設の更新や大規模改修時には、全体目標による総量縮減の範囲内で必要な機能の検討を行う。また、類似施設の配置状況や地域ごとの人口動態やニーズを把握し、学校教育施設の市民開放等を考慮する中で、市域全体での類似施設の集積状況を踏まえた施設のあり方を検討するとともに、提供するサービスや運営手法の見直しを進める。
- ・利用状況や民間施設を含む周辺施設の配置状況を勘案し、老朽化への対応が求められる施設については、施設の集約、廃止等も視野に入れた検討を行う。
- ・公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図る。誰もが安全に利用できるように、施設の日常点検を行い、建替えや改修時に、市民ニーズや利用需要等により、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。

本方針を踏まえ、公共性や地域性及び管理運営の効率性を考慮し、施設機能の維持や施設運営の効率化、必要に応じた整備、改修、並びに統廃合、廃止等を進める。

10 集落の整備

【集落の整備の方針】

多様化する市民のニーズに応えきめ細やかなサービスが提供できる地域づくりを目指し、行政と市民との橋渡し役となる地域コミュニティ組織の活動支援を、さまざまな施策(事業)の展開に併せて充実させるとともに、自治会活動の活性化と地域住民の安全・安心な生活を相互で支え合うため、高齢化や住人の減少により世帯数が少なくなった小規模自治会については、近隣自治会との統合を促しながら自治会組織の機能を十分に発揮できる体制を築くよう努める。併せて、将来の人口減少社会においても安心して暮らせる地域を目指し、地域住民が自主性を持って行う地域運営組織の設立を支援する。

また、過疎化、少子・高齢化の進展により、本市の基幹産業でもある農業や水産業をはじめとして様々な分野で後継者不足が深刻になりつつあり、地域の活力も低下してきている。このため、本市では、市民活動の活性化と市と市民による市民協働のまちづくりを実現し、市民生活と地域の産業を確実に発展させるため、多くの地域づくりの活動リーダーや団体の組織拡大とネットワーク化等の支援を行う。

(1) 現況と問題点

本市の集落については、平坦部には比較的まとまりのある形で集落が形成され、山間部には数多く小規模集落が点在している。集落にはそれぞれに自治会が組織されてコミュニティを形成しているが、過疎化に伴う人口の減少、高齢化の一層の進展により、一部の地域では集落機能の維持やコミュニティ活動等支障をきたしている状況が見受けられる。

特に山間部の農業集落においては、農業後継者の減少とともに集落の規模も徐々に小さくなってきており、集落の活力低下等の問題を抱えている。また、地形的条件からくる交通の利便性の低さが生活のあらゆる面において障害となっており、道路整備を主要な柱としつつ、自動車の運転に不安がある高齢者の移動手段を確保するためのコミュニティバスの導入を検討するなど、条件不利地域における地域住民の利便性の向上を図らなければならない。

一方、平坦部の集落においては、旧8町の各公共施設が立地しており、生活の利便性は比較的良好なもの、住宅密集地となっているために道路が狭く、高齢者世帯や一人暮らし世帯が増加する中で、防災等の安全確保が課題となっている。

このような状況の中で、集落機能の低下とともに地域活動も停滞してきており、地域で相互に支えあう「共助」の精神の醸成や環境づくりが重要になってきている。地域活動は世代間の交流の機会としても大きな役割を担っており、そのための活動拠点となる集会所等の整備を支援してきた。

今後も引き続き地域の特性を生かした主体的な取組みを推進し、活動環境の整備など支援体制を確立するとともに、集落の維持・活性化を図るための地域づくり活動リーダーの育成

や地域づくり活動団体の組織強化、組織間のネットワーク化などによる協働のまちづくりを構築する必要がある。また、将来の人口減少社会を見据えた取組も併せて必要である。

集落の状況

令和3年3月31日現在(住民基本台帳)

	深江町	布津町	有家町	西有家町	北有馬町	南有馬町	口之津町	加津佐町	合 計
集落数	40	35	83	84	55	55	25	61	438
世帯数	2,954	1,637	2,896	2,637	1,354	2,013	2,415	2,865	18,771

(2) その対策

(ア) (集落の整備)

- ① 自治会の自主的な活動や地域を主体としたコミュニティ活動を積極的に支援する。
- ② 山間部等の条件不利地域については、利便性の向上を図るために市道の整備を積極的に進め、集落間の格差是正を図る。
- ③ 集落の機能や地域活動が低下した自治会の統合を推進する。
- ④ 小学校区又は中学校区単位の複数の自治会が協働で取り組むコミュニティ活性化活動に対して支援を行う。
- ⑤ 市民協働で行う魅力あるまちづくりを推進し市民のつながりを強めるため、市民団体が自主的かつ主体的に行う公益性の高いまちづくり活動を支援する。
- ⑥ 地域づくりの活動リーダーの育成や地域づくり活動団体の組織強化を図るために必要な支援を行う。
- ⑦ 地域住民の繋がり希薄化を避け、地域住民が自主性を持ち、安心して住み続けられる地域を目指し地域運営組織の設立を推進する。

(イ) (集落の整備における目標)

基本目標	基準値	令和7年度
地域運営組織数	0 (R2年度)	2
集落支援員数	0 人 (R2年度)	2 人

(3) 計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	協働のまちづくり市民活動支援事業 内容：市民団体が自主的かつ主体的に行う公共的で公益性の高いさまざまなまちづくりの活動を支援する。 必要性：市と市民との協働による魅力あるまちづくりを推進するとともに、市内全域での様々な事業（取組み）の展開により市民のつながりを強める必要がある。 効果： ①市民のつながり強化 ②協働のまちづくり	市民 団体	地域が抱える問題や課題を住民が関心を持って、参加・解決していく総合的な力「地域力」向上を図ることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		協働のまちづくり自治会活動支援事業 内容：自治会において自主的かつ主体的に行う公共的で公益性の高いさまざまなまちづくりの活動を支援する。 必要性：地域の住民生活に密着したコミュニティ体制を確立するためには、自治会組織は欠かすことができないものである。しかしながら、現状は少子高齢化とともに若者流出や後継者不足により、以前のようなさまざまな活動ができない状況にある。このような中にあっても、自治会活動の活発化はまちづくりに欠かせないものであるため、支援を行い地域住民のつながりを強め、自治会活動の活性化を図る必要がある。 効果： ①地域住民のつながり強化 ②自治会活動の活性化	自治会	自治会は「共助」の中核を担う組織であり、その活性化は地域が抱える問題や課題を住民が関心を持って、参加・解決していく総合的な力「地域力」の向上につながることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		地域運営組織設立支援事業 内容：「地域運営組織」の設立を希望する地域をモデル地区に認定し、集落支援員の配置や活動補助金の交付を行い設立に向けての支援を行う。 必要性：将来の人口減少に伴う地域住民の繋がりの希薄化を避け、地域住民が安心して住み続けられる地域の確立には、地域住	市	地域運営組織は、地域が抱える問題や課題を住民が関心を持って、参加・解決

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		民が中心となって、地域課題解決に向けた取り組みを持続的に実施する住民主体の組織の設立が必要である。 効果： ①地域運営組織設立 ②地域力の向上		していく総合的な力「地域力」の向上につながることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。。
	基金積立	協働のまちづくり自治会活動支援事業 基金積立	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

南島原市公共施設等総合管理計画に掲げる施設類型別の基本的な方針を踏まえ、公共性や地域性及び管理運営の効率性を考慮し、施設機能の維持や施設運営の効率化、必要に応じた整備、改修を実施する。

1 1 地域文化の振興等

【地域文化の振興等の方針】

本市の貴重な文化財を守り、後世へ継承していくため、保護管理及び保存整備などの各種事業を行う。また価値の高い文化財は、法令及び条例に則り指定文化財にするとともに、清掃活動や巡視活動の強化、環境整備を行う。なかでも市内の重要な遺跡に関しては発掘調査による情報収集を行い、学術研究や保護整備に努め、開発行為によって埋蔵文化財が損なわれる事のないよう指導を行う。世界遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である国指定史跡「原城跡」については、その歴史・文化財の活用・普及を行うため、有馬キリシタン遺産記念館において企画展等を開催し、市民や来訪者に対して世界遺産に関する理解の深化を図るとともに、より効果的なガイダンスを行うため、世界遺産関連施設整備事業の一環としてガイダンス施設の整備に取り組む。

郷土芸能については、「先踊り」、「浮立」、「太鼓」、「棒踊り」などが、各地域の伝承者等が中心となり絶やすことなく守られているものの、それぞれの分野で指導者や後継者の減少が心配されており、今後はさらなる地域文化の保存・継承に努めなければならない。

芸術文化については、芸術・文化団体の育成と活動を支援するとともに、地域の優れた文化、芸術を広く国内外へアピールするため、歴史的文化遺産や芸術資産を活用した事業を展開する。

地域文化の振興等に係る施設の整備等については、「日野江城跡」、「原城跡」をはじめとする本市の貴重な歴史・文化財を適切に管理保存するため、史跡の保存整備と案内板設置等の周辺整備を進め、重要な史跡等の適切な保存管理のもと後世へ引き継ぐため、「日野江城跡」や「原城跡」周辺の計画的な公有化を進める。

(1) 現況と問題点

歴史的背景の中で地域に根ざした伝統芸能、史跡等の歴史文化遺産は地域の財産であり、地域の個性を象徴するものである。誇りを持てる郷土づくりには、先人たちより守り伝えられてきた豊かな伝統文化・自然景観・地場産品を活用しながら、個性豊かな地域社会の構築とそれを支える人材の育成を図る必要がある。

市内には数多くのキリスト教関連遺産が存在しており、その中でも、国指定史跡「原城跡」については「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産として世界遺産に登録されている。

世界遺産は、後世に継承すべき貴重な資産であるため万全の保護を図る必要があるため、本市では、世界遺産の保護・活用のためのアクションプランや史跡の保存を目的とする保存活用計画、整備基本計画に沿った取組を進めていく必要がある。また、世界遺産を保護するためには資産への認識を深めることが大切であり、市民や来訪者に対する意識醸成のための

啓発活動などにも努めていく必要がある。さらに、日野江城跡、セミナリヨ跡など、構成資産以外のキリスト教関連遺産についても、原城跡と同様に本市におけるキリスト教文化の歴史を伝える貴重な資産であることから、学術的な調査・研究を継続的に進め、必要な保護措置、整備を実施していく必要がある。

また、山ノ寺梶木遺跡、権現脇遺跡、国指定史跡「原山支石墓群」等、全国的にも知られたものを始め、数多くの貴重な遺跡が残されている。引き続き、これらの埋蔵文化財の周知保護、発掘調査対応、調査によって得られた成果の公開と活用が重要な課題である。

郷土芸能としては、「先踊り」「浮立」「太鼓」「棒踊り」など数多くの芸能が各地域に伝承されているが、中には継承がとぎれ近年復活したものもある。このような郷土芸能の保存・継承は、青年団、小学生などが中心に行っているが、少子高齢化による指導者不足や後継者の減少など多くの問題を抱えている。誇りを持てる伝統芸能として継承するため後継者の育成等支援が必要である。

本市には、有馬キリシタン遺産記念館や口之津歴史民俗資料館など地域文化を後世に伝えるための文化施設がある。しかし、本市は島原・天草一揆鎮圧の際に建造物等が破壊され、原城と付近一帯は無人地帯となったこともあり、出土物以外の文献等が残っていないことから、市民に正しく歴史を理解し認識を深めてもらうためにも展示物等の収集と、それらを効果的に展示するための世界遺産関連施設整備事業の一環としてガイダンス施設を整備する必要がある。

また、市内には世界ジオパーク日本第1号加盟となった、「島原半島ユネスコ世界ジオパーク」や日本彫塑界の巨匠であった北村西望の記念館などがある。これらを活用し観光振興との連携も考慮しながら重要性を広く周知することが必要である。

芸術・文化活動の振興については、芸術性を高めるまちづくりに取り組むとともに、多くの市民に本物の芸術や文化にふれる機会を与え、また子どもたちの感性を高めるため、本物の芸術や文化を体感させることが求められる。

(2) その対策

(ア) (地域文化の振興等)

- ① 世界遺産の保存・活用のための整備を推進する。
- ② 世界遺産の保存・活用のための意識啓発等のための取組を行う。
- ③ 世界遺産関連施設整備事業の一環としてガイダンス施設の整備に取り組む。
- ④ 国指定史跡等の発掘調査及び保存・活用を推進する。
- ⑤ 史跡の調査を実施しその保存整備を推進する。
- ⑥ 伝統芸能を後世に保存・継承するため、後継者育成など保存対策に努める。
- ⑦ 地域の誇りとしての歴史文化遺産の保護と啓発資料を作成する。
- ⑧ 多くの市民が芸術文化を身近に感じ大切にする気持ちを培うため、芸術文化に親しむ機会の提供に努め、一流の音楽や舞台芸術等に直接触れる機会づくりやアーティストと交

流する地域交流プログラムなどを行いながら、新たな地域コミュニティを創出する市民活動の支援を行う。

- ⑨ 子どもたちや青少年の豊かな心とたくましく生き抜く力等を育むために、生きた舞台芸術等の鑑賞機会を提供する。

(イ) (地域文化の振興等における目標)

基本目標	基準値	令和 7 年度
伝承文化保存継承団体の活動者数	258 人 (R2 年度末)	360 人

(3) 計画 (令和 3 年度～令和 7 年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設 その他	構成資産等周辺整備事業 サイン整備等 一式	市	
		史跡「原城跡」史跡等買上げ事業 A=25,598.20 m ²	市	
		史跡「日野江城跡」史跡等買上げ事業 A=17,384.00 m ²	市	
		原城跡保存整備事業	市	
		日野江城跡保存整備事業	市	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	青少年劇場開催事業 内容：中学生を対象に、音楽・演劇・古典 芸能等などの優れた舞台芸術を鑑賞する 機会を提供する。 必要性：文化芸術に関する豊かな心の形成 による青少年の健全育成及び文化活動の 振興を図るために必要な事業である。 効果等： ①文化芸術に関する豊かな心の形成 ②青少年の健全育成 ③文化芸術の振興	市	文化芸術は 心豊かな市民 の育成に 資するもの であり、特 に地域の未 来を担う子 どもたちの 健全育成に は不可欠で あることか ら、地域の 持続的発展 に資する取 組として、 その効果は 将来に及 ぶ。
		子ども夢劇場開催事業		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		内容：生の舞台芸術（演劇）の鑑賞機会を設ける。 必要性：子ども達（小学生）が自分の夢に向かって心豊かにたくましく生き抜く力を身につけさせ、心の教育と豊かな善き人格形成に寄与するため、また地域文化の振興を図るために必要である。 効果等： ①心の教育と豊かな善き人格形成 ②地域文化の振興 ③文化活動の振興	市	文化芸術は心豊かな市民の育成に必要であり、特に地域の未来を担う子どもたちの健全育成には不可欠であることから、地域の持続的発展に資する取組として、その効果は将来に及ぶ。
		芸術・文化振興事業 内容：全市民を対象に多彩な事業を実施する。 必要性：芸術・文化への意識と理解を深めるとともに、地域の芸術文化の振興とその担い手たる文化団体の育成と活性化のために本事業が必要である。 効果等： ①芸術・文化への意識と理解を高める ②芸術・文化の振興	市	文化芸術は心豊かな市民の育成に必要であり、地域の持続的発展に資するものであることから、その効果は将来に及ぶ。
		文化団体育成支援事業補助金 内容：芸術文化事業の開催や新たな文化発信交流事業等の取組を行う団体等に対し支援を行う。また、文化部門において、個人または団体が一定規模以上の大会に参加する経費を補助する。 必要性：音楽・演劇・古典芸能などの舞台芸術の鑑賞を通じて芸術・文化への意識と理解を高め、新たなコミュニティの創造と更なる芸術・文化の発展に寄与するため必要である。 効果等： ①芸術・文化への意識と理解を高める ②芸術・文化の振興	文化団体	文化芸術は心豊かな市民の育成に必要であり、地域の持続的発展に資するものであることから、その効果は将来に及ぶ。
		セミナリヨ版画展 内容：全国から応募作品を集めた「セミナリヨ版画展」を開催する。 必要性：日本人の手によって日本最初の銅版画が作成された地域であるという歴史的事実を再認識し、自治意識の向上と地域コミュニティの活性化を図るために必要である。 効果等：	市	地域文化の振興は、地域経済の活性化など様々な分野で貢献する側面を持つことか

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		①地域文化の再認識と振興 ②自治意識の向上 ③地域コミュニティの活性化		ら、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		郷土の歴史文化伝承事業 内容： 郷土芸能文化事業の開催や新たな文化発信交流事業等の取組を行う団体等に対し支援を行う。 必要性： 地域の郷土芸能文化の振興と文化団体の育成及び伝統芸能活動の支援とその活動の活性化等を図るために必要である。 効果等： ①郷土芸能文化の振興 ②伝統芸能活動の活性化	文化団体	郷土芸能文化の振興は、地域経済の活性化など様々な分野で貢献しうる側面を持つことから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		アートビレッジ・シラキノ事業 内容： 市民の芸術文化・教養の向上と出会いふれあいの場として、市民の芸術・文化への意識と理解を高める事業を行う。 必要性： 日本人の手によって日本最初の銅版画が作成された地域であり、また北村西望を輩出した地域において、市民の芸術文化・教養の向上と出会いふれあいの場を創出し、市民の芸術・文化への意識と理解を高めることは非常に事業効果が高く、本市においては必要な事業である。 効果等： ①芸術・文化への意識と理解の向上 ②文化芸術の振興	市	文化芸術は心豊かな市民の育成に必要であり、地域の持続的発展に資するものであることから、その効果は将来に及ぶ。
		口之津歴史民俗資料館 内容： 口之津歴史資料館（分館含む）の企画展の開催や、展示環境整備、新たな資料の収集・展示、保存処理や修復作業を適時行う。 必要性： 本市の海の玄関口である口之津港ターミナルに設置されている口之津歴史民俗資料館において、世界遺産を含めた歴史と文化の展示を行うことは、地の利を生かした取組であり、多くの市民や来訪者に対して認知と理解を促すうえで必要な事業である。 効果等： ①地域文化への意識と理解の向上 ②口之津歴史資料館への誘客	市	地域文化の振興と交流人口の拡大に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

南島原市公共施設等総合管理計画に掲げる施設類型別の基本的な方針を踏まえ、公共性や地域性及び管理運営の効率性を考慮し、施設機能の維持や施設運営の効率化、必要に応じた整備、改修を実施する。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

【再生可能エネルギーの利用の推進】

環境負荷の少ない地球にやさしいまちづくりを目指し、地球環境の保全とエネルギー自立型のまちづくりを推進するため、再生可能エネルギーにかかる基礎調査や利活用策の検討を行うとともに、エネルギーの有効活用等についての普及啓発を推進する。また、本市の良好な日照条件を活かした太陽光発電等、地域特性に基づくクリーンエネルギーの活用に努める。

（１）現況と問題点

本市では、市の事務や事業による二酸化炭素排出量を削減するため、「南島原市地球温暖化対策実行計画」を策定し、庁舎等の公共施設における太陽光発電システムの導入を計画的に行ってきた。また、平成２２年度から平成２６年度においては、住宅用太陽光発電システムを導入した家庭等に対して支援も行っている。

今後も引き続き、環境負荷の少ない脱炭素・循環型社会を目指すためには、カーボンニュートラルなど環境に対する意識の醸成や普及促進に努めなければならない。また、カーボンニュートラル社会実現に向けた取組を計画的に実施していくためには、方針等を示した計画が必要である。加えて、再生可能エネルギーの利用は、カーボンニュートラル社会の実現に欠かせない要素であるため、再生可能エネルギーにかかる基礎調査や利活用策を検討し、実施に向けて取組まなければならない。

（２）その対策

（ア）（再生可能エネルギーの利用の推進）

- ① 公共施設等での太陽光発電システムの導入・利活用を計画的に進めるとともに、ソーラーシェアリングなどの利用を推進する。
- ② 各家庭から排出される廃食油を回収及びＢＤＦ化し利活用する。
- ③ 再生可能エネルギーの有効活用等について普及啓発を行う。
- ④ 潮流発電やバイオマス発電等の再生可能エネルギーにかかる基礎調査や利活用策の検討を行い、実施に向け取り組む。
- ⑤ カーボンニュートラル社会実現に向けた計画を策定する。また、その実現に向けてＥＶステーション等の再生可能エネルギー利用施設を整備する。

(イ) (再生可能エネルギーの利用の推進における目標)

基本目標	基準値	令和 7 年度
南島原市役所の事務事業 における CO2 排出量	7, 599, 576 kg/年 (R2 年度)	6, 815, 970 kg/年

(3) 計画 (令和 3 年度～令和 7 年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの 利用の促進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	PPA 事業 公共施設等への太陽光発電施設設置	事業者	
		EV ステーション整備事業 N=9 (各庁舎等)	市	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 再生可能エネルギー利用	家庭用廃油等回収活動支援事業 内容： 現在処分されている家庭から排出 される廃食油を回収し、エコパーク論所 原(南島原市北有馬町)において、BDF (廃食油エステル化燃料)化する。 必要性： 循環型社会への意識高揚、並び に家庭から排出する廃油に対する市民の 意識高揚が期待でき、循環型社会の構築 並びに水質保全を図るために必要であ る。 効果等： ①循環型社会への意識高揚 ②水質保全	福祉団体	循環型地域 社会の形成 は、それ自 体が地域の 持続的発展 に資する取 組であり、 その効果は 将来に及 ぶ。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

南島原市公共施設等総合管理計画に掲げる施設類型別の基本的な方針を踏まえ、公共性や地域性及び管理運営の効率性を考慮し、施設機能の維持や施設運営の効率化、必要に応じた整備、改修を実施する。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本市では、各地域に根差したイベントの開催を支援し、交流人口の増加を図ってきたが、地域の活性化までには至っていないのが現状である。今後は、年間を通じた交流人口の拡大、市の活性化、また市民が一体感を醸成できるイベント等の開催が必要である。

一方で、平成18年3月に旧8町の合併により誕生した本市は、同規模自治体と比較して多くの公共施設を保有している。高度経済成長期の急激な人口増加と社会変化に伴い整備されたものが多く、5割以上の建物施設が建築後30年以上を経過しており、近い将来、大規模改修や建替え等更新時期を一齐に迎えることとなる。しかしながら、人口減少と少子高齢化による税収の減少と扶助費の増加が見込まれ、公共施設等の維持や除却等に必要な財源の確保がより一層困難なものとなることから、財政負担を軽減・平準化するとともに次世代への負担を残さない持続可能なまちづくりを目指すためにも公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっている。

また、住民が安心して暮らせる地域づくりを進めるために、過疎地域の振興を目的とした基金を創設するなどし、過疎化の抑制を図るとともに地域の持続的発展を促していく必要がある。

(2) その対策

- ① 本市が持つさまざまな魅力や地域の特性を引き立てながら、他の地域と差別化した代表的なイベントの開催を支援する。また、開催されている各種の祭り等については、その歴史的背景や伝統を受け継ぎながら、地域特有の伝統文化として守り育てるとともに、観光やまちおこしと連携させ、その魅力を市内外に広めていく。
- ② 旧町の枠をなくしたイベントを構築して広域的な市民交流の機会を提供し、市民みんなでまちを盛り上げる気運をたかめる。
- ③ 公共施設等の全体の状況を把握し、また長期的な視点をもって戦略的な資産経営の観点を持った公共施設等のマネジメントを促進し、更新・統廃合・長寿命化・除却等を計画的に行う。
- ④ 過疎地域持続的発展特別事業基金を創設し、後年度に必要な過疎対策事業に充当する。

(3) 計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的 発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	市民イベント開催事業 内容： 本市が持つさまざまな魅力や地域の特性を引き立てながら、他の地域と差別化した代表的なイベントを開催する。 必要性： イベントを継続して開催することにより、まちおこしの人材育成に繋がるとともに、イベントを通して交流人口を増やすことで市の特徴をアピールし、若者の定住促進と地域振興へと繋げる。 効果等： ①まちおこし人材の育成 ②交流人口の増加 ③若者の定住促進 ④地域振興	実行委員会	まちおこし人材の育成や若者の定住促進が図られることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		旧口之津庁舎除却事業 内容： 旧口之津庁舎を除却する。 必要性： 老朽化した施設（S38 建築）であり、新耐震基準を満たしていないことから倒壊するリスクがある。また、未利用施設だが維持管理費が生じている。 効果等： ①次世代へ負担を残さない ②地域の安全確保 ③施設維持管理費の削減	市	地域の安全確保や維持管理費削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		旧口之津第一小学校除却事業 内容： 旧口之津第一小学校に関する学校施設等を除却する。 必要性： 閉校（H17.3.31）後の利活用がなく、維持管理費が生じていることに加え、無償借地の返還を求められている。 効果等： ①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費の削減	市	維持管理費削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		旧蒲河小学校除却事業 内容： 旧蒲河小学校に関する学校施設等を除却する。 必要性： 敷地内に借地があるため、閉校（R3.3.31）後も借地料が生じている。また、借地のため施設の利活用が難し	市	維持管理費（借地料含む）の削減による財政負担

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		く、プールについては、地域住民から早期除却の要望がある。 効果等： ①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費（借地料含む）の削減		の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		南有馬青年会館除却事業 内容：南有馬青年会館を除却する。 必要性：施設を利用していた利用団体が無くなり、施設としての必要性が無い。また、長らく使用者がいないことで、施設が荒廃しており、倒壊の危険性がある。 効果等： ①次世代へ負担を残さない ②地域の安全確保	市	地域の安全確保は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		旧北有馬給食センター除却事業 内容：旧北有馬給食センターを除却する。 必要性：借地を有しており、市内6カ所の給食センター統合（R3.9.1）に伴って、給食センターとしての機能を有さなくなったことから、賃貸借契約に基づき解体し、原状に復する必要がある。また、施設の維持管理経費（借地料含む）が生じている。 効果等： ①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費（借地料含む）の削減	市	維持管理費（借地料含む）の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		旧慈恩寺小学校除却事業 内容：旧慈恩寺小学校に関する学校施設等を除却する。 必要性：敷地内に借地があるため、閉校（H28.3.31）後も借地料が生じている。また、借地のため施設の利活用が難しい。 効果等： ①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費（借地料含む）の削減	市	維持管理費（借地料含む）の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		白木野体育館除却事業 内容： 白木野体育館を除却する。 必要性： 老朽化した施設（S59 建築）であり、施設利用者がほとんどいない。また、施設の維持管理費が生じている。 効果等： ①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費の削減	市	維持管理費の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		旧北有馬田平保育所 内容： 旧北有馬田平保育所を除却する。 必要性： 老朽化した施設（S57 建築）であり、廃園（R2.3.31）後も施設の維持管理費が生じている。 効果等： ①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費の削減	市	維持管理費の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
	基金積立	市民イベント開催事業 基金積立	市	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

南島原市公共施設等総合管理計画に掲げる施設類型別の基本的な方針は以下のとおりである。

（１）市民文化系施設

- ・施設の更新や大規模改修時には、必要な機能の検討を行うとともに、将来の人口動態や利用状況、周辺施設の配置状況を勘案しながら施設規模を設定する。高い機能との複合化等を検討し施設の有効活用を図る。
- ・公民館は地域の重要な拠点となる施設ですが地域によって利用度は様々である。後も長期間の利用が出来るように定期的な点検と計画的保全により施設の長寿命化を図る。
- ・また、施設の更新や大規模改修時には、必要な機能の検討を行うとともに、将来の人口動態や利用状況、周辺施設の配置状況を勘案しながら民間への貸付、売却も含め施設規模を設定する。
- ・公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図り、建替えや改修をする際は、市民ニーズや利用需要等により、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。

(2) スポーツ・レクリエーション系施設

- ・施設については定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図る。また、運営コストを抑え、質の高いサービスの提供を図るため、運営形態のあり方や適切な受益者負担についても検討を行う。
- ・施設の更新や大規模改修時には、全体目標による総量縮減の範囲内で必要な機能の検討を行う。また、類似施設の配置状況や地域ごとの人口動態やニーズを把握し、学校教育施設の市民開放等を考慮する中で、市域全体での類似施設の集積状況を踏まえた施設のあり方を検討するとともに、提供するサービスや運営手法の見直しを進める。
- ・利用状況や民間施設を含む周辺施設の配置状況を勘案し、老朽化への対応が求められる施設については、施設の集約、廃止等も視野に入れた検討を行う。
- ・公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図る。誰もが安全に利用できるように、施設の日常点検を行い、建替えや改修時に、市民ニーズや利用需要等により、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。

(3) 子育て支援施設

- ・旧北有馬幼稚園は園児の減少に伴い令和2年3月31日で廃園、令和2年4月1日から旧北有馬保育所を認定こども園（保育所型）へ移行し「北有馬こども園」として開園した。利用者の減少傾向は続いているものの、保育園は地域との関連が深く、北有馬町内唯一の保育園であり、また、市内で唯一の公立の保育園でもあることから、利用者が減少傾向にあるからと、廃園等の判断をすることは難しい。北有馬こども園は、子育て支援のためにも、今後も運営を行うものとするが、今後地域の意向や将来的な利用者の入園状況等を見ながら運営方法を検討していく。
- ・適正配置と施設総量の縮減を図る。

(4) 行政系施設

- ・今後は行政サービスを提供するための基盤施設として、地域の特性、将来の人口動態の変化を踏まえた上で、住民生活をより豊かにする施設機能も念頭に、統廃合等の検討を行う。
- ・消防格納庫等については、消防団活動の拠点として十分な機能を確保するため、必要に応じて改修を行い、状況によっては建替えを進める。

(5) その他

- ・用途廃止となって普通財産となっているものは財産分類を行い、売却や有償・無償譲渡も検討する。特に廃校となった各小学校校舎等の更新は行わずに、貸付または譲渡を検討する。所在している地域等も考慮し、譲渡または売却等が難しい場合は、解体も視野に入れて検討する。
- ・既に用途廃止等により解体すべき施設においては、原則として解体していくものとする。比較的新しく、安全性に問題無い施設については、他施設との集約化や複合化等の有効活用や民間活用について検討する。

本方針を踏まえ、地域性や管理運営の効率性を考慮し、財産の売却や譲渡、解体を計画的に進める。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	田舎暮らし推進事業 内容： ながさき移住サポートセンターと連携し、情報発信や移住相談や体験ツアーの実施、本市の日常を体験するお試し民泊体験やお試し住宅の貸出しを行うとともに、空き家の洗い出しや改修補助の支援を行う。また、インターンシップ事業を行うための仕組みの構築と大学生及び企業への支援を行う。加えて、移住定住に繋げるための取組みを行う定住支援員を設置する。 必要性： 移住定住を促進するためには、本市の田舎暮らしの情報を発信するとともに、本市の暮らしの魅力を感じて頂く必要がある。 効果等： 移住・定住の促進	市	移住・定住の促進を図る取組であり、人口減少対策に寄与する取組であることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
	地域間交流	広報推進事業 内容： 本市の歴史・文化などの魅力を盛り込んだPR映像などの制作・発信、SNS等を活用した各種コンテストの開催及び自治体メディアの運営など、PR事業を展開する。 必要性： 市の観光・物産振興を図るためには、南島原の認知度を向上させる必要がある。また、本市の認知度を高め、市外から多くの人を呼び込み、地域間交流を促進する必要がある。 効果等： ①南島原市の知名度向上 ②観光・物産振興 ③地域間交流の促進	市	市の知名度は、観光客に対する訴求のみならず、移住定住においても重要なファクターであることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		姉妹都市・友好都市交流事業 内容： 文化や歴史等で共通する各地域との国内姉妹都市・友好都市交流等を実施する。 必要性： 地域力の向上を図るためには、自地域の見直しや異なる価値観を持つ人々から様々な刺激や影響を受けることが必要である。 効果等： ①国内姉妹都市・友好都市交流等の拡大 ②相互が成長する友好関係を構築 ③まちづくりを支える多様な人材の育成 ④地域力の向上	市	地域が抱える問題や課題を住民が関心を持ち、参加・解決していく総合的な力「地域力」の向上を図る取組であることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	人材育成	原城マラソン大会開催事業 内容：本市特有の観光資源を最大限に有効活用したマラソン大会を、市民と行政の協働により実施する。また、マラソン大会では観光、物産、産業のPRを行う。 必要性：本大会の実施により県内外の多くの参加者が本市を訪れることにより、経済及び地域の活性化が図られる。また、情報発信の場としても活用できU I J ターンの促進にも繋がる。 効果等： ①国内姉妹都市・友好都市交流等の拡大 ②まちづくりを支える多様な人材の育成	実行委員会	世界遺産の構成資産「原城跡」を活用し、姉妹都市等含め県内外との交流を深めることができる本事業は、地域経済の活性化や人材育成の面で効果が期待され、持続可能な地域社会の形成に寄与するものであることから、その効果は将来に及ぶ。
		地域づくり人材育成支援事業 内容：人材育成のための研修事業やふるさとおこしグループ結成などの活力あるまちづくりのための組織づくり等に対し支援を行う。 必要性：活力あるまちづくりのためには、活動リーダーや活動者の知識の拡大、活動団体等の組織増強が必要である。 効果等： ①活動リーダー育成 ②活動者の知識の拡大や活動団体等の組織の増強 ③まちの活性化	市民	まちを活性化し、持続的発展を図るうえで、地域づくり人材の育成は欠かせないことから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業	農業経営基盤強化資金利子助成事業 内容：農林業金融公庫が融通する制度資金に対しての利子助成を行う。 必要性：認定農業者のスムーズな規模拡大等の経営展開を図るためには、今後必要である。 効果等： ①認定農業者の規模拡大等促進	受益者	認定農業者の規模拡大により耕作放棄地の減少や所得向上に繋がることから、地域の持続的発展に資する取組で

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
				あり、その効果は将来に及ぶ。
		農業担い手対策事業 内容: 担い手から経営を継承させ、発展させる取組を支援する。 必要性: 後継者等の農業経営の継承を支援し、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体の確保を図る必要がある。 効果等: ①地域の農地利用等を担う経営体の確保	受益者	本市の基幹産業である農業の後継者を支援することで、農業者減少や耕作放棄地抑制に資することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		農業後継者組織支援事業 内容: 農業後継者で組織する団体が行う農業振興に資する事業に助成する。 必要性: 農業後継者組織は、相互の農業技術や情報の交換、共同プロジェクト活動を通じた研究など農業後継者の育成に果たす役割も大きく、組織の活性化は農業振興に寄与しており事業の必要性は大である。 効果等: ①農業後継者組織活性化	農業後継者団体	農業後継者組織の活性化は、農業振興に寄与していることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		中山間地域等直接支払交付金事業 内容: 中山間地域と平地地域との生産条件の不利を交付金で補う。 必要性: 本市は、多くの中山間地域を有し耕作放棄地が多いため、いのししの被害も多く、農業経営に支障を来している。そのため、耕作放棄地を未然に防ぐ取組や被害防止柵の設置などが必要である。 効果等: ①耕作放棄地の発生抑制 ②農業生産性の向上	協定集落	耕作放棄地の抑制を図る取組であり、農業生産性の向上につながることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		オリーブ栽培推進事業 内容: オリーブ植栽のための苗木購入費、栽培研修費、土壌分析費の補助、収穫物の加工	受益者	高齢の農業者でも栽培

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		品開発、販路開拓支援を行う。 必要性：農業者の高齢化等で深刻化する中、作業負担が軽く高齢者でも栽培可能な作物を推進することが必要である。 効果等： ①耕作放棄地及び遊休農地の予防・解消 ②生産者所得向上		可能な作物を推進することは、耕作放棄地及び遊休農地の予防・解消のみならず、生産者所得向上に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		和牛・乳牛保留事業 内容：優良雌子牛を市内に保留し、系統繁殖することで、黒毛和牛及び乳用牛の改良を促進する。また、これにより肉用牛生産農家又は酪農家の生産基盤を確立する。 必要性：肉用牛生産農家又は酪農家の生産基盤を確立するためには、肉用牛・乳用牛の一貫生産体制を構築し産地化が必要である。 効果等： ①肉用牛・乳用牛の改良促進 ②肉用牛生産農家・酪農家の生産基盤確立	受益者	肉用牛生産農家・酪農家の経営安定を図ることで、若者が定着できる地場産業としての発展に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組でありその効果は将来に及ぶ。
		認定農業者組織支援事業 内容：認定農業者で組織する団体が行う農業振興に資する事業に助成する。 必要性：本市認定農業者協議会は、県下最大の認定農業者の組織である。地域農業の牽引役を果たしており、活動に対する助成を行い活動の活性化を図ることは農業振興上必要不可欠である。 効果等： ①認定農業者組織の活性化	協議会	地域農業を牽引する組織の活性化を図ることで、若者が定着できる地場産業としての発展に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		親元就農者支援事業補助金 内容：市外で3年間以上就労した者が南島原市へUターンし親元就農する際、就農1年目に100万円、2年目及び3年目に30万円の給付金を交付する。 必要性：農家の高齢化や後継者問題は深刻な状況であり、その対策となる取組が必要である。 効果等： ①農業生産技術の継承 ②農地の生産性の維持 ③集落・地域の存続	受益者	農業後継者を確保することは、耕作放棄地の発生や人口減少の抑制に資することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		有害鳥獣被害防止対策事業 内容：有害鳥獣による農作物への被害を防止する体制の構築と捕獲体制の整備を行うとともに、防護柵等の設置を支援する。 必要性：有害鳥獣による農作物への被害を防ぎ、農業経営を安定させることが必要である。 効果等：①農業経営の安定化	協議会 受益者	有害鳥獣による農作物への被害軽減は、農業経営を守り農業振興に資することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		環境保全型農業推進事業 内容：有機農業等をはじめとする環境保全型農業を推進し、緑肥・堆肥を利用した安全・安心な農産物の生産を確保する。 必要性：農業をめぐる環境問題に対応するとともに消費者ニーズに応えるためには、環境保全型農業の推進が必要である。また、消費者ニーズに応えることで、農産物の付加価値を高め、農業経営の安定化が必要である。 効果等： ①農産物の付加価値向上 ②農業経営の安定化	農業者 団体	環境の考慮や消費者ニーズに対応し変化することは、持続的発展に不可欠であり、その効果は将来に及ぶ。
		黄斑えそ病防除支援事業 内容：共同でたばこ黄斑えそ病の防除を実施する団体に防除費用の一部を助成する。 必要性：基幹作物である葉たばこの振興は本市農業施策の重要課題であり、その後継者確保対策は喫緊の課題でもある。葉たばこ栽培農家を病虫害被害から守り、その安	生産 組合	葉たばこ栽培農家の経営安定により、若者が定着できる地場産業と

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		定生産を支援することで、経営を安定させ、経営不安による後継者不足の解消を図る必要がある。 効果等： ①産地育成 ②農業経営の安定化		しての発展に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		家畜導入事業 内容：優良な肉用雌牛の導入を支援する。 必要性：産地の基盤強化を図るためには、地域内保留による、母牛群の改良増殖が必要である。 効果等：①産地の基盤強化	受益者	肉用牛生産農家の経営安定を図ることで、若者が定着できる地場産業としての発展に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		みかん栽培経営安定対策事業 内容：マルチ更新費用の一部を助成し、農業経営の安定化を図る。 必要性：高品質ミカンを生産するためには、マルチ栽培が推進されているが、マルチ更新費用は大きな負担となっているため、みかん栽培を推進するためには対策が必要である。 効果等：①農業経営の安定化	受益者	農業経営の安定化を図ることで、若者が定着できる地場産業としての発展に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		有機農業等推進事業 内容：南島原市有機農業推進協議会の事業費の補助や、有機 JAS 認証取得の補助を行う。 必要性：農業生産者の所得向上を図るための取組の一つとして、有機農業の振興を図る必要がある。また、有機 J A S 認証取得は高額であり、有機農業を推進するためには対策が必要である。	協議会	有機農産物の生産が安定し、所得が向上することで、若者が定着できる地場産業としての

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		効果等： ①有機農産物の生産安定・品質向上		発展に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		農産物ブランド化推進事業 内容： 市内の高品質な農産物・農産加工品をブランド化し、展開したい農業者団体・農業法人・食品関連事業者等へブランド化推進の支援を行う。 必要性： 農業所得の向上に直結する必要な取り組みであり、積極的に実施していく必要がある。また、製品の販売という出口戦略に、農業生産者が直接関与し、儲かる農業経営者の育成が必要である。 効果等： ①儲かる農業経営者としての人材育成	受益者	儲かる農業経営者を育成することで農業振興を図り、若者が定着できる地場産業としての発展に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		農業用ドローン農薬散布普及支援事業 内容： 農業用ドローンを活用した農薬散布の支援を実証的に行う。 必要性： 農家戸数が減少し高齢化が進む中で、農業経営の安定を図るためには、農作業の効率化や労働力の削減を図る必要がある。 効果等： ①農作業の効率化・労働力の削減 ②農業経営の安定	市	農家戸数が減少し高齢化が進む中で、持続的発展を図るためには、農作業の効率化や労働力削減は必要不可欠であり、その効果は将来に及ぶ。
		新規作物調査・研究事業 内容： 高付加価値な新規作物の栽培に伴う調査・研究を行う。また、新規作物の導入を行う生産者に対し補助金を支出し、導入経費等の支援を行う。 必要性： 農業者の所得を向上し、安定した収益を得るためには、新規作物に関する調査研究が必要である。また、新規作物の導入により、耕作放棄地の予防・解消が期待	市	農業者の所得向上は農業振興において重要であり、若者が定着できる地場産業としての発展に寄与す

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		できるが、新規作物の導入には多額の経費がかかることから、支援が必要である。 効果等： ①農業者の所得向上 ②耕作放棄地の予防・解消		ることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		未来農業フロンティア推進事業 内容：市と民間企業が共同出資して農業振興法人を設立し、官民それぞれの強みを生かして果樹を主軸とした新規就農者のトレーニングファーム事業を実施する。 必要性：減少する農家の中でも、特に果樹農家の減少が顕著に表れており歯止めがかからない状況である。果樹の新規就農については、未収穫期間の問題に加え、栽培技術の習得機会が少ないことから就農までに至らないケースが多い。そのため、経営感覚に優れた中核人材を育成することが必要である。また、果樹農家の増加による耕作放棄地の予防解消につなげる必要がある。 効果等： ①中核人材の育成 ②耕作放棄地の予防・解消	農業法人	果樹農家を育成し、新規就農を促進する取組は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		農業後継者結婚対策事業 内容：南島原市農業後継者結婚対策協議会を主体として研修会や男女交流ミニイベント（ワークショップほか）等を実施する。 必要性：男女の出会いが少ない農業後継者等の結婚は、現代社会における非婚化、晩婚化の影響を受けて、さらに困難なものとなりつつある。そのため、農業後継者等に出会いの場や自分磨きの機会を提供し結婚を支援していく必要がある。 効果等： ①農業後継者の確保 ②移住・定住促進 ③人口増加	協議会	農業後継者の確保は、耕作放棄地の発生や農業者減少の抑制に資するとともに、結婚による移住定住促進や結婚・出産による人口増加が期待できることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		農業後継者育成事業 内容：農業者等の扶養する農業大学校生等が当該修学又は研修終了後３年以内に就農する際の経費を助成する。	受益者	農業後継者を確保することは、耕

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		必要性： 農家の高齢化や後継者問題は深刻な状況であり、その対策となる取組が必要である。 効果等： ①農業後継者の確保		作放棄地の発生や農業者減少の抑制に資することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		水産資源増殖保護事業 内容： イカ捕獲かご網に産卵された卵をふ化するまで海中に吊り下げておくために必要な経費や、タコの資源回復を図るためのタコ産卵用つぼの設置費用等について補助する。 必要性： 有明海における重要魚種である甲イカの漁獲量を維持・回復させ、将来にわたって漁業の経営安定を図るためには、水産資源の維持・回復が必要である。 効果等： ①水産資源の維持・回復 ②漁業所得の向上 ③漁業の経営安定	漁協	水産資源の維持・回復を図ることは、漁業の持続的発展に必要不可欠であり、その効果は将来に及ぶ。
		種苗放流事業 内容： 種苗の生産・中間育成・放流等の事業に対し助成する。 必要性： 有明海の漁業資源を回復させ、将来にわたって漁業の経営安定を図るためには、水産資源の維持・回復が必要である。 効果等： ①水産資源の維持・回復 ②漁業の経営安定	漁協	水産資源の維持・回復を図ることは、漁業の持続的発展に必要不可欠であり、その効果は将来に及ぶ。
		ひとが創る持続可能な漁村推進事業(県単) 内容： 漁業の新規就業者に対し、自立に向けた2年間の就業支援を行う。 必要性： 漁業者の人口減少、高齢化が進むなか、新規就業者の増加を図る取組が必要である。 効果等： ①新規就業者の確保	受益者	漁業者の減少、高齢化が進む中、漁業の新規就業者確保を図ることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	商工業・6次産業化	漁業用産業廃棄物処理対策事業 内容： 漁網、ロープ類、タコツボ等の漁業活動で不要となった産業廃棄物処理に対する補助を行う。 必要性： 不要となった産業廃棄物が漁港施設に放置され危険を伴うことから、周辺地域の安全確保のために対策が必要である。 効果等： ①漁港施設の適正利用 ②周辺地域の安全性確保	漁協 漁業者 組織	漁港周辺地域の安全を確保するために、漁港施設の適正利用を図ることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		FRP 漁船廃船処理事業 内容： 廃船となったFRP漁船に対し廃船費に対する補助を行う。 必要性： 不要となった産業廃棄物が漁港施設に放置され危険を伴うことから、周辺地域の安全確保のために対策が必要である。 効果等： ①漁港内の適正な運営 ②周辺地域の安全性確保	受益者	漁港周辺地域の安全を確保するために、漁港施設の適正利用を図ることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		商工業振興資金利子補給補助事業 内容： 日本政策金融公庫の融資を受けている中小の商工業者に対して、利子支払額の20%、5万円を上限に補助金を交付する。 必要性： 経済の停滞、グローバル化により、中小事業者の経営は大変厳しい状況にあるため、商工業の経営改善と振興を図る取組が必要である。 効果等： ①商工業の経営改善・活性化 ②商工業の振興	商工会	中小事業者の経営が厳しい状況にある中、事業継承や若者の雇用増加を図るための商工業振興策は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		商工会活性化対策事業 内容： 都市部で開催される商談会等への参加を支援するとともに、南島原市商工会が実施するプレミアム商品券発行事業等活性化事業に必要な経費の一部を助成する。	商店街	地域商店街の消費・販路拡大、地域経済循環等の取組に

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		必要性： 大型店の進出やオンラインショッピングの普及等により地域資金が流出する中、地域商店街での消費拡大や地域商店の販路拡大を図る取組が必要である。また、情報の収集や経営について、専門知識を活用した指導が併せて必要である。 効果等： ①地域商店街の消費・販路の拡大 ②地域商店経営者のスキルアップ		より商工業を活性化し、事業の継承や若者の雇用を増加させることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		地域物産開発販売支援事業 内容： 農林水産物や鉱工業品等地域資源を活用した新商品の開発、それに伴う販路開拓事業に取り組む事業者に対し、商品開発等に要した経費の一部を助成する。 必要性： 本市には優れた農林水産物の産品があるが、一次産品は収益率が低く、販売先も限られてきているため、農林水産物等を加工により付加価値を付けた二次産品の開発とその販路開拓が必要である。 効果等： ①事業者の所得向上・経営安定	事業者	農林水産物や鉱工業等の収益率を上げ、所得向上につながることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		地域総合整備資金貸付金事業 内容： (一財)地域総合整備財団(ふるさと財団)の支援を得ながら、民間事業者等に無利子で資金の貸付けを行う「ふるさと融資」を実施する。 必要性： 過疎化の進行により人口減少が続く本市の商業においては、家族経営など小規模な店舗が大部分を占めており、地場企業による二次産業の拡大事業は地域の働く場の創出・雇用において必要である。 効果等： ①地場企業による二次産業の拡大	事業者	地場企業による生産規模拡大は地域の雇用増加と所得向上に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		地域おこし協力隊事業 内容： そうめん生産者を目指す者を、地域おこし協力隊として募集し、研修により製造から出荷までの生産工程を学んでもらう。 必要性： そうめん生産者は年々減少傾向にあり、後継者・担い手の不在が大きな課題となっている。そのため、技術を継承する	市	後継者を確保することは、技術や事業の継承による産地の維持に寄与することから、地域

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		人材を外部から募集し、新たな担い手の確保と産地の維持が必要である。 効果等： ①そうめん生産者の後継者確保 ②そうめん産地の維持		の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		創業促進資金制度預託金 内容： 南島原市中小企業創業支援資金の取扱金融機関に対し資金を預託し、預託金額の協調倍率までの資金の融資を可能とする。 必要性： 地域経済の新陳代謝を活性化し、雇用の創出を図るうえで、新規事業創出を促進する必要がある。 効果等： ①新規事業の創出 ②新規事業における経営の健全・安定化	市	新規事業の創出を促進することは、地域経済の活性化や雇用の創出に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		南島原市HACCP導入支援事業補助金 内容： ながさき HACCP の4段階以上の評価取得に取り組む食品製造事業者に対し、施設や設備の改修にかかる費用などを支援する。 必要性： 消費者からの信頼性向上や競争力の強化するためには、食品製造事業者の衛生管理体制を構築すること必要がある。 効果等： 所得向上	受益者	付加価値増加により所得を向上させ、商工業の活性化や雇用の創出に寄与することから地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		電子地域通貨事業 内容： 電子地域通貨 MINA コインのPR業務、行政との連携アプリ開発・運用業務を実施する。 必要性： 大型店の進出やオンラインショッピングの普及等により地域資金が流出する中、市外への資金流出の抑制が必要である。また、デジタル社会への移行を図るためには、スマートフォンを活用したアプリの市民利用を促進するとともに、行政サービスとの連携が必要である。 効果等： ①市外への資金流出抑制・市内の消費喚起 ②市民と行政の更なる連携強化	市	市外への資金流出を抑制し、市内消費の拡大を図ることは域内経済に好循環をもたらすものである。また、デジタル社会への移行を踏まえ、本事

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
				業を推進することは、その効果が将来に及ぶものである。
		おいしい南島原ブランド認定品活用推奨事業 内容：「おいしい南島原ブランド」として認定された推奨品を冠婚葬祭等催事での返礼品としての活用した場合、当該推奨品の購入費等の一部について助成する。 必要性：物産の振興及び商工業の活性化のためには、市産品の認知度向上や地元消費の拡大が必要である。 効果等： ①認知度向上 ②地元消費拡大	市	物産の認知度向上や地元消費の拡大は、地場産業の活性化に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		島原手延そうめんPR事業 内容：関東圏、九州圏におけるTVCMの放送やPRイベントへの参加など島原手延そうめんのPR活動を実施する。 必要性：本市の基幹産業であるそうめん産業の振興には、消費者の「島原手延そうめん」の認知度を高め、購買意欲向上による販売量の増加と販売価格の上昇を図る必要がある。 効果等： ①認知度向上による販売価格の上昇	市	島原手延そうめんの認知度を向上させ、販売価格の向上を図ることは、本市の基幹産業であるそうめん産業の振興や事業継承に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		認証マーク推進事業 内容：島原手延そうめんの品質や安全性を保障するため、島原手延そうめん認証委員会を開催し、認証委員会による審査をクリアした生産者、商品に認証を付与する。認証された商品は、認証マークの使用が可能となり、認証マーク商品を広くPRすることにより、島原手延そうめんのブランド	市	島原手延そうめんに品質や安全性という付加価値によるイメージアップを図

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		を確立させる。 必要性：本市の基幹産業であるそうめん産業の振興には、「島原手延そうめん」のイメージアップが必要である。 効果等： ①イメージアップによる販売価格の上昇		り、販売価格の向上を図ることは、本市の基幹産業であるそうめん産業の振興や事業継承に寄与するものであることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		そうめん小麦生産事業 内容：手延そうめんに適した小麦栽培を推進し、その小麦を使用した限定性、希少性がある高い付加価値を持った南島原オリジナルのそうめんの開発に取り組む。他産地との差別化を図り、産地のイメージアップと島原手延そうめんの高付加価値化を目指す。 必要性：本市の基幹産業であるそうめん産業の振興には、他産地との差別化や付加価値向上が必要である。 効果等： ①付加価値向上による販売価格上昇	市	島原手延そうめん到他産地と差別化された付加価値をつけ、販売価格の向上を図ることは、本市の基幹産業であるそうめん産業の振興や事業継承に寄与するものであることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
	観光	観光ガイド育成事業 内容：平成30年7月に世界文化遺産に登録された「原城跡」を活用する観光ガイドの育成、確保を目的とした観光ガイド育成講座を実施する。 必要性：訪れた観光客が満足し、また再度訪れたいと思うためには、南島原らしい「おもてなし」が必要である。 効果等：	市	観光ガイドのスキルアップにより来訪者の満足度を向上させ、リピーターを確保すること

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		①観光ガイドのスキルアップ ②リピーターの確保		は、観光業の持続的発展に必要不可欠であり、その効果は将来に及ぶ。
		南島原ひまわり観光協会補助金 内容： 本市の観光振興の中心となる南島原ひまわり観光協会を支援し①情報発信 ②広告宣伝 ③特産品の販売促進 ④グリーン・ツーリズム等の推進 ⑤体験型観光及び農林漁業体験民宿受入 ⑥人材育成 ⑦観光分野の統計調査等を強化する。 必要性： 本市の観光振興を図るためには、本市の主体をなす団体である南島原ひまわり観光協会の活性化が必要である。 効果等： ①観光客の増加・消費拡大 ②交流人口の増加	観光協会	南島原ひまわり観光協会への支援は、本市の観光振興に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		農林漁業体験民宿施設整備事業 (民泊拡大及びどぶろく特区推進事業) 内容： 簡易旅館業を営む為の初期費用及びインストラクターの育成費用等について助成する。 必要性： 本市の基幹産業を活用した農林漁業体験民宿を推進するためには、観光客を受け入れる農家や漁家の取組件数の確保が必須である。また、観光客の滞在時間を延ばすことで消費額を増加させ、地域経済や交流人口の増加による地域全体の活性化を図る必要がある。 効果等： ①交流人口の増加 ②地域経済と地域全体の活性化	観光協会	本市の基幹産業を活用した事業であり、本事業を推進することは交流人口の拡大による地域経済活性化に寄与するものであることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		原城跡来訪者対応事業 内容： 平成30年7月に世界遺産に登録された「原城跡」において、総合案内所運営やシャトルバスの運行、交通誘導業務を実施する。 必要性： 世界遺産「原城跡」とその駐車場を距離が離れていることから、利便性の向上が必要である。また、来訪者の満足度を	市	来訪者の利便性や満足度の向上によるリピーターの確保は、観光業の持続的発展に必要不

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		向上させるために、総合案内所等が必要である。 効果等： ①来訪者の利便性向上 ②リピーターの確保		可欠であり、その効果は将来に及ぶ。
		南島原市世界遺産市民協働会議補助金 内容：南島原市世界遺産市民協働会議が行う世界遺産の保護、観光振興や物産振興などに資するまちづくりに関する取組に対して助成を行うもの。 必要性：原城跡が世界文化遺産に登録されたものの、世界遺産への登録効果が十分でなく地域の活性化につながっていない。世界遺産への登録効果を高めていくためには、官民協働により、行政と民間の連携強化が必要である。また、世界遺産を将来へ引き継いでいく意識の醸成が併せて必要である。 効果等： ①行政と民間の連携強化 ②世界遺産を将来へ引き継ぐ市民意識醸成	南島原市世界遺産市民協働会議	南島原市世界遺産市民協働会議の取組は、市民主体のまちづくりや世界遺産に対する市民の意識の醸成に寄与するものであることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		世界遺産推進事業 (世界遺産周知啓発・情報発信事業) 内容：全国各地で所蔵されている歴史資料を、展示などに活用できるようにデジタルコンテンツやXR(VR、AR、MR等)の作成や多言語化を実施する。 必要性：世界遺産の構成資産である原城跡は、築城時と島原・天草一揆当時の2つの時期の価値を有する史跡である。現地だけでは理解し難い原城跡の持つ歴史のストーリー性を利用するなど様々な工夫を凝らしながら伝えていく必要がある。 効果等： ①原城跡来訪者の理解促進 ②観光客の誘客	市	世界遺産「原城跡」の持つ歴史について、市民や観光客の理解を促進することは、地域文化の振興と交流人口拡大に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		サイクリング情報発信事業 内容：サイクリングマップを作成するとともに、サイクルイベントの開催を支援する。 必要性：サイクリングマップは、誘客を図る	市、 関連 団体	観光客の誘客や滞在時間の延長・

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	企業誘致	うえで必要なツールであり、観光客の市内循環による滞在時間の延長・リピーターの創出を図るうえでも重要である。また、サイクルイベントの開催を支援することで、経済や地域の活性化・関係人口の創出が図られる。 効果等： ①観光客の誘客 ②観光客の滞在時間延長 ③経済や地域の活性化 ④関係人口の創出		リピーターの創出により、経済や地域の活性化・関係人口創出を図ることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		企業等設置奨励事業 内容： 新設又は増設に伴って投下固定資産が1億円以上（製造業等5,000万円以上、情報処理サービス業300万円以上）、新規常用雇用者を5人以上の企業等に対し、①企業等施設奨励金②賃借料等奨励金③雇用奨励金④市内企業等発注奨励金⑤物流奨励金⑥通信奨励金を支給する。 必要性： 南島原市内における企業等の新設又は増設を奨励し、産業の振興と雇用の増大を図るためには、他市からの企業等の進出や地元企業の経営拡大を推進する必要がある。 効果等： ①雇用の創出 ②産業の振興	受益者	市内に他市からの企業等の進出や地元企業の経営拡大は、雇用の創出や産業の振興に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	地域公共交通整備事業 内容： 現行の路線バス、タクシーの利用が困難な市民に対し、コミュニティバスを運行する。運行は、一部地域の試験運用からはじめ改良を加えながら市内全域に拡大する。 必要性： 家用車を運転する環境にない住民は、病院や商店を利用する場合路線バスかタクシーを利用せざるを得ない。しかし、現行の路線バスは、主要な道路しか走行しておらず市内の大部分はバス空白地域となっている。また、タクシーを利用して国道251号線沿いにある医療機関や商店を日常的に利用すると多額の交通費を負担しなければならない。これらのことから、主に高齢者の移動需要に対応する必要がある。 効果等： ①地域公共交通の整備	市	人口減少社会に対応すべく、市民の足となる地域の公共交通を整備することは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		公共交通対策事業（島鉄バス補助金） 内容： 本市の公共交通路線を運行する島原鉄道株式会社に対して助成を行う。	市	公共交通は生活に必須なインフラ

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	基金積立	必要性： 本市の公共交通体系は、島原鉄道の廃止により路線バスのみである。市民の日常の生活交通において、路線バスは必要不可欠なものであるが、多くの路線において赤字により運行されている。そのため、島原鉄道株式会社に対し補助を行い、生活交通路線を維持する必要がある。 効果等： 生活交通路線の維持		の一つであることから、市民の生活交通路線を維持することは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		地域公共交通整備事業 基金積立	市	
5 生活環境 の整備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 環境	農業用廃プラスチック等適正処理事業 内容： 農業用廃プラスチック等の共同処理を推進する。 必要性： 本市は、山間部や荒地が多く、また農業が主産業であるが故にマルチや肥料袋、ポリ容器といった農業用廃棄物の不法投棄が絶えず、地域住民に不快感を与えている。山間部に暮らす住民の生活環境改善のためにも農業用廃プラスチック等の共同処理を推進し、環境保全と廃棄物の適正処理に努め、不法投棄・焼却の防止を図る必要がある。 効果等： ①廃棄物の適正処理 ②環境保全	協議会	環境保全と廃棄物の適正処理は、住民の生活環境の向上に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		南島原市道路愛護団体支援事業 内容： 市道の清掃・美化等の活動を行う団体を道路の愛護団体として認定し、愛護団体に対して美化経費等の補助を行う。 必要性： 市道の清掃・美化等の活動を住民団体で行うことによって、市民共有の財産であることを住民が再認識することができ、道路管理に関する様々な課題解決に向けて、市民と行政による協働のまちづくり効果が期待できる。 効果等： ①市道に対する共有意識の醸成 ②市民と行政による協働のまちづくり	愛護団体	市道に対する愛着意識を醸成することは、生活環境の整備に寄与し、市民と行政の協働は地域の持続的発展を図るうえで不可欠であることから、これらの効果は将来に及ぶ。
		ごみ減量 3R 運動推進事業 内容： 再生利用が可能な「資源ごみ」を回収した団体に対し報奨金を交付する資源ごみ回収推進報奨金制度を実施するとともに	市	循環型地域社会の形成は、それ自

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		に、マイバッグキャンペーンによるレジ袋削減を推進する。 必要性： 循環型地域社会の形成を目指し、市民・事業者・行政が一体となった「ごみ減量3R運動」を着実に推進することにより、着実なごみ排出量の削減が図られ、率いては不法投棄の防止にも繋がり、過疎地域に暮らす住民にとって生活環境の充実が図られ、安心な暮らしを確保することが出来る。 効果等： ①ごみ排出量の削減・不法投棄の防止 ②循環型地域社会の形成		体が地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		生ごみ処理機器購入助成事業 内容： 家庭用生ごみ処理機器等の購入費の助成を行う。 必要性： 循環型地域社会の形成を目指し、家庭用生ごみ処理機器等の普及を推進する事により、家庭から排出される生ごみの減量化と再資源化を図ることができ、過疎地域に暮らす住民の生活環境を保つことが出来る。 効果等： ①生活環境の保全 ②循環型地域社会の形成	受益者	循環型地域社会の形成は、それ自体が地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		浄化槽設置整備事業 内容： 浄化槽設置整備事業に伴う改造資金の貸付を受けた者が、借り入れた日から返済の年度の内に支払う利息の全額を補助する。また、市内全域の50人槽以下の合併処理浄化槽（下水道、農業・漁業集落排水、コミュニティプラント区域を除く）を対象に、浄化槽法第11条にかかる年1回の検査費用を助成する。 必要性： 浄化槽の普及促進及び浄化槽管理者の負担軽減と適切な維持管理を推進するうえで支援が必要である。 効果等： ①污水处理人口普及率の向上 ②生活環境の保全	市	汚水を正しく処理することは、住民の生活環境の保全や自然環境の保全に寄与し、循環型社会の一翼を担うことから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保険及び福祉の向上及び増進	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	乳幼児医療費支援事業 内容： 小学校就学までの子どもの医療費を助成する。 必要性： 子どもの医療費に関する軽減制度は、子どもを安心して生み育てる社会づくりのために不可欠な制度である。なお一層の子育て支援の充実を図るためにも今後も必要な事業である。	市	子育て支援を充実し、安心して子どもを産み育てることが出来るような環境を

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		効果等： ①子育て支援の充実		整えることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		障害児保育事業（保育所運営・活動支援事業） 内容： 保育に欠ける障害児に対し担当保育士を配置する。 必要性： 過疎地である本市では障害児施設が密に無い。近くの保育所が利用出来れば送迎等の時間も短くなり障害児、家族の負担軽減になる。また、集団保育の中で障害のない児童と共に学びあうことは障害児に対する理解を深めることも繋がる。 効果等： ①家族の負担軽減 ②障害児に対する理解を深める	市	障害児の福祉の向上を図る事は、誰もが相互に人格を尊重し合う共生社会の実現を図るものであり、地域の持続的発展に資する取組であることから、その効果は将来に及ぶ。
		保育料軽減事業（すこやか子育て支援事業） 内容： 市内に居住する2人以上の児童を扶養する保護者の2子目以降の保育料を減免する。 必要性： 多子世帯の経済的負担を軽減することにより、幼児教育の向上及び子どもを育てやすい環境づくりを図るとともに出生率向上が期待できるため、過疎地域である本市の人口減少に歯止めをかけることが見込まれる。 効果等： ①幼児教育の向上 ②子どもを育てやすい環境づくり ③出生率向上	市	子育て支援を充実し、安心して子どもを産み育てることが出来る環境を整えることは、全ての子どもたちが将来に希望をもって逞しく成長することにつながることであり、地域の持続的発展に資する取組であることから、その効果は将来に及ぶ。
		ひとり親家庭等医療費支援事業 内容： 母子・父子家庭の子どもたちや寡婦等の医療費を助成する。	市	児童の福祉増進を図る

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		必要性： 母子・父子・寡婦等の医療費に関する軽減制度は、安心・安全な社会づくりのために不可欠な制度であり、福祉の充実を図るためにも今後に必要な制度である。 効果等： ①医療費負担軽減 ②児童の福祉増進		ことは、全ての子どもたちが将来に希望をもって逞しく成長することにつながることであり、地域の持続的発展に資する取組であることから、その効果は将来に及ぶ。
		こども医療支援事業 内容： 小学生・中学生の医療費を助成する。 必要性： 子どもの医療費に関する軽減制度は、子どもを安心して生み育てる社会づくりのために不可欠な制度である。なお一層の子育て支援の充実を図るために必要な事業である。 効果等： ①医療費負担軽減 ②子育て支援の充実	市	子育て支援を充実し、安心して子どもを産み育てることが出来る環境を整えることは、全ての子どもたちが将来に希望をもって逞しく成長することにつながることであり、地域の持続的発展に資する取組であることから、その効果は将来に及ぶ。
		すくすく赤ちゃん支援事業 内容： 紙おむつや粉ミルク等の赤ちゃんの育児用品の購入費用の一部を助成する。 必要性： 子育て家庭の経済的支援を行い、子どもの健やかな成長のために適切な環境を等しく確保し、子どもを安心して生み育てる社会づくりのために不可欠な制度である。なお一層の子育て支援の充実を図るためにも今後に必要な事業である。 効果等： ①子育て家庭の経済的負担軽減 ②子育て支援の充実	市	子育て支援を充実し、安心して子どもを産み育てることが出来る環境を整えることは、全ての子どもたちが将来に希望をもって逞しく

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	高齢者・障害者福祉			成長することにつながることであり、地域の持続的発展に資する取組であることから、その効果は将来に及ぶ。
		市老人クラブ連合会支援事業 内容：老人クラブに対し助成を行う。 必要性：老人クラブ会員の親睦を深め、各地区老人クラブ活動の活性化や各種機会を確保し、高齢者の生きがいの充実や健康増進を図る必要がある。 効果等： ①健康増進 ②高齢者の生きがい充実	市	多年にわたり社会の進展に寄与し、豊富な知識と経験を持つ高齢者が、敬愛され、生きがいを持てる社会の形成は地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		市シルバー人材センター補助金 内容：市シルバー人材センターに対し助成する。 必要性：定年退職者に安定した就労機会を提供し、高齢者の生きがいの充実と社会参加を促進する必要がある。 効果等： ①高齢者の生きがい充実 ②高齢者の社会参加促進	市	多年にわたり社会の進展に寄与し、豊富な知識と経験を持つ高齢者が、敬愛され、生きがいを持てる社会の形成は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		高齢者・障害者交通費助成事業 内容：高齢者、障害者等の交通弱者に対しタクシー及びバスの利用助成券を交付する。	市	交通弱者等の生活交通を確保することは、生

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		必要性： 高齢者、障害者等の交通弱者が通院や外出する場合の交通手段として、利用するタクシー及びバスの利用料の一部を助成し、生活交通を確保する必要がある。また、高齢者の社会活動の範囲を広め、自立を助け、もって高齢者等の福祉を向上させる必要がある。 効果等： ①高齢者等交通弱者の生活交通の確保		まれ育った地域で長く生活できる環境を整えることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		緊急通報システム設置事業 内容： 常に見守りを要する状態の一人暮らしの高齢者や身体障害者等に、緊急通報装置を貸与する。 必要性： 常に見守りを要する状態の一人暮らしの高齢者や身体障害者等に対し、急病や災害時に迅速かつ適切な対応を可能とすることで、緊急時の不安解消と安全を確保する必要がある。 効果等： ①高齢者福祉の向上	市	高齢者が安心して生活できる環境を提供することは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
	健康づくり	健康づくりポイント事業 内容： 20歳以上の市民を対象に、健康診査・がん検診等の受診や各種健康相談、血圧、体重、歩数、自転車利用時間記録等の取り組みに対して、商品券と交換できるポイントを付与する。 必要性： 健康的な生活習慣の定着するためには、市民一人ひとりが目標をもち、健康づくりへの関心を高める必要がある。また、一人当たり医療費の抑制を図るためには、特定健康診査・がん検診の受診率向上が必要である。 効果等： ①健康的な生活習慣の定着 ②特定健康診査・がん検診の受診率向上 ③一人当たり医療費の抑制	市	市民一人ひとりが健康づくりへの関心を高め、健康的な生活習慣を定着することで一人当たりの医療費抑制が図られることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
	その他	特定不妊治療支援事業 (いのちの始まり応援事業) 内容： 不妊治療等に要した費用の一部を助成する。 必要性： 子を望む親の心の安らぎと出生率の向上に寄与するため、高額な費用を要す	市	子を望む親の経済的不安を軽減することで、出生率

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	基金積立	る不妊治療に対して経済的支援が必要である。 効果等： ①子を望む親への経済的支援 ②出生率の向上		の向上に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		こども医療支援事業 基金積立	市	
		高齢者・障害者交通費助成事業 基金積立	市	
		緊急通報システム設置事業 基金積立	市	
7 医療の確保	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 民間病院	在宅当番医等確保対策事業 (救急医療対策(1次・2次救急医療)・小児の休日診療事業) 内容：休日等の当番医の確保及び重症患者のための二次救急医療体制を確保し、市民生活の安全・安心を図る。 必要性：初期救急医療体制(休日当番医制度)、二次救急医療体制(病院群輪番制病院運営事業)の充実を図ることにより、救急医療体制と、人命救助体制の整備に努める必要がある。 効果： ①初期救急医療体制・二次救急医療体制の充実 ②救急医療体制・人命救助体制の整備	医師会 病院 企業団	救急医療体制・人命救助体制を整備し、医療を確保することは、市民生活の安全・安心を図るものであることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
	その他	がん等健診事業(住民健康診査事業・新たなステージに入ったがん検診総合支援事業) 内容：がんの発生が急激に増加する40歳以上の市民に対し、肺・胃・大腸・子宮・乳・前立腺がん等の健診を行う。 必要性：がんの早期発見・早期治療によって、市民が健康で安心して暮らせるようにがん検診を推進する必要がある。 効果： ①健康障害予防・市民の健康増進 ②医療費の抑制	市	がんの早期発見により、健康障害の予防や市民の健康増進、医療費の抑制に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
				果は将来に及ぶ。
8 教育の振興	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 義務教育	スクールバス運転業務委託事業 内容：スクールバスの運行やバス定期券購入に対する助成、タクシー及びマイクロバス等での送迎を行う。 必要性：学校統廃合等による遠距離通学児童・生徒の通学条件の格差是正や安全確保を図るために必要不可欠な事業である。 効果： ①児童生徒の安全確保 ②通学条件の格差是正	市	通学における児童生徒の安全確保とへき地在住の児童生徒の通学を容易にするための措置を講じることは、格差是正を図る取組であり、地域の持続的発展に資する取組である。また、その効果は将来に及ぶ。
		子どもの悩み相談事業 内容：生徒が悩み等を気軽に話せ、ストレスを和らげることのできる第三者的な存在となる「心の教室相談員」を配置する。 必要性：小規模中学校が分散しており、配置教諭だけでは対応が難しく、専門のケアを行う医療機関も少ない。その様な中で、中学生の心の成長と勉学への集中を支えるためには、相談員を配置し心のケアを行う必要がある。加えて、近年、中学校における不登校生徒数は増加傾向にあり、心の教室の存在意義は重要である。教師・保護者等に言えない悩み等を聞き、状況によっては家庭訪問等を行い不登校の解消に努める必要がある。 効果：①生徒の心のケア	市	様々な悩みを持つ生徒一人ひとりに対して、きめ細かく対応するための相談体制の整備であり、子供の健全な成長に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組である。また、その効果は将来に及ぶ。
		特別支援教育推進事業 内容：特別支援教育助手を配置して、きめ細かな支援・指導を行う。 必要性：本市においては、注意欠陥多動性障害等のある児童を通学させる特別支援学校がない。そのため、通常学級に在籍する注意欠陥多動性障害等のある児童生徒を支援する教育助手を配置する必要がある。 効果：	市	障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援することは、誰もが

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		①障害のある児童生徒が教師や友達と共に成長することが可能 ②他の児童生徒が集中して学習に取り組む環境の整備		相互に人格を尊重し合う共生社会の実現を図るものであり、地域の持続的発展に資する取組である。また、その効果は将来に及ぶ。
		語学指導外国青年招致事業 内容： 小・中学校における外国語学習の補助や国際交流を行うことのできる外国語指導助手を配置する。 必要性： 子どもたちが国際社会に対応したコミュニケーション能力を身につけるためには、実際の発音や発声及び異文化の一端に触れる機会を創出する必要がある。また、学習塾が少ない本市にあつては、外国人との交流学习ができる機会が必要である。 効果： ①外国人との交流学习 ②国際的コミュニケーション能力の向上	市	子どもたちが国際社会に対応したコミュニケーション能力を身につけ、地域社会と国際社会の架け橋となりえることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		寺子屋21推進事業 内容： 放課後や週末等において地域の方々を指導者として、市内の子どもたちに、文化・スポーツ・伝承芸能等の教室「寺子屋21」を開催する。 必要性： 心豊かでたくましい子供たちを社会全体で育むためには、放課後や週末などを活用して様々な体験活動や地域住民との交流活動を行い、文化・スポーツ・伝承芸能等の活性化を図る必要がある。 効果： ①放課後や週末等の子どもの居場所づくり ②学校をこえた子供同士の交流促進 ③子どもと地域の大人との交流促進、 ④文化・スポーツ・伝承芸能等の活性化	市	文化・スポーツ・伝承芸能等の活性化を図ることによって、心豊かでたくましい子供たちを社会全体で育み、地域の持続的発展を図る。その効果は将来に及ぶ。
		地域学校協働活動事業 (地域とともにある学校づくり推進事業) 内容： 学校と地域が協働して活動する「地域学校協働活動」を行うことにより、地域住民との交流活動、学習支援活動等の取組	市	学校と地域が連携・協働し、地域

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		を推進する。 必要性：未来を担う子どもたちの豊かな学びや成長を支えるためには、地域と学校がパートナーとして連携・協働する必要がある。 効果： ①子どもの居場所づくり ②地域間交流の充実 ③学校と地域の連携や協働活動の活性化		住民との交流活動、学習支援活動等の取組を推進することは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		家庭教育支援事業 内容：親子を対象とした様々な体験活動や研究活動を実施するとともに、ファシリテーターやコアサポーター等の人材を育成し・活用する。 必要性：家庭教育は全ての教育の出発点であり、子どもたちの心豊かで健やかな成長を育むためには親子双方への支援が必要である。 効果： ①子どもたちの豊かな情操や基本的社会習慣等を学ぶ機会の充実	市	子どもたちの豊かな情操や基本的社会習慣等を学ぶ機会を充実することにより、子どもたちの心豊かで健やかな成長を育む取組は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		プログラミング教材導入事業 内容：「ソフトバンク」の人型ロボット「Pepper」を用い、児童生徒の「プログラミング能力」及び「情報活用能力」の向上を図る。 必要性：政府が society5.0 を目指すべき未来社会の姿として提唱していることから、児童生徒の「プログラミング能力」や「情報活用能力」の向上を図る学習が必要である。 効果： ①「プログラミング能力」及び「情報活用能力」の向上	市	society5.0 を見据え、児童生徒にプログラミング能力や情報活用能力を身に着けさせる取組は、人間力豊かな子供たちを育む地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		英語教育推進事業		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		内容：市内小・中学生を対象に、年度に一度英語検定料を全額補助する。また、ハウステンボス内にあるジャイロスコープの事業を活用し、市内中学生を対象に外国人との直接的な英会話体験の機会を提供する。 必要性：児童生徒が自身の英語力を把握する機会や英語でのコミュニケーションの必要性や楽しさを感じることができる機会を創出する必要がある。 効果：①英語に対する学習意欲向上	市	国際社会に対応したコミュニケーション能力を身につけることで地域社会と国際社会の架け橋となりえることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
	生涯学習・スポーツ	公民館講座開催事業 内容：現代的課題に対応した多様な学習機会の提供や、個人の趣味や志向に好んで参加し気軽に交流できるような公民館講座の開催や拡充を図る。 必要性：地域社会の活性化や高齢者の社会参加・青少年の健全育成につながる生涯学習の機会を創出する必要がある。 効果： ①自己の充実や教養の拡大、活動を通じた交流、仲間づくり、生きがいくりの機会創出 ②まちづくり人材の育成	市	地域社会の活性化や高齢者の社会参加・青少年の健全育成を図る取組は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		読書活動推進事業 内容：本の読み聞かせイベントを実施するとともに、図書ボランティアを育成する。 必要性：読書習慣の定着を図るためには、幼少時より読み聞かせ等で本に触れ合う機会を増やすことが必要である。併せて、読み聞かせを行う図書ボランティアを育成し、子ども達の読書への意欲を引き出す必要がある。 効果： ①図書ボランティアの育成 ②読書週間の定着	市	読書活動は、こどもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていくうえで欠くことのできないものであることから、地域の持続的発展に資す

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
				る取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		市民体育祭開催事業 内容：各地区（合併前の旧町）で開催される体育祭に対し補助を行う。 必要性：地区体育祭は各地区（旧町）において、合併以前から名対抗の様な形で各年代が参加する町の一大イベントとして開催されており、多くの市民が親睦を深め、地区の活性化を図るスポーツイベントとして必要である。 効果： ①地域活性化 ②地域力の向上	実行委員会	互いに助け合う「共助」の精神を育み、地域が抱える問題や課題を住民が関心を持って、参加・解決していく総合的な力「地域力」向上に繋がることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		各種スポーツ大会参加支援事業 内容：地方公共団体又はスポーツの公益法人が主催若しくは共催又は後援する大会に、市内等の地区予選を経て出場する選手へ活動費を補助する。 必要性：過疎地域において、スポーツの振興は市民の心のゆとりや地域経済活性化の効果があるため、選手をサポートし、本市の競技力の向上とスポーツ振興を図る必要がある。 効果： ①市民の心のゆとり ②地域経済活性化 ③活力ある健全な社会の形成	市	スポーツは活力ある健全な社会の形成に貢献するものであり、スポーツの振興を図ることは、地域の持続的発展に資する取組である。また、その効果は将来に及ぶ。
		市民綱引き大会開催事業 内容：市内全域の小学生と一般男女を対象に小学生の部、一般男女混合の部、レディースの部、一般の部を設け綱引き大会を開催する。 必要性：本大会を開催する事により地域や学校及び職場の仲間の連帯感を高めるばかりではなく、地域の活性化にも繋がるため、必要である。 効果：	実行委員会	互いに助け合う「共助」の精神を育み、地域が抱える問題や課題を住民が関心を持って、参加・解決し

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		①地域や学校、職場の連帯感を高める ②職域等のリーダー育成		ていく総合的な力「地域力」向上に繋がることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		体育・文化活動支援事業 内容： 南島原市中総体大会を勝ち抜いた中学校生徒等への県・九州・全国大会出場旅費を交付する。 必要性： スポーツを通して中学校生徒が体力の向上に挑戦しようとする意欲を高めるとともに、スポーツ精神をかん養するための貴重な機会となるため必要である。 効果： ①生徒の体力向上 ②スポーツの振興	市	スポーツは活力ある健全な社会の形成に貢献するものであり、スポーツの振興を図ることは、地域の持続的発展に資する取組である。また、その効果は将来に及ぶ。
		基金積立 特別支援教育推進事業 基金積立	市	
		基金積立 語学指導外国青年招致事業 基金積立	市	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	協働のまちづくり市民活動支援事業 内容： 市民団体が自主的かつ主体的に行う公共的で公益性の高いさまざまなまちづくりの活動を支援する。 必要性： 市と市民との協働による魅力あるまちづくりを推進するとともに、市内全域での様々な事業（取組み）の展開により市民のつながりを強める必要がある。 効果： ①市民のつながり強化 ②協働のまちづくり	市民 団体	地域が抱える問題や課題を住民が関心を持って、参加・解決していく総合的な力「地域力」向上を図ることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		協働のまちづくり自治会活動支援事業		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		内容：自治会において自主的かつ主体的に行う公共的で公益性の高いさまざまなまちづくりの活動を支援する。 必要性：地域の住民生活に密着したコミュニティ体制を確立するためには、自治会組織は欠かすことができないものである。しかしながら、現状は少子高齢化とともに若者流出や後継者不足により、以前のようなさまざまな活動ができない状況にある。このような中であっても、自治会活動の活発化はまちづくりに欠かせないものであるため、支援を行い地域住民のつながりを強め、自治会活動の活性化を図る必要がある。 効果： ①地域住民のつながり強化 ②自治会活動の活性化	自治会	自治会は「共助」の中核を担う組織であり、その活性化は地域が抱える問題や課題を住民が関心を持って、参加・解決していく総合的な力「地域力」の向上につながることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		地域運営組織設立支援事業 内容：「地域運営組織」の設立を希望する地域をモデル地区に認定し、集落支援員の配置や活動補助金の交付を行い設立に向けての支援を行う。 必要性：将来の人口減少に伴う地域住民の繋がり希薄化を避け、地域住民が安心して住み続けられる地域の確立には、地域住民が中心となって、地域課題解決に向けた取り組みを持続的に実施する住民主体の組織の設立が必要である。 効果： ①地域運営組織設立 ②地域力の向上	市	地域運営組織は、地域が抱える問題や課題を住民が関心を持って、参加・解決していく総合的な力「地域力」の向上につながることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
	基金積立	協働のまちづくり自治会活動支援事業 基金積立	市	
10 地域文化の振興	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	青少年劇場開催事業 内容：中学生を対象に、音楽・演劇・古典芸能などの優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供する。	市	文化芸術は心豊かな市民の育成に資するもの

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		必要性： 文化芸術に関する豊かな心の形成による青少年の健全育成及び文化活動の振興を図るために必要な事業である。 効果等： ①文化芸術に関する豊かな心の形成 ②青少年の健全育成 ③文化芸術の振興		であり、特に地域の未来を担う子どもたちの健全育成には不可欠であることから、地域の持続的発展に資する取組として、その効果は将来に及ぶ。
		子ども夢劇場開催事業 内容： 生の舞台芸術（演劇）の鑑賞機会を設ける。 必要性： 子ども達（小学生）が自分の夢に向かって心豊かにたくましく生き抜く力を身につけさせ、心の教育と豊かな善き人格形成に寄与するため、また地域文化の振興を図るために必要である。 効果等： ①心の教育と豊かな善き人格形成 ②地域文化の振興 ③文化活動の振興	市	文化芸術は心豊かな市民の育成に必要であり、特に地域の未来を担う子どもたちの健全育成には不可欠であることから、地域の持続的発展に資する取組として、その効果は将来に及ぶ。
		芸術・文化振興事業 内容： 全市民を対象に多彩な事業を実施する。 必要性： 芸術・文化への意識と理解を深めるとともに、地域の芸術文化の振興とその担い手たる文化団体の育成と活性化のために本事業が必要である。 効果等： ①芸術・文化への意識と理解を高める ②芸術・文化の振興	市	文化芸術は心豊かな市民の育成に必要であり、地域の持続的発展に資するものであることから、その効果は将来に及ぶ。
		文化団体育成支援事業補助金 内容： 芸術文化事業の開催や新たな文化発信交流事業等の取組を行う団体等に対し支援を行う。また、文化部門において、個人または団体が一定規模以上の大会に参加する経費を補助する。	文化団体	文化芸術は心豊かな市民の育成に必要であり、地域の持続的発展

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		必要性： 音楽・演劇・古典芸能などの舞台芸術の鑑賞を通じて芸術・文化への意識と理解を高め、新たなコミュニティの創造と更なる芸術・文化の発展に寄与するため必要である。 効果等： ①芸術・文化への意識と理解を高める ②芸術・文化の振興		に資するものであることから、その効果は将来に及ぶ。
		セミナリヨ版画展 内容： 全国から応募作品を集めた「セミナリヨ版画展」を開催する。 必要性： 日本人の手によって日本最初の銅版画が作成された地域であるという歴史的事実を再認識し、自治意識の向上と地域コミュニティの活性化を図るために必要である。 効果等： ①地域文化の再認識と振興 ②自治意識の向上 ③地域コミュニティの活性化	市	地域文化の振興は、地域経済の活性化など様々な分野で貢献しうる側面を持つことから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		郷土の歴史文化伝承事業 内容： 郷土芸能文化事業の開催や新たな文化発信交流事業等の取組を行う団体等に対し支援を行う。 必要性： 地域の郷土芸能文化の振興と文化団体の育成及び伝統芸能活動の支援とその活動の活性化等を図るために必要である。 効果等： ①郷土芸能文化の振興 ②伝統芸能活動の活性化	文化 団体	郷土芸能文化の振興は、地域経済の活性化など様々な分野で貢献しうる側面を持つことから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		アートビレッジ・シラキノ事業 内容： 市民の芸術文化・教養の向上と出会いふれあいの場として、市民の芸術・文化への意識と理解を高める事業を行う。 必要性： 日本人の手によって日本最初の銅版画が作成された地域であり、また北村西望を輩出した地域において、市民の芸術文化・教養の向上と出会いふれあいの場を創出し、市民の芸術・文化への意識と理解を高めることは非常に事業効果が高く、本市においては必要な事業である。	市	文化芸術は心豊かな市民の育成に必要であり、地域の持続的発展に資するものであることから、その効果は将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		効果等： ①芸術・文化への意識と理解の向上 ②文化芸術の振興		来に及ぶ。
		口之津歴史民俗資料館 内容： 口之津歴史資料館（分館含む）の企画展の開催や、展示環境整備、新たな資料の収集・展示、保存処理や修復作業を適時行う。 必要性： 本市の海の玄関口である口之津港ターミナルに設置されている口之津歴史民俗資料館において、世界遺産を含めた歴史と文化の展示を行うことは、地の利を生かした取組であり、多くの市民や来訪者に対して認知と理解を促すうえで必要な事業である。 効果等： ①地域文化への意識と理解の向上 ②口之津歴史資料館への誘客	市	地域文化の振興と交流人口の拡大に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
11 再生可能エネルギーの利用促進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	家庭用廃油等回収活動支援事業 内容： 現在処分されている家庭から排出される廃食油を回収し、エコパーク論所原（南島原市北有馬町）において、BDF（廃食油エステル化燃料）化する。 必要性： 循環型社会への意識高揚、並びに家庭から排出する廃油に対する市民の意識高揚が期待でき、循環型社会の構築並びに水質保全を図るために必要である。 効果等： ①循環型社会への意識高揚 ②水質保全	福祉団体	循環型地域社会の形成は、それ自体が地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	市民イベント開催事業 内容： 本市が持つさまざまな魅力や地域の特性を引き立てながら、他の地域と差別化した代表的なイベントを開催する。 必要性： イベントを継続して開催することにより、まちおこしの人材育成に繋がるとともに、イベントを通して交流人口を増やすことで市の特徴をアピールし、若者の定住促進と地域振興へと繋げる。 効果等： ①まちおこし人材の育成 ②交流人口の増加 ③若者の定住促進 ④地域振興	実行委員会	まちおこし人材の育成や若者の定住促進が図られることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		旧口之津庁舎除却事業 内容： 旧口之津庁舎を除却する。 必要性： 老朽化した施設（S38 建築）であり、新耐震基準を満たしていないことから倒壊するリスクがある。また、未利用施設だが維持管理費が生じている。 効果等：	市	地域の安全確保や維持管理費削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		①次世代へ負担を残さない ②地域の安全確保 ③施設維持管理費の削減		に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		旧口之津第一小学校除却事業 内容： 旧口之津第一小学校に関する学校施設等を除却する。 必要性： 閉校（H17.3.31）後の利活用がなく、維持管理費が生じていることに加え、無償借地の返還を求められている。 効果等： ①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費の削減	市	維持管理費削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		旧蒲河小学校除却事業 内容： 旧蒲河小学校に関する学校施設等を除却する。 必要性： 敷地内に借地があるため、閉校（R3.3.31）後も借地料が生じている。また、借地のため施設の利活用が難しく、プールについては、地域住民から早期除却の要望がある。 効果等： ①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費（借地料含む）の削減	市	維持管理費（借地料含む）の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		南有馬青年会館除却事業 内容： 南有馬青年会館を除却する。 必要性： 施設を利用していた利用団体が無くなり、施設としての必要性が無い。また、長らく使用者がいなくて、施設が荒廃しており、倒壊の危険性がある。 効果等： ①次世代へ負担を残さない ②地域の安全確保	市	地域の安全確保は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		旧北有馬給食センター除却事業 内容： 旧北有馬給食センターを除却する。 必要性： 借地を有しており、市内6カ所の給食センター統合（R3.9.1）に伴って、給食センターとしての機能を有さなくなったことから、賃貸借契約に基づき解体し、原状に復する必要がある。また、施設の維持管理経費（借地料含む）が生じている。 効果等： ①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費（借地料含む）の削減	市	維持管理費（借地料含む）の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		旧慈恩寺小学校除却事業 内容： 旧慈恩寺小学校に関する学校施設等を除却する。	市	維持管理費（借地料含む）の削減による財政

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		必要性： 敷地内に借地があるため、閉校（H28.3.31）後も借地料が生じている。また、借地のため施設の利活用が難しい。 効果等： ①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費（借地料含む）の削減		負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		白木野体育館除却事業 内容： 白木野体育館を除却する。 必要性： 老朽化した施設（S59 建築）であり、施設利用者がほとんどいない。また、施設の維持管理費が生じている。 効果等： ①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費の削減	市	維持管理費の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		旧北有馬田平保育所 内容： 旧北有馬田平保育所を除却する。 必要性： 老朽化した施設（S57 建築）であり、廃園（R2.3.31）後も施設の維持管理費が生じている。 効果等： ①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費の削減	市	維持管理費の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
	基金積立	市民イベント開催事業 基金積立	市	